

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社の第一種指定電気通信設備に関する接続約款の変更の認可(平成24年度の加入光ファイバに係る接続料の改定(補正))について

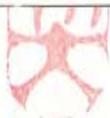
(諮問第 3 0 3 7 号)

<目 次>

1	諮問書	1
2	申請概要	2
3	審査結果	1 3

別添

- 接続約款変更認可申請書 (写) (東日本)
- 接続約款変更認可申請書 (写) (西日本)



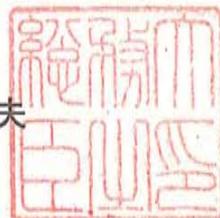
諮問第3037号

平成24年1月23日

情報通信行政・郵政行政審議会

会長 高橋 温 殿

総務大臣 川端 達夫



諮 問 書

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社から平成24年1月17日付け東相制第11-0142号及び西相制第142号で、電気通信事業法（昭和59年法律第86号。以下「法」という。）第33条第2項の規定に基づく接続約款の変更の認可申請があった。

当該申請に係る認可について、法第169条第1号の規定により諮問する。

I 申請概要

1. 申請者

東日本電信電話株式会社(以下「NTT東日本」という。)

代表取締役社長 江部 努

西日本電信電話株式会社(以下「NTT西日本」という。)

代表取締役社長 大竹 伸一

2. 申請年月日

平成24年1月17日(火)

3. 実施予定期日

認可後、平成24年4月1日(日)から実施。

4. 概要

平成24年度の光信号端末回線伝送機能等の接続料を設定(補正)するため、接続約款の変更を行うものである。

II 主な変更内容

1. 概要

1)平成23年度以降の加入光ファイバ接続料(現行接続料)の概要

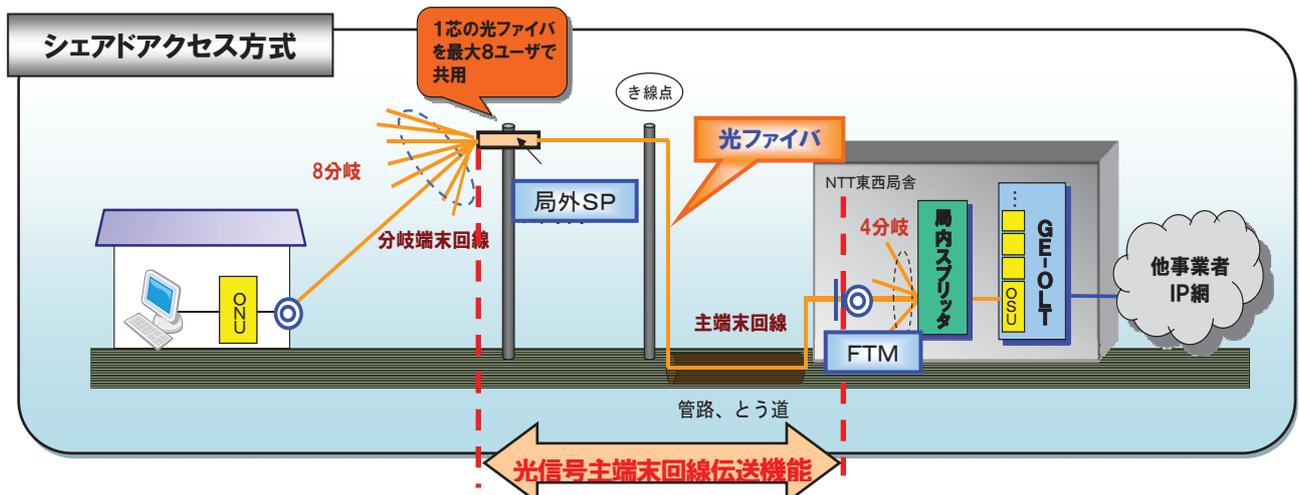
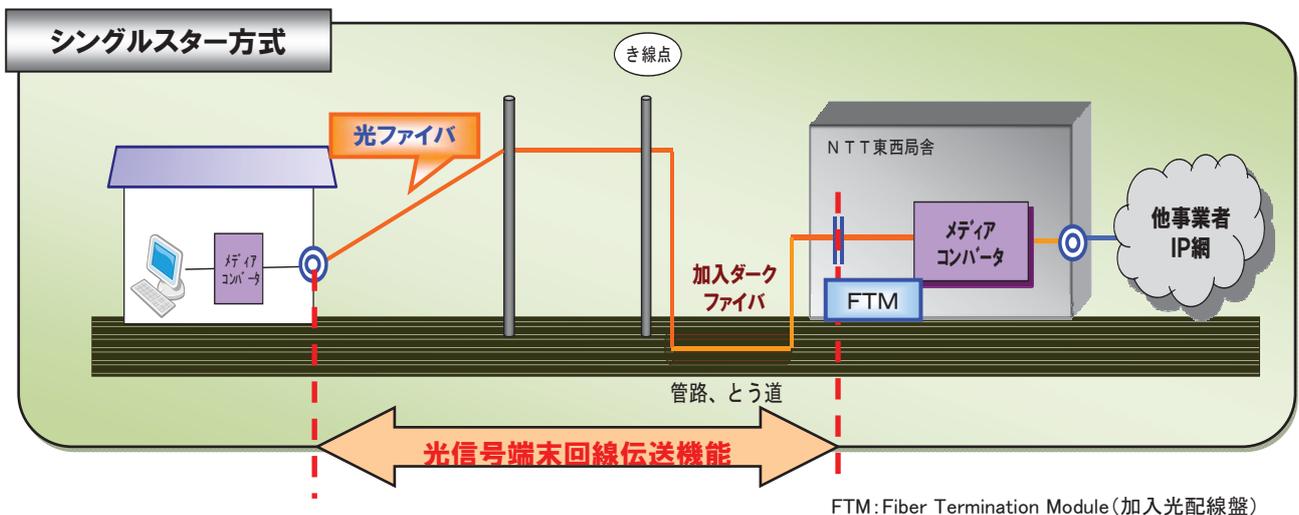
加入光ファイバについては、超高速ブロードバンドの普及促進に向け、今後も新規かつ相当の需要の増加が見込まれるサービスであることから、その接続料算定に当たっては、平成23年度から平成25年度までの3年間について、各年度ごとの需要と費用を予測して算定する将来原価方式を用いている。光信号端末回線伝送機能(シングルスター方式)及び光信号主端末回線伝送機能(シェアドアクセス方式)に係る現行の平成23年度以降の接続料は、以下のとおりである。

(タイプ1-1)^{※2}

	NTT東日本			NTT西日本		
	23年度	24年度	25年度	23年度	24年度	25年度
シングルスター方式	4,194 円	3,568 円	3,380 円	4,784 円	4,578 円	3,426 円
シェアドアクセス方式 ^{※1}	3,756 円	3,155 円	2,982 円	4,298 円	3,995 円	3,010 円

※1 接続料に含まれる局外スプリッタの料金は、平成23年度のもの。

※2 平日・昼間帯故障修理の場合

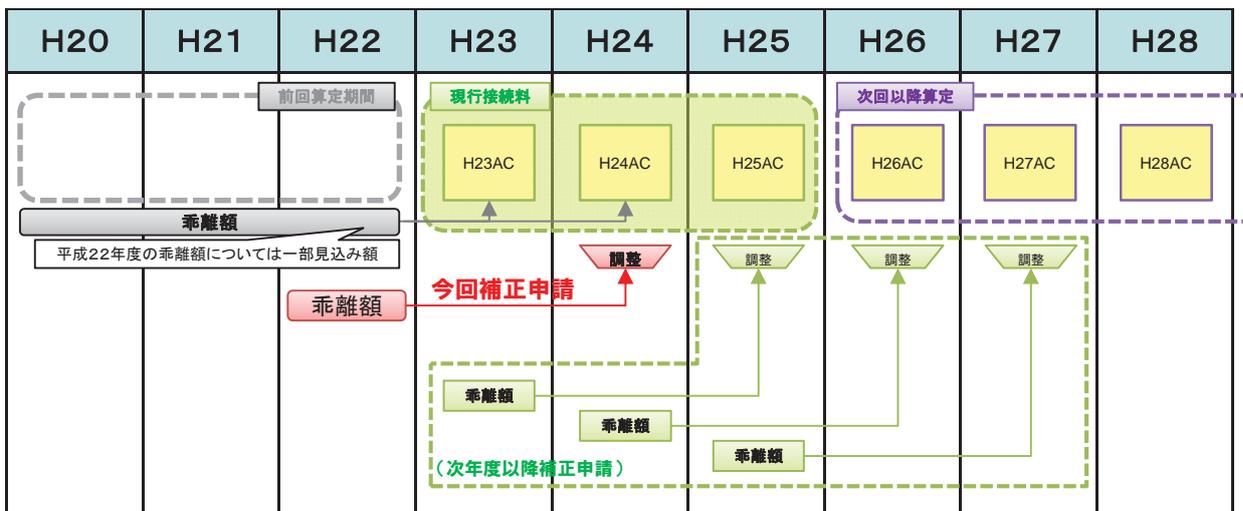


2)乖離額調整

接続料規則(第12条の2第1項)において、将来原価方式における乖離額は0と規定されており、現行制度上、乖離額調整制度は原則として認められていない。しかし、前回接続料算定期間(平成20年度～22年度)における加入光ファイバ接続料においては、情報通信審議会答申(平成20年3月27日)を踏まえ、NTT東西から補正申請がなされたことを受け、当該算定期間分に限り乖離額調整を行うことが特例的に認められている。このため、現行の平成23年度以降の加入光ファイバ接続料については、当該算定期間(平成20年度～22年度)において生じた乖離額について調整した上で、認可が行われている^(※)。

当該算定期間に発生した乖離額については、「予測費用と実績接続料収入の差額」としてとされていた。しかし、当該算定期間における実績費用は、予測費用を大幅に下回っていたことから、適正なコスト回収を図るという観点から調整方法を一部変更し、「実績費用と実績収入の差額」を乖離額として次期接続料の原価に算入することとされた。

この際、平成22年度における実績費用と実績収入については、同年度の上半期の実績値から下半期を予測した見込額により計算されていたため、本件申請は、改めて平成22年度における実績費用と実績収入の差額を算定し、当初の見込額との差分(乖離額)について、平成24年度に適用される接続料原価に算入することにより、平成24年度接続料を設定(補正)するものである。



※ 平成20年度～22年度に発生した乖離額の接続料原価への算入方法については、発生した乖離額を早期に回収する観点から平成23年度接続料において回収することを基本とするが、NTT西日本においては、低廉化傾向にある接続料が上昇に転じることを避ける観点から、平成23年度及び24年度の2年間にかけて算入することとされた。

なお、現行の平成23年度以降の加入光ファイバ接続料においても乖離額調整制度が規定されている。これは、各年度における「実績費用と実績収入の差額」について翌々年度以降の接続料原価に算入することを内容とするものであり、各年度における接続料収支の実績値が判明するたび、速やかに調整を行うものとされている。

3)災害特別損失の扱い

本件申請については、平成24年度に適用される接続料の算定に必要となる平成22年度における実績費用の算定に当たり、東日本大震災に起因する災害特別損失のうち、被災した第一種指定電気通信設備の維持・運営に係る営業費用に相当するものについて、平成23年度第2四半期で計上した当該費用に係る見積差額を減算した上で、これを算入した費用が用いられている。当該措置については、接続料規則に規定がないため、同規則第3条ただし書の許可を求める申請が本件申請と併せ行われている^(※)。

※ 特別損失については、電気通信事業会計規則上、電気通信事業損益に含まれておらず、接続会計にも計上されていない。

4)補正申請接続料の概要

本件申請は、改めて平成22年度における実績費用と実績収入の差額を算定し、当初の見込額との差分(乖離額)について、平成24年度適用接続料の原価に算入することにより、平成24年度接続料を設定(補正)するものである。具体的な接続料は以下のとおり。

(タイプ1-1)^{※3}

	NTT東日本				NTT西日本			
	(現行) 23年度	24年度	(補正申請) 24年度	25年度	(現行) 23年度	24年度	(補正申請) 24年度	25年度
シングルスター方式 ^{※1}	4,194 円	3,568 円	3,403 円 (▲4.6%)	3,380 円	4,784 円	4,578 円	4,357 円 (▲4.8%)	3,426 円
シェアドアクセス方式 ^{※1※2}	3,756 円	3,155 円	3,013 円 (▲4.5%)	2,986 円	4,298 円	3,995 円	3,846 円 (▲3.7%)	3,055 円

※1 ()内の数字は、現在認可されている平成24年度接続料に対する減少率。

※2 局外スプリッタの接続料については、実績原価方式にて毎年更新されるもの(現行の平成23年度以降の接続料に含まれる局外スプリッタの料金は平成23年度のもの、申請接続料に含まれる局外スプリッタの料金は平成24年度のもの)。

※3 平日・昼間帯故障修理の場合。

2. 光信号端末回線伝送機能(シングルスター方式)に係る接続料

1)平成22年度において生じた乖離額の調整

平成22年度における実績費用と実績収入については、同年度の上半期の実績値から下半期を予測した見込額により計算されていたため、今般の補正申請においては、改めて平成22年度における実績費用と実績収入の差額を算定し、あらかじめ算入されている当初の見込額との差額(乖離額)について算定する。具体的な乖離額は以下のとおり。

■平成22年度における実績費用と実績収入の差額

		実績費用	実績収入	実績費用と実績収入の差額	
NTT 東日本	見込み額※1	1,211 億円	1,344 億円	▲132 億円	
	実績額	1,155 億円※2	1,345 億円	▲190 億円	
	差額	▲56 億円	+2 億円	▲58 億円	→乖離額
NTT 西日本	見込み額※1	1,107 億円	1,152 億円	▲45 億円	
	実績額	1,041 億円	1,147 億円	▲106 億円	
	差額	▲66 億円	▲5 億円	▲61 億円	→乖離額

※1 平成22年度上半期の実績値から下半期を予測して計算。

※2 災害特別損失16億円を含む。

光信号端末回線伝送機能(シングルスター方式)に係る接続料は、上記で算定した乖離額のうち、光ファイバ及びFTMに係る乖離額を加算して算定される。これを平成24年度における稼働芯線見込み数で除することにより算出される1芯当たりの乖離額は以下のとおり。

■乖離額(シングルスター方式)

		①シングルスター方式	②シェアドアクセス方式	総額 (①+②)
NTT 東日本	乖離額	▲27 億円	(▲30 億円)	▲58 億円
	1 芯当たり乖離額	▲165 円		
NTT 西日本	乖離額	▲22 億円	(▲39 億円)	▲61 億円
	1 芯当たり乖離額	▲221 円		

2)接続料の算定

一芯当たり乖離額を算入した光信号端末回線伝送機能(シングルスター方式)の接続料は以下のとおり。

■光信号端末回線伝送機能(シングルスター方式)の接続料※1※2 (タイプ1-1)

		(現行) 平成23年度	平成24年度	(補正申請) 平成24年度	平成25年度※3
NTT東日本		4,194 円	3,568 円 (▲626 円)	3,403 円 (▲791 円)	3,380 円 (▲814 円)
	光ファイバ	3,500 円	3,264	3,264 円	3,093 円
	FTM	159 円	134	134 円	117 円
	施設設置負担加算料	170 円	170	170 円	170 円
乖離額	平成20年度~22年度に係る乖離額	365 円	—	—	—

	平成22年度に係る乖離額		—		—		▲165円		—
NTT西日本			4,784円		4,578円 (▲206円)		4,357円 (▲427円)		3,426円 (▲1,358円)
	光ファイバ		3,830円		3,468円		3,468円		3,169円
	FTM		113円		102円		102円		94円
	施設設置負担加算料		163円		163円		163円		163円
乖離額	平成20年度～22年度に係る乖離額		678円		845円 ^{※4}		845円 ^{※4}		—
	平成22年度に係る乖離額		—		—		▲221円		—

※1 1芯当たりの月額料金。括弧内の数字は、現行接続料との差額。

※2 上記のほかに、回線管理運営費(東:51円、西:60円(平成24年度。実績原価方式により申請中))が必要。

※3 平成25年度接続料については、平成23年度に生じた乖離額の調整が行われる予定。

※4 NTT西日本においては、平成23年度以降の接続料の認可時に、前回算定時における光信号端末回線伝送機能(シングルスター方式)の接続料の低減率と同程度が低減されるように、前回算定期間(平成20年度～22年度)に係る乖離額を平成23年度接続料及び平成24年度接続料に配分。

3. 光信号主端末回線伝送機能(シェアアクセス方式)に係る接続料

1)平成22年度において生じた乖離額の算定

光信号主端末回線伝送機能(シェアアクセス方式)に係る接続料は、光信号端末回線伝送機能(シングルスター方式)に係る接続料で算定した乖離額のうち、光ファイバの主回線(局舎から局外スプリッタまでの区間)部分及びFTMに係る乖離額のみを加算して算定される。これを平成24年度における稼働芯線見込み数で除することにより算出される1芯当たりの乖離額は以下のとおり。

■乖離額(シェアアクセス方式)

		①シングルスター方式	②シェアアクセス方式	総額 (①+②)
NTT東日本	乖離額	(▲27億円)	▲30億円	▲58億円
	1芯当たり乖離額		▲146円	
NTT西日本	乖離額	(▲22億円)	▲39億円	▲61億円
	1芯当たり乖離額		▲194円	

2)接続料の算定

一芯当たり乖離額を算入した光信号主端末回線伝送機能(シェアアクセス方式)の接続料は以下のとおり。

■光信号主端末回線伝送機能(シェアアクセス方式)の接続料^{※1}

(タイプ1ー1)

		(現行) 平成23年度	平成24年度	(補正申請) 平成24年度	平成25年度 ^{※2}
NTT東日本		3,756 円	3,155 円 (▲601 円)	3,013 円 (▲743 円)	2,986 円 (▲770 円)
光ファイバ(主回線部分)		3,000 円	2,781 円	2,781 円	2,626 円
FTM		159 円	134 円	134 円	117 円
施設設置負担加算料		146 円	145 円	145 円	144 円
乖離額	平成20年度～22年度に係る乖離額	356 円	—	—	—
	平成22年度に係る乖離額	—	—	▲146	—
局外 SP ^{※3}		95 円	95 円	99 円	99 円
NTT西日本		4,298 円	3,995 円 (▲303 円)	3,846 円 (▲452 円)	3,055 円 (▲1,243 円)
光ファイバ(主回線部分)		3,316 円	2,995 円	2,995 円	2,733 円
FTM		113 円	102 円	102 円	94 円
施設設置負担加算料		141 円	141 円	141 円	141 円
乖離額	平成20年度～22年度に係る乖離額	686 円	715 円 ^{※4}	715 円 ^{※4}	—
	平成22年度に係る乖離額	—	—	▲194 円	—
局外 SP ^{※3}		42 円	42 円	87 円	87 円

※1 1芯当たりの月額料金。括弧内の数字は、現行接続料との差額。

※2 平成25年度接続料については、平成23年度に生じた乖離額の調整が行われる予定。

※3 局外スプリッタの接続料については、実績原価方式にて毎年更新されるもの(現行の平成23年度以降の接続料に含まれる局外スプリッタの料金は平成23年度のもの、申請接続料に含まれる局外スプリッタの料金は平成24年度のもの)。

※4 NTT西日本においては、平成23年度以降の接続料の認可時に、前回算定時における光信号主端末回線伝送機能(シェアアクセス方式)の接続料の低減率と同程度が低減されるように、前回算定期間(平成20年度～22年度)に係る乖離額を平成23年度接続料及び平成24年度接続料に配分。

3)光信号分岐端末回線に係る加算料

シェアアクセス方式では上記接続料に加えて、局外スプリッタから加入者宅までの光信号分岐端末回線の利用に係る加算料^(※)(実績原価方式により算定)が以下のとおり必要となる。

※ なお、光信号分岐端末回線に係る加算料については、(1)NTT東西の屋内配線と一体として光信号分岐端末回線を利用する場合(キャビネットに係る費用について、キャビネットの有無の割合に応じて加重平均して設定)の料金と、(2)NTT東西の屋内配線と一体とせず、NTT東西又は接続事業者設置のキャビネットに收容された光信号分岐端末回線を利用する場合の料金の2通りが設定されている。

■光信号分岐端末回線に係る加算料

(NTT東西の屋内配線と一体として光信号分岐端末回線を利用する場合)(タイプ1-1)

	現行接続料(平成23年度)	平成24年度
NTT東日本	310 円	274 円 (▲36 円)
NTT西日本	354 円	317 円 (▲37 円)

■光信号分岐端末回線に係る加算料

(NTT東西の屋内配線と一体とせず、NTT東西設置のキャビネットに收容された光信号分岐端末回線を利用する場合) (タイプ1-1)

	現行接続料(平成23年度)	平成24年度
NTT東日本	310 円	287 円 (▲23 円)
NTT西日本	354 円	329 円 (▲25 円)

※ このほかに、1分岐ごとに回線管理運営費(東:51 円、西:60 円(平成24年度。実績原価方式により申請中))が必要。

【参考】乖離額調整に係る検証

(1) 前回接続料算定期間(平成20年度～22年度)における乖離額に係る調整

前回接続料算定期間(平成20年度～22年度)における加入光ファイバ接続料においては、情報通信審議会(平成20年3月27日)の答申を踏まえ、NTT東西から補正申請がなされたことを受け、当該算定期間分に限り乖離額調整を行うことが特例的に認められている。

今般、平成22年度の接続料収支の実績値が判明したため、乖離額調整の調整方法の妥当性の観点から、改めて当該算定期間における乖離額に係る調整について検証を行うこととする。

当該算定期間における加入光ファイバ接続料においては、算定期間中に生じた乖離額を次期接続料等において調整することとされ、また、その調整額は、「予測費用と実績収入の差額」とされていた。しかし、当該算定期間における実績費用は、予測費用を大幅に下回っていたことから、適正なコスト回収を図るという観点から調整方法を一部変更し、「実績費用と実績収入の差額」を乖離額として接続料原価に算入することとされた。平成22年度の接続料収支の実績値を踏まえた、これら双方の乖離額は以下のとおり。

■平成20年度～22年度における予測費用・実績費用

	予測費用	実績費用	実績収入	予測費用と実績収入の差額	実績費用と実績収入の差額
NTT東日本	3,832 億円	3,540 億円	3,474 億円	358 億円	66 億円
NTT西日本	3,762 億円	3,354 億円	2,993 億円	769 億円	361 億円

平成22年度の接続料収支の実績値を踏まえた前回接続料算定期間における加入光ファイバコストの推移は以下のとおりであり、3年間の総額で見た場合、NTT東西ともに実績費用が予測費用を下回っている。

■平成20年度～22年度における光ファイバコスト

		H20実績	H21実績	H22実績	3年間総額
NTT東日本	実績費用	1,214 億円	1,171 億円	1,155 億円	3,540 億円
	予測費用	1,005 億円	1,300 億円	1,528 億円	3,832 億円
	差分	+209 億円	▲129 億円	▲373 億円	▲292 億円 (▲7.6%)
NTT西日本	実績費用	1,196 億円	1,117 億円	1,041 億円	3,354 億円
	予測費用	972 億円	1,209 億円	1,581 億円	3,762 億円
	差分	+224 億円	▲92 億円	▲540 億円	▲408 億円 (▲10.8%)

※ ()内の数字は、予測費用に対する実績費用の増減率。

しかし、稼働芯線数についても実績芯線数が予測芯線数を下回っているため、当該芯線数の減少に応じたコスト削減がなされているかという点にも着目する必要がある。

■平成20年度～22年度における稼働芯線数(千芯)

		H20実績	H21実績	H22実績	3年間計
NTT 東日本	実績芯線数	1,853	2,262	2,606	6,721
	予測芯線数	1,942	2,528	2,981	7,451
	差分	▲89	▲266	▲375	▲730 (▲9.8%)
NTT 西日本	実績芯線数	1,589	1,820	2,122	5,532
	予測芯線数	1,798	2,239	2,939	6,976
	差分	▲209	▲419	▲817	▲1,444 (▲20.7%)

※ ()内の数字は、予測芯線数に対する実績芯線数の増減率。

この点、現行の平成23年度以降の接続料の認可に当たっては、認可条件として、コスト削減インセンティブを確保する必要性から、需要の減少が生ずる場合には、それに応じたコスト削減の取組について、平成24年度接続料に係る乖離額の補正申請時までには総務省に報告することとされている。NTT西日本においては、平成22年度末時点の実績芯線数が平成23年度以降の接続料の算定に用いた予測芯線数を下回っている(次ページの表参照)ため、今般の申請に合わせ、故障修理等の業務効率化や無派遣工事の推進等によるコスト削減を進めている旨の報告が行われている。

(2) 現行接続料算定期間(平成23年度～25年度)における乖離額に係る調整

現行の平成23年度以降の接続料に係る乖離額調整制度においては、平成23年度から平成25年度の各年度における接続料収支の実績値が判明するたびに、速やかに調整を行うこととされており、その調整額は、各年度における実績費用と実績収入の差額とされている。

当該乖離額調整制度については、現行接続料に係るNTT東西からの当初申請案において恒久的な制度として位置づけられていたところ、情報通信行政・郵政行政審議会答申(平成23年3月29日)において、「乖離額調整に係る規定の修正(恒常的な制度として接続約款の本則に位置づけるのではなく、特例として附則に規定すること)を行うこと」とされたことを受け、NTT東西から補正申請がなされ、これを認可したものである。

当該乖離額調整制度を含む、現行の平成23年度以降の接続料の認可に当たっては、認可条件として、平成23年度から平成25年度までの半期ごとの状況について各期間経過後2ヶ月以内に総務省に報告することとされている。

平成22年度末時点では、NTT西日本において実績芯線数が予測芯線数を下回っているものの、その乖離は、NTT東日本で約0.2%、NTT西日本で約0.9%である。また、直近の平成23年9月末時点では、NTT東日本において予測芯線数を下回っているものの、その乖離はNTT東日本で約0.5%、NTT西日本で約2.1%となっている。現時点においては、おおむね需要予測に沿った形で実際の需要が伸びていると考えられる。

■平成22年度～25年度末時点の稼働芯線数(千芯)

		H22年度末	H23年度末	(参考)	H24年度末	H25年度末
				H23. 9末		
NTT 東日本	実績芯線数	2,739	—	2,855	—	—
	予測芯線数	2,734	3,006	2,870	3,210	3,382
	差分	5	—	▲15	—	—
NTT 西日本	実績芯線数	2,286	—	2,420	—	—
	予測芯線数	2,307	2,432	2,369	2,582	2,699
	差分	▲21	—	50	—	—

※H23. 9末時点の予測は、(H22年度末予測+H23年度末予測)／2。

平成23年度以降の接続料収支の実績値が判明した際には、引き続き乖離額に係る調整について検証を行うことが適当である(※)。

※ 現行の平成23年度以降の接続料の認可に当たっては、(1) 予見可能性、(2) 公平性、(3) コスト削減インセンティブの観点から検証が行われた。

審 査 結 果

電気通信事業法施行規則（昭和 60 年郵政省令第 25 号。以下「施行規則」という。）、接続料規則（平成 12 年郵政省令第 64 号）及び電気通信事業法関係審査基準（平成 13 年 1 月 6 日総務省訓令第 75 号。以下「審査基準」という。）の規定に基づき、以下のとおり審査を行った結果、審査事項 16 の審査結果が適となることを前提として認可することが適当と認められる。

審 査 事 項	審査結果	事 由
1 施行規則第 23 条の 4 第 1 項で定める箇所における技術的条件が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)ア）	—	該当事項なし。
2 接続料規則第 4 条で定める機能ごとの接続料が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)イ）	適	接続料は接続料規則第 4 条に規定する機能ごとに定められており、かつ、接続料は適正かつ明確に定められていると認められる。 ただし、乖離額調整制度の扱いについては、別紙参照。
3 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び当該指定電気通信設備とその電気通信設備を接続する他の電気通信事業者の責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)ウ）	—	該当事項なし。
4 電気通信役務に関する料金を定める電気通信事業者の別が適正かつ明確に定められていること。（審査基準第 15 条(1)エ）	—	該当事項なし。
5 他事業者が接続の請求等を行う場合において、①必要な情報の開示を受ける手続、②接続の請求への回答を受ける手続、③協定の締結及び解除の手続、④情報開示に係る標準的期間、⑤接続の請求から回答・接続が開始されるまでの標準的期間等が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 1 号及び審査基準第 15 条(1)オ）	—	該当事項なし。
6 他事業者が接続に必要な装置を建物、管路、とう道若しくは電柱等に設置等する場合において、①情報の開示を受ける手続、②設置等の可否について回答を受ける手続、③他事業者が工事又は保守を行う場合の手続、④工事又は保守に他事業者が立会いをする手続、⑤工事に係る標準的期間、⑥場所等に関して他事業者が負担すべき金額、⑦工事等に関して他事業者が負担すべき金額が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 2 号及び審査基準第 15 条(1)カ）	—	該当事項なし。
7 他事業者が屋内配線設備（集合住宅向けに限る）を利用する場合において、①工事を行う手続、②負担すべき金額、③利用する場合の条件が適正かつ明確に定められていること。（施行規則第 23 条の 4 第 2 項第 3 号及び審査基準第 15 条(1)キ）	—	該当事項なし。

<p>8 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が工事若しくは保守、料金の請求若しくは回収その他第一種指定電気通信設備との接続に係る業務を行う場合に、これに関して当該事業者が負担すべき能率的な経営の下における適正な原価に照らし公正妥当な金額が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第4号及び審査基準第15条(1)㍑)</p>	—	該当事項なし。
<p>9 第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者及び他事業者がその利用者に対して負うべき責任に関する事項が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第5号及び審査基準第15条(1)㍑)</p>	—	該当事項なし。
<p>10 法第8条第1項の重要通信の取扱方法が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第6号及び審査基準第15条(1)㍑)</p>	—	該当事項なし。
<p>11 他事業者が接続に関して行う請求及び第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者が当該請求に対して行う回答において用いるべき様式が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第7号及び審査基準第15条(1)㍑)</p>	—	該当事項なし。
<p>12 他事業者と協議が調わない場合のあっせん又は仲裁による解決方法が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第8号及び審査基準第15条(1)㍑)</p>	—	該当事項なし。
<p>13 番号ポータビリティ機能の接続料について、接続料規則第15条の2ただし書の規定によるときは、固定端末系伝送路設備を直接收容する交換等設備を設置する電気通信事業者が当該機能の接続料を負担すべき電気通信事業者から当該機能の接続料の額に相当する金額を取得し当該機能の接続料を第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者に支払うことを確保するために必要な事項が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第9号及び審査基準第15条(1)㍑)</p>	—	該当事項なし。
<p>14 前各号に掲げるもののほか、他事業者の権利又は義務に重要な関係を有する電気通信設備の接続の条件に関する事項があるときは、その事項が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第10号及び審査基準第15条(1)㍑)</p>	—	該当事項なし。
<p>15 有効期間を定めるときは、その期間が適正かつ明確に定められていること。(施行規則第23条の4第2項第11号及び審査基準第15条(1)㍑)</p>	—	該当事項なし。
<p>16 接続料が接続料規則に定める方法により算定された原価に照らし公正妥当なものであること。(審査基準第15条(2))</p>	一部 保留	<p>接続料は接続料規則に定める方法により算定された原価に照らし、公正妥当なもの認められる。 なお、乖離額調整制度については別紙のとおり。 ただし、災害特別損失の扱いについては別紙のとおり意見招請結果等も踏まえて判断することが適当である。</p>

17 接続の条件が、第一種指定電気通信設備を設置する電気通信事業者がその指定電気通信設備に自己の電気通信設備を接続することとした場合の条件に比して不利なものでないこと。(審査基準第15条(3))	—	該当事項なし。
18 特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをするものでないこと。(審査基準第15条(4))	適	本件申請において、特定の電気通信事業者に対し不当な差別的取扱いをする旨の記載は認められない。

(別紙)

1. 乖離額調整制度の扱いについて

本件申請については、平成22年度の収入と原価の差額に係る見込み値と実績値の差額を、平成24年度の接続料の原価に加えて算定するものであり、これは現行接続料規則上認められていないため、同規則第3条ただし書の許可を求める申請が本件申請と併せ行われている。加入光ファイバ接続料においては、特例として将来原価方式の乖離額調整制度が認められているため、本件申請においてもこれを認めることが適当である。

2. 災害特別損失の扱いについて

本件申請については、平成24年度に適用される接続料の算定に必要な平成22年度における実績費用の算定に当たり、東日本大震災に起因する災害特別損失のうち、被災した第一種指定電気通信設備の維持・運営に係る営業費用に相当するものについて、平成23年度第2四半期で計上した当該費用に係る見積差額を減算した上で、これを算入した費用が用いられている。当該措置については、接続料規則に規定がないため、同規則第3条ただし書の許可を求める申請が本件申請と併せ行われている。これらの費用の算入とそれを前提とした接続料の額の適否の判断は、意見招請結果等も踏まえて行うことが適当である。

接続約款変更認可申請書



東相制第 11-0142 号
平成 24 年 1 月 17 日

総務大臣
川端 達夫 殿

郵便番号 163-8019

とうきょうとしんじゅくにしんじゅくさんちようめ

住所 東京都新宿区西新宿三丁目19-2

名称及び代表者の氏名

ひがしにつぼんでんしんでんわかぶしがいしゃ

東日本電信電話株式会社

えべ つとむ

代表取締役社長 江部 努

登録年月日及び登録番号

平成16年4月1日 第233号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、平成24年4月1日から実施します。
------	---------------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

新

料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
1 適用

区 分	内 容
(1)～(7) (略)	(略)
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	<p>ア～エ (略)</p> <p>オ 利用者の建物内の当社の光屋内配線と光信号端末回線を一体として利用する場合は、2-1-1-1第6欄ア欄又は2-1-1-2第2欄ア欄に掲げる料金額に2-1-2第2欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、2-1-2第2欄イ欄に規定する機能に係る保守の区別については、一体として利用する光信号分岐端末回線の保守の態様と同一になるものを適用します。</p> <p>カ 2 (料金額) 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能については、キに規定する場合を除き、2-1-1-1に掲げる料金額に、2-1-1-2第2欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア③欄に規定する加算料を適用するものが含まれるときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する加算料を、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア②欄又はア③欄に規定する加算料を適用するものが含まれないときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する加算料を、それら以外のときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する加算料を適用します。</p> <p>キ～セ (略)</p> <p>ソ 2 (料金額) 2-1-1-1第6欄イ欄に規定する機能については、2-1-1-1に掲げる料金額に、2-1-1-2第2欄ア欄に掲げる料金額を組み合わせて適用します。この場合において、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア③欄に規定する加算料を適用するものが含まれるときは、その光信号主端末回線について2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する基本料を、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア②欄又はア③欄に規定する加算料を適用するものが含まれないときは、その光信号主端末回線について2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する基本料を、それら以外のときは、その光信号主端末回線について2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する基本料を適用します。</p> <p>タ～ナ (略)</p>

料金表
第1表 接続料金
第1 網使用料
1 適用

区 分	内 容
(1)～(7) (略)	(略)
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	<p>ア～エ (略)</p> <p>オ 利用者の建物内の当社の光屋内配線と光信号端末回線を一体として利用する場合は、2-1-1-1第6欄ア欄又は2-1-1-2第2欄ア(7)欄に掲げる料金額に2-1-2第2欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、2-1-2第2欄イ欄に規定する機能に係る保守の区別については、一体として利用する光信号分岐端末回線の保守の態様と同一になるものを適用します。</p> <p>カ 2 (料金額) 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能については、キに規定する場合を除き、2-1-1-1に掲げる料金額に、2-1-1-2第2欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア(7)③欄又は(イ)C欄に規定する加算料を適用するものが含まれるときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する加算料を、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア(7)②欄若しくは③欄又は(イ)B欄若しくはC欄に規定する加算料を適用するものが含まれないときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2第2欄イ(ウ)欄に規定する加算料を、それら以外のときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2第2欄イ(イ)欄に規定する加算料を適用します。</p> <p>キ～セ (略)</p> <p>ソ 2 (料金額) 2-1-1-1第6欄イ欄に規定する機能については、2-1-1-1に掲げる料金額に、2-1-1-2第2欄ア欄に掲げる料金額を組み合わせて適用します。この場合において、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア(7)③欄又は(イ)C欄に規定する加算料を適用するものが含まれるときは、その光信号主端末回線について2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する基本料を、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア(7)②欄若しくは③欄又は(イ)B欄若しくはC欄に規定する加算料を適用するものが含まれないときは、その光信号主端末回線について2-1-1-1第6欄イ(ウ)欄に規定する基本料を、それら以外のときは、その光信号主端末回線について2-1-1-1第6欄イ(イ)欄に規定する基本料を適用します。</p> <p>タ～ナ (略)</p>

- 2 料金額
- 2-1 端末回線伝送機能
- 2-1-1 基本額
- 2-1-1-1 基本料

月額

区分		単位	料金額	備考	
(1)~(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(3) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	ア~イ(略) ウ 1 芯式のもの	(略)	(略)	
			(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに 第6欄ア(7)①A欄に規定する料金額
				② 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに 第6欄ア(7)①B欄に規定する料金額
			③ 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに 第6欄ア(7)①C欄に規定する料金額	
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに 第6欄ア(7)②A欄に規定する料金額	
			② 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに 第6欄ア(7)②B欄に規定する料金額	
			③ 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに 第6欄ア(7)②C欄に規定する料金額	
		(ウ) (イ)以外のもの	① 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに 第6欄ア(7)③A欄に規定する料金額	
			② 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに 第6欄ア(7)③B欄に規定する料金額	
	③ 平成25年4月1日以降に適用する料金		1回線ごとに 第6欄ア(7)③C欄に規定する料金額		
	エ 2 芯式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	8,044円

- 2 料金額
- 2-1 端末回線伝送機能
- 2-1-1 基本額
- 2-1-1-1 基本料

月額

区分		単位	料金額	備考		
(1)~(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)		
(3) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合)	端末回線により伝送を行う機能	ア~イ(略) ウ 1 芯式のもの	(略)	(略)		
			(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに 第6欄ア(7)①A欄に規定する料金額	
				② 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに 第6欄ア(7)①B欄に規定する料金額	
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに 第6欄ア(7)②A欄に規定する料金額		
			② 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに 第6欄ア(7)②B欄に規定する料金額		
			(ウ) (イ)以外のもの	① 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに 第6欄ア(7)③A欄に規定する料金額	
			② 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに 第6欄ア(7)③B欄に規定する料金額		
		エ 2 芯式のもの	(7) 保守の区別がタイプ1-1のもの	① 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	6,478円

			もの	② 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	6,796円				
				③ 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)				
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	8,044円				
				② 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	6,796円				
				③ 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)				
			(ウ) (ア) (イ) 以外のもの	① 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	8,285円				
				② 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	7,000円				
				③ 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)				
			(4)~(4)-2(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			(5) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)	ア (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
イ 端末回線により伝送を行う機能(1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに								
	(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	5,407円							

			もの	② 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)				
				③ 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)				
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	6,478円				
				② 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)				
				③ 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)				
			(ウ) (ア) (イ) 以外のもの	① 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	6,672円				
				② 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)				
				③ 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)				
			(4)~(4)-2(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
			(5) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合)	ア (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)
イ 端末回線により伝送を行う機能(1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限ります。)	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの	1回線ごとに								
	(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの	1回線ごとに	4,667円							

(6) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項中第1-3欄で接続する場合)	ア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないもの)により1芯にて伝送を行う機能	(7) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。)を利用する場合	① 保守の区別がタイプ1のもの	A 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,022円
			B 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,398円	
			C 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,022円
			B 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,398円	
			C 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
	③ ①②以外のもの	A 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,143円		
	B 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,500円			
	C 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)			
	(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	① 保守の区別がタイプ1のもの	A 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,022円	
		B 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,398円		
		C 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)		
② 保守の区別がタイプ1-2のもの		A 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,022円		
B 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金		1回線ごとに	3,398円			
C 平成25年4月1日以降に適用する料金		1回線ごとに	(略)			

(6) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項中第1-3欄で接続する場合)	ア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないもの)により1芯にて伝送を行う機能	(7) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。)を利用する場合	① 保守の区別がタイプ1のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,239円
			B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,239円
			B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
			③ ①②以外のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,336円
			B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
	(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合	① 保守の区別がタイプ1のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,239円	
		B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)		
		② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,239円	
		B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)		

		③ ①② 以外の もの	A 平成23年4月1日か ら平成24年3月31日 まで適用する料金	1回線ご とに	4,143円	
			B 平成24年4月1日か ら平成25年3月31日 まで適用する料金	1回線ご とに	3,500円	
			C 平成25年4月1日以 降に適用する料金	1回線ご とに	(略)	
イ 光信号主端末回線 (光局外スプリッタを 含むものに限りま す。)により1芯にて伝送を 行う機能	(7) 保 守の区 分がタ イプ1 -1の もの	① 平成23年4月1日 から平成24年3月31 日まで適用する料金	1回線ご とに	3,756円		
		② 平成24年4月1日 から平成25年3月31 日まで適用する料金	1回線ご とに	3,155円		
		③ 平成25年4月1日 以降に適用する料金	1回線ご とに	2,982円		
	(イ) 保 守の区 分がタ イプ1 -2の もの	① 平成23年4月1日 から平成24年3月31 日まで適用する料金	1回線ご とに	3,756円		
		② 平成24年4月1日 から平成25年3月31 日まで適用する料金	1回線ご とに	3,155円		
		③ 平成25年4月1日 以降に適用する料金	1回線ご とに	2,982円		
	(ウ) (7) (イ)以 外の もの	① 平成23年4月1日 から平成24年3月31 日まで適用する料金	1回線ご とに	3,864円		
		② 平成24年4月1日 から平成25年3月31 日まで適用する料金	1回線ご とに	3,245円		
		③ 平成25年4月1日 以降に適用する料金	1回線ご とに	3,067円		
(7) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

		③ ①② 以外の もの	A 平成24年4月1日か ら平成25年3月31日 まで適用する料金	1回線ご とに	3,336円	
			B 平成25年4月1日以 降に適用する料金	1回線ご とに	(略)	
イ 光信号主端末回線 (光局外スプリッタを 含むものに限りま す。)により1芯にて伝送を 行う機能	(7) 保 守の区 分がタ イプ1 -1の もの	① 平成24年4月1日 から平成25年3月31 日まで適用する料金	1回線ご とに	3,013円		
		② 平成25年4月1日 以降に適用する料金	1回線ご とに	2,986円		
	(イ) 保 守の区 分がタ イプ1 -2の もの	① 平成24年4月1日 から平成25年3月31 日まで適用する料金	1回線ご とに	3,013円		
		② 平成25年4月1日 以降に適用する料金	1回線ご とに	2,986円		
	(ウ) (7) (イ)以 外の もの	① 平成24年4月1日 から平成25年3月31 日まで適用する料金	1回線ご とに	3,099円		
		② 平成25年4月1日 以降に適用する料金	1回線ご とに	3,071円		
(7) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

(8) 端末回線伝送機能 (第5条 (標準的な接続箇所) 第1項の表中第5-2欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置 (端末回線を終端するための装置に限ります。) 及び端末回線により伝送を行う機能	3Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	6,078円	—
		6Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	7,438円	
		9Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	8,038円	
		12Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	8,598円	
		15Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	9,158円	
		18Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	9,758円	
		21Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	10,318円	
		24Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	10,918円	
		27Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	11,478円	
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	12,038円	
		33Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	12,638円	
(9) 端末回線伝送機能 (第5条 (標準的な接続箇所) 第1項の表中第5-3欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア 10Mbit/s から 100Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	7,492円	—
		イ 200Mbit/s から 1Gbit/s までの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	12,052円	

(8) 端末回線伝送機能 (第5条 (標準的な接続箇所) 第1項の表中第5-2欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置 (端末回線を終端するための装置に限ります。) 及び端末回線により伝送を行う機能	3Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	5,531円	—
		6Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	7,049円	
		9Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	7,693円	
		12Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	8,291円	
		15Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	8,935円	
		18Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	9,533円	
		21Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	10,177円	
		24Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	10,821円	
		27Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	11,419円	
		30Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	12,063円	
		33Mbit/sの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	12,707円	
(9) 端末回線伝送機能 (第5条 (標準的な接続箇所) 第1項の表中第5-3欄で接続する場合)	端末回線を収容する伝送装置及び端末回線により伝送を行う機能	ア 10Mbit/s から 100Mbit/s までの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	5,943円	—
		イ 200Mbit/s から 1Gbit/s までの符号伝送が可能なもの	1回線ごとに	10,123円	

2-1-1-2 加算料

				月額		
区分			単位	料金額	備考	
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア (略)		(略)	(略)	(略)	
	イ 1 芯式のもの	(7) (イ)以外のもの	① 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(イ)①欄に規定する料金額	
			② 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(イ)②欄に規定する料金額	
			③ 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(イ)③欄に規定する料金額	
		(イ) 2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの	① 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	172円	
			② 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	170円	
			③ 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
	ウ 2芯式のもの	(7) 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	344円		
		(イ) 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	340円		
		(ウ) 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)		

2-1-1-2 加算料

				月額		
区分			単位	料金額	備考	
(1) 専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア (略)		(略)	(略)	(略)	
	イ 1 芯式のもの	(7) (イ)以外のもの	① 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(イ)①欄に規定する料金額	
			② 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(イ)②欄に規定する料金額	
			(イ) 2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの	① 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	
		② 平成25年4月1日以降に適用する料金		1回線ごとに	(略)	
		ウ 2芯式のもの		(7) 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	
			(イ) 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	

(2) 2-1-1-1-1 第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	ア 光信号分岐端末回線に係る加算料	(7) (イ)以外のもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	310円	82円		
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	310円	82円		
			③ ①②以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	319円	84円		
	(イ) 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等とその光信号分岐端末回線が収容等されているもの			① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	304円	82円	
				② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	304円	82円	
				③ ①②以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	313円	84円	
				① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	304円	82円	
				② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	304円	82円	
				③ ①②以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	313円	84円	

(2) 2-1-1-1-1 第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	ア 光信号分岐端末回線に係る加算料	(7) 当社の光屋内配線 (主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用するもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	274円	71円			
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	274円	71円			
			③ ①②以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	282円	73円			
			(イ) 当社の光屋内配線 (主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用しないもの	① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等とその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	287円	71円	
					B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	287円	71円	
					C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	296円	73円	
		② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等とその光信号分岐端末回線が収容等されているもの			A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	281円	71円	
					B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	281円	71円	
					C AB以外のもの	1光信号分岐端末回線ごとに	289円	73円	

(3)～(4) (略)	イ 光信号主端末回線に係る加算料	(7) 保守の区別がタイプ1のもの	① 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	3,756 円	(略)		
			② 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	3,155 円			
			③ 平成25年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,982 円			
		(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	3,756 円			
			② 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	3,155 円			
			③ 平成25年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,982 円			
		(ウ) (7)(4)以外のもの	① 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	3,864 円			
			② 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	3,245 円			
			③ 平成25年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	3,067 円			
	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)

(3)～(4) (略)	イ 光信号主端末回線に係る加算料	(7) 保守の区別がタイプ1のもの	① 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	3,013 円	(略)			
			② 平成25年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,986 円				
		(4) 保守の区別がタイプ1-2のもの	① 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	3,013 円				
			② 平成25年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	2,986 円				
		(ウ) (7)(4)以外のもの	① 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	3,099 円				
			② 平成25年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	3,071 円				
		(略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)

附 則（平成22年7月30日東相制第10-56号）

（実施時期）

1 （略）

（経過措置）

2 （略）

（1）-1 端末回線伝送機能 （基本料）

区 分				単位	料金額	月額 備考
端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能	4芯式のもの	ア 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	16,571円	—
			イ 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	14,000円	
			ウ 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	

（1）-2 端末回線伝送機能 （加算料）

区 分			単位	料金額	月額 備考
専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	4芯式のもの	ア 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	688円	—
		イ 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	680円	
		ウ 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	

（2）-1～（2）-2 （略）

附 則（平成22年7月30日東相制第10-56号）

（実施時期）

1 （略）

（経過措置）

2 （略）

（1）-1 端末回線伝送機能 （基本料）

区 分				単位	料金額	月額 備考
端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能	4芯式のもの	ア 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	13,345円	—
			イ 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	

（1）-2 端末回線伝送機能 （加算料）

区 分			単位	料金額	月額 備考
専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	4芯式のもの	ア 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	656円	—
		イ 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	

（2）-1～（2）-2 （略）

附 則

この改正規定は、認可を受けた後、平成24年4月1日から実施します。

網使用料算定根拠

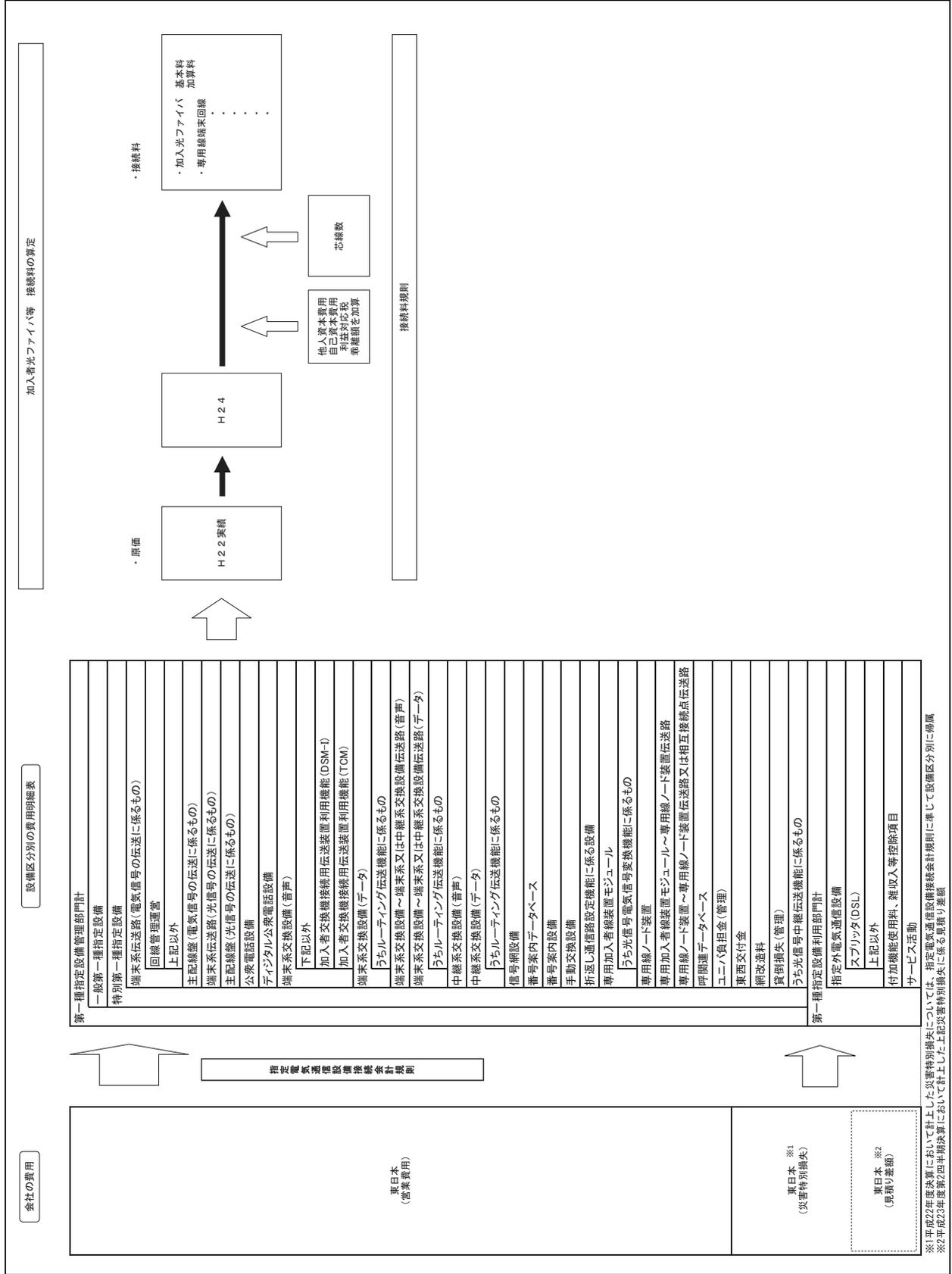
加入者光ファイバ

<東日本>

目 次

I. 算定手順	2
II. 原価の算定及び料金の設定	3
1. 端末回線伝送機能	3
III. 投資等比率及び貯蔵品比率の算定	15
IV. 接続料収納までの平均的な日数の算定	16
V. 資本構成比率の算定	17
VI. 他人資本利率の算定	18
VII. 自己資本利益率の算定	19
VIII. 利益対応税率の算定	20
IX. 料金設定に使用した回線数	22
X. 料金設定に使用した保守換算係数	25
X I. 料金設定に使用した貸倒率	27
(別紙)	
1. 加入者回線・主配線盤の費用明細表	28
2. 加入者回線・主配線盤の固定資産明細表	29
3. メタル設備のみを用いる加入者回線の費用明細表	30
4. メタル設備のみを用いる加入者回線の固定資産明細表	31
(参考)	
1. 設備区別の費用明細表	32
2. 設備区別固定資産明細表	36
3. 設備区別の費用明細表（端末系伝送路の内訳）	42
4. 設備区別固定資産明細表（端末系伝送路の内訳）	43

I. 算定手順



II. 原価の算定及び料金の設定

1. 端末回線伝送機能

1-1. 光信号端末回線および光信号主端末回線

ア. 光信号端末回線及び主端末回線に係る原価

ア-1. 光信号端末回線

(1)原価の算定(光信号端末回線の原価範囲に合わせて算定)

(単位:百万円)

区分	指定設備管理部門					指定設備利用部門					①+③		備考
	端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)					付加機能使用料、貸収入控除項目							
	① 右記 以外	② 分岐引込線 (光盤内配線 含む)	局外スプリ ツタ	主配線盤 (光信号の伝送に係るもの)			③ 引込線工事料 (分岐引込線以 外)		左記以外	9/71-2/21に係る 営業時間外追加 工以外			
①指定設備管理運営費	121,969	95,285	24,864	1,820	5,279	5,264	249,372	3,159	246,213	98,444	97,896	(参考1)設備区分別の費用明細表より	
②他人資本費用	2,738	2,691	4	43	90	90	107	0	107	2,691	2,691	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率	
③自己資本費用	11,296	11,104	16	177	372	372	442	1	441	11,105	11,104	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利益率	
④利益対応税	7,694	7,563	11	121	253	253	301	1	300	7,564	7,563	⑬自己資本費用+(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率)×利益対応税率	
⑤合計	143,697	116,643	24,895	2,161	5,994	5,979	250,222	3,161	247,061	119,804	119,254	①+②+③+④	

⑥正味固定資産	628,318	618,486	0	9,832	20,651	20,651	0	0	0	618,486	618,486	(参考2)設備区分別固定資産明細表より
⑦投資等	1,696	1,670	0	27	56	56	0	0	0	1,670	1,670	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	5,466	5,381	0	86	180	180	0	0	0	5,381	5,381	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	4,976	3,995	917	63	216	214	25,080	75	25,005	4,071	4,002	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	640,456	629,532	917	10,008	21,103	21,101	25,080	75	25,005	629,608	629,539	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	31,463	30,926	45	492	1,037	1,037	1,232	4	1,228	30,930	30,927	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	13,656	11,925	1,631	99	337	337	6,373	0	6,373	11,925	11,925	
⑬減価償却費	65,458	48,868	15,427	1,164	3,130	3,130	40,620	1,192	39,428	50,060	50,060	(参考1)設備区分別の費用明細表より
⑭固定資産除却損	3,048	2,529	470	50	85	85	1,739	1,364	375	3,893	3,893	

(2)加算料の算定

区分	金額等	備考
①施設設置負担金の額(円/回線)	51,000	
②平均償却年数(年)	17.4	圧縮記帳対象設備の平均償却期間(平成22年度実績)
③年間減価償却費(円)	2,931	①÷②
④他人資本費用(円)	109	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
⑤自己資本費用(円)	450	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利益率
⑥利益対応税(円)	307	(⑤自己資本費用+(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑦加算料(円/回線・年)	3,797	③+④+⑤+⑥
⑧加算料(円/回線・月)	316	⑦÷12ヶ月
⑨加算料(円/芯・月)	158	⑧÷2
⑩施設設置負担金の適用のないサービスの芯線数(千芯)	2,545	IX. 料金設定に使用した回線数(施設設置負担金の適用のないサービス等の回線数(光サービス))より
⑪加算料相当コスト(百万円)	4,826	⑨×⑩×12ヶ月
⑫レートベース(円/回線)	25,500	①×0.5(レートベース残高率)
⑬有利子負債以外の負債の額(円)	1,253	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合

ア-2. 光信号主端末回線

(1)原価の算定(光信号主端末回線の原価範囲に合わせて算定)

(単位:百万円)

区分	端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)					備考
	右記以外		分岐引込線 (光盤内配線 含む)	局外スプリ ツタ		
	①	②	③	④	⑤	
①指定設備管理運営費	121,969	82,060	81,575	38,089	1,820	(参考1)設備区分別の費用明細表より
②他人資本費用	2,738	2,689	2,689	6	43	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	11,296	11,095	11,094	25	177	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利益率
④利益対応税	7,694	7,557	7,557	17	121	⑬自己資本費用+(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率)×利益対応税率
⑤合計	143,697	103,401	102,915	38,137	2,161	①+②+③+④

⑥正味固定資産	628,318	618,486	618,486	0	9,832	(参考2)設備区分別固定資産明細表より
⑦投資等	1,696	1,670	1,670	0	27	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	5,466	5,381	5,381	0	86	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	4,976	3,508	3,447	1,405	63	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	640,456	629,045	628,984	1,405	10,008	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	31,463	30,902	30,899	69	492	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	13,656	11,058	11,058	2,499	99	
⑬減価償却費	65,458	40,662	40,662	23,632	1,164	(参考1)設備区分別の費用明細表より
⑭固定資産除却損	3,048	2,279	2,279	719	50	

イ. 1芯あたり乖離額単価

(1) 当期網使用料に係る実績原価

a. 原価の算定

(単位: 百万円)

区分	指定設備管理部門						備考	
	端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)			主配線盤				
	右記以外	タイプ1-2.2に係る営業時間外追加コスト以外	主配線盤に係る引込線(光区内配線含む)	局外スプリッタ	(光信号の伝送に係るもの)	タイプ1-2.2に係る営業時間外追加コスト以外		
①指定設備管理運営費	121,969	88,717	88,212	31,431	1,820	5,279	5,264	(参考1) 設備区分別の費用明細表より
②他人資本費用	2,738	2,690	2,690	5	43	90	90	⑩レート×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	11,296	11,099	11,098	20	177	372	372	⑩レート×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	7,694	7,560	7,559	14	121	253	253	(③自己資本費用+(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	143,697	110,066	109,559	31,470	2,161	5,994	5,979	①+②+③+④

⑥正味固定資産	628,318	618,486	618,486	0	9,832	20,651	20,651	(参考2) 設備区分別固定資産明細表より
⑦投資等	1,696	1,670	1,670	0	27	56	56	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	5,466	5,381	5,381	0	86	180	180	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	4,976	3,753	3,690	1,159	63	216	214	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	640,456	629,290	629,227	1,159	10,008	21,103	21,101	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	31,463	30,915	30,911	57	492	1,037	1,037	⑩レート×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	13,656	11,494	11,494	2,062	99	337	337	
⑬減価償却費	65,458	44,793	44,793	19,502	1,164	3,130	3,130	(参考1) 設備区分別の費用明細表より
⑭固定資産除却損	3,048	2,405	2,405	594	50	85	85	

b. 当期網使用料に係る実績原価

(単位: 百万円)

区分	金額等	備考
①加入者回線	109,559	aの⑤(端末系伝送路・右記以外(タイプ1-2.2に係る営業時間外追加コスト以外))
②主配線盤	5,979	aの⑤(主配線盤(タイプ1-2.2に係る営業時間外追加コスト以外))
③合計	115,538	①+②

(2) 当期網使用料に係る実績収入額

a. 稼働芯線数

(単位: 千芯)

区分	金額等	備考
①光信号端末回線	1,196	平成22年度における実績の稼働芯線数
②負担金なし	1,135	
③負担金あり	61	
④光信号主端末回線	1,411	
⑤加入者回線	2,606	
⑥主配線盤	2,609	

b. 収入額の算定

(単位: 百万円)

区分	金額等	備考
①光信号端末回線	63,462	②+③
②負担金なし	60,360	aの②×4,432円×12ヶ月
③負担金あり	3,102	aの③×4,261円×12ヶ月
④光信号主端末回線	65,504	aの④×3,870円×12ヶ月
⑤加入者回線	128,966	①+④
⑥主配線盤	5,573	aの⑥×178円×12ヶ月
⑦合計	134,539	⑤+⑥

(3) 当期網使用料に係る実績原価と実績収入の差額の算定

(単位: 百万円)

区分	金額等	備考
①加入者回線	▲19,407	(1)のbの①-(2)のbの⑤
②主配線盤	406	(1)のbの②-(2)のbの⑥
③合計	▲19,001	①+②

(4) 当期網使用料に係る実績原価と実績収入の差額(加入者回線)の設備別分計

a. 実績原価の内訳

(単位: 百万円)

区分	金額等	備考
①加入者回線	109,559	(1)のbの①
②光信号主端末回線	102,915	ア-1. 光信号主端末回線の(1)の⑤(①+③(タイプ1-2.2に係る営業時間外追加コスト以外))より
③光信号端末回線に係る引込線	6,644	①-②
④原価に占める光信号端末回線に係る引込線比率	6.06%	③÷①

b. 光信号端末回線に係る実績原価の内訳

(単位: 百万円)

区分	金額等	備考
①光信号端末回線	119,254	ア-1. の光信号端末回線の(1)の⑤(①+③(タイプ1-2.2に係る営業時間外追加コスト以外))より
②下記以外	114,428	①-③
③加算料相当コスト	4,826	ア-1. の光信号端末回線の(2)の①より
④原価に占める加算料相当コスト比率	4.05%	③÷①

c. 当期網使用料に係る実績原価と実績収入の差額の内訳

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①加入者回線	▲19,407	(3)の①
②光信号主端末回線	▲18,231	①-⑤
③下記以外	▲17,493	②-④
④加算料相当コスト	▲738	②×bの④
⑤光信号主端末回線に係る引込線相当	▲1,176	①×aの④
⑥下記以外	▲1,128	⑤-⑦
⑦加算料相当コスト	▲48	⑤×bの④
⑧支配線壁	406	(3)の②
⑨合計	▲19,001	①+⑧

(5) 乖離額単金の算定

a. 平成22年度に係る収入と原価の差額に係る見込値

(単位:百万円)

区分	平成22年度 (見込値)	備考
①加入者回線	▲13,799	
②光信号主端末回線	▲12,934	
③下記以外	▲12,396	
④加算料相当コスト	▲538	
⑤光信号主端末回線に係る引込線相当	▲865	平成23年度～25年度適用網使用料算定根拠のⅡの1の1-1のイの(4)のc(平成22年度)より
⑥下記以外	▲829	
⑦加算料相当コスト	▲36	
⑧支配線壁	562	
⑨合計	▲13,237	

b. 平成22年度における収入と原価の差額に係る見込値と実績値との差額(平成24年度適用網使用料に加算する乖離額)の算定

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①加入者回線	▲5,608	
②光信号主端末回線	▲5,297	
③下記以外	▲5,097	
④加算料相当コスト	▲200	
⑤光信号主端末回線に係る引込線相当	▲311	(4)のc-aより
⑥下記以外	▲299	
⑦加算料相当コスト	▲12	
⑧支配線壁	▲156	
⑨合計	▲5,764	

c. 平成24年度における稼働芯線数(見込み)

(単位:千芯)

区分	平成24年度	備考
①光信号主端末回線	1,384	
②加入者回線に占める割合	44.53%	
③負担金なし	1,330	
④負担金あり	54	平成23年度～25年度適用網使用料算定根拠の(別添1)より
⑤光信号主端末回線	1,724	
⑥加入者回線に占める割合	55.47%	
⑦加入者回線	3,108	
⑧支配線壁	3,112	平成23年度～25年度適用網使用料算定根拠の(別添2)より

d. 平成24年度適用網使用料に加算する乖離額の分計

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①光信号主端末回線	▲2,670	bの①-④
②下記以外	▲2,569	(bの③+bの⑥)-⑤
③加算料相当コスト	▲101	(bの④+bの⑦)-⑥
④光信号主端末回線	▲2,938	bの②×cの⑥
⑤下記以外	▲2,827	④-⑥
⑥加算料相当コスト	▲111	bの④×cの⑥
⑦支配線壁	▲156	bの⑧
⑧合計	▲5,764	①+④+⑦

e. 平成24年度適用網使用料に加算する1芯あたり乖離額単金

(単位:円/芯・月)

区分	金額等	備考
①光信号主端末回線	▲161	②+③
②下記以外	▲155	dの②÷cの①÷12ヶ月
③加算料相当コスト	▲6	dの③÷cの③÷12ヶ月
④光信号主端末回線	▲142	⑤+⑥
⑤下記以外	▲137	dの⑤÷cの⑤÷12ヶ月
⑥加算料相当コスト	▲5	dの⑥÷cの⑤÷12ヶ月
⑦支配線壁	▲4	dの⑦÷cの⑧÷12ヶ月

ウ. 1芯あたり原価の算定

a. 加入者回線(光信号端末回線)

(単位:円/芯・月)

区分	平成24年度	備考
①端末回線	3,398	平成23年度～25年度適用接続料算定根拠のⅡの1の1-1のウのaの③(平成24年度)より
②乖離額	▲159	イの(5)のeの②+イの(5)のeの⑦
③1芯あたり原価計	3,239	①+②

b. 加算料(光信号端末回線)

(単位:円/芯・月)

区分	平成24年度	備考
①加算料	170	平成23年度～25年度適用接続料算定根拠のⅡの1の1-1のウのbの③(平成24年度)より
②乖離額	▲6	イの(5)のeの③
③1芯あたり原価計	164	①+②

c. 主配線盤

(単位:円/芯・月)

区分	平成24年度	備考
①主配線盤	134	平成23年度～25年度適用接続料算定根拠のⅡの1の1-1のウのcの③(平成24年度)より
②乖離額	▲4	イの(5)のeの⑦
③1芯あたり原価計	130	①+②

d. 加入者回線(光信号主端末回線)

(単位:円/芯・月)

区分	平成24年度	備考
①端末回線	2,915	平成23年度～25年度適用接続料算定根拠のⅡの1-1の1のウのdの③(平成24年度)より
②乖離額	▲141	イの(5)のeの⑤+イの(5)のeの⑦
③1芯あたり原価計	2,774	①+②

e. 加算料(光信号主端末回線)

(単位:円/芯・月)

区分	平成24年度	備考
①加算料	145	平成23年度～25年度適用接続料算定根拠のⅡの1の1-1のウのeの③(平成24年度)より
②乖離額	▲5	イの(5)のeの⑥
③1芯あたり原価計	140	①+②

1-2. 光信号端末回線、光信号主端末回線以外の端末回線伝送機能(加入光ファイバを利用するもの)

(1)原価の算定

A. 設備区分別の費用

(単位:百万円)

区分	端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)						備考
	メタル加入者回線		(再掲) メタル設備 のみを用いる 加入者回線	(再掲) 試験受付	(再掲) 上部区間	(再掲) 下部区間における 特別増設伝送 端末回線に係る もの	
①指定設備管理運営費	323,822	281,039	271,202	8,658	88,452	0.192	別紙1. 加入者回線・主配線盤の費用明細表 および別紙3. メタル設備のみを用いる加入者回線の費用明細表より(全体は参考3より)
②他人資本費用	3,640	3,494	3,329	8	2,168	0.001	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	15,018	14,417	13,736	31	8,946	0.005	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	10,229	9,820	9,356	21	6,093	0.003	(③自己資本費用+(⑩有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	352,709	308,770	297,623	8,718	105,659	0.201	①+②+③+④

⑥正味固定資産	813,865	784,658	747,145	693	495,740	0.265	別紙2. 加入者回線・主配線盤の固定資産明細表 および別紙4. メタル設備のみを用いる加入者回線の固定資産明細表より(全体は参考4より)
⑦投資等	2,197	2,119	2,017	2	1,338	0.001	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	7,081	6,827	6,500	6	4,313	0.002	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	28,310	23,762	23,117	1,057	5,785	0.018	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	851,453	817,366	778,779	1,758	507,176	0.286	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	41,828	40,154	38,258	86	24,916	0.014	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	28,853	28,625	27,691	26	18,373	0.010	
⑬減価償却費	64,554	58,587	55,051	142	22,844	0.034	別紙1. 加入者回線・主配線盤の費用明細表 および別紙3. メタル設備のみを用いる加入者回線の費用明細表より(全体は参考3より)
⑭固定資産除却損	3,934	3,731	3,522	36	955	0.003	

(単位:百万円)

区分	端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)				備考
	OCU		加入者収容装置 (ATM/インターネット 伝送)		
	光	メタル			
①指定設備管理運営費	2,630	648	1,981	392	参考3. 設備区分別の費用明細表(端末系伝送路の内訳)より
②他人資本費用	32	8	25	3	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	133	31	102	11	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	91	21	69	7	(③自己資本費用+(⑩有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	2,886	708	2,177	413	①+②+③+④

⑥正味固定資産	7,324	1,705	5,619	580	参考4. 設備区分別の固定資産明細表(端末系伝送路の内訳)より
⑦投資等	20	5	15	2	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	64	15	49	5	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	148	35	112	39	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	7,556	1,760	5,795	626	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	371	86	285	31	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	77	17	60	8	
⑬減価償却費	1,282	328	954	72	参考3. 設備区分別の費用明細表(端末系伝送路の内訳)より
⑭固定資産除却損	91	21	70	4	

(単位:百万円)

区分	端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)				備考
	回線管理運営				
	電話等・ラインシェアリング・ドライカッパ・光ファイバ				
	DB管理および料金計算			電話等	
①指定設備管理運営費	39,761	38,770	10,083	109	参考1. 設備区分別の費用明細表より
②他人資本費用	111	109	13	0	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	457	451	54	1	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	311	307	37	1	(③自己資本費用+(⑩有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	40,640	39,637	10,187	111	①+②+③+④

⑥正味固定資産	21,303	21,091	1,821	19	参考2. 設備区分別固定資産明細表より
⑦投資等	58	57	5	0	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	185	183	16	0	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	4,362	4,243	1,235	13	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	25,908	25,574	3,077	32	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	1,273	1,256	151	2	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	142	139	35	0	
⑬減価償却費	4,613	4,583	163	2	参考1. 設備区分別の費用明細表より
⑭固定資産除却損	108	107	7	0	

区分	端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)				料金請求	備考
	回線管理運営					
	電話等・ラインシェアリング・ドライカッパ・光ファイバ					
	DB管理および料金計算					
	相互接続回線			その他		
	ライン シェアリング	ドライカッパ	光ファイバ			
①指定設備管理運営費	1,241	1,430	576	25,440	2	参考1. 設備区分別の費用明細表より
②他人資本費用	2	3	2	89	0	⑩レトベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	10	11	9	367	0	⑩レトベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	7	7	6	250	0	(③自己資本費用+(①有利負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	1,260	1,451	593	26,146	2	①+②+③+④

⑥正味固定資産	404	428	468	17,970	0	参考2. 設備区分別固定資産明細表より
⑦投資等	1	1	1	49	0	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	4	4	4	156	0	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	147	171	60	2,630	0	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45,625日÷365日
⑩レトベース	556	604	533	20,805	0	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利負債以外の負債の額	27	30	26	1,022	0	⑩レトベース×他人資本比率×有利負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	6	6	7	85	0	
⑬減価償却費	56	55	82	4,226	0	参考1. 設備区分別の費用明細表より
⑭固定資産除却損	3	3	4	91	0	

区分	端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)				主配線盤 (電気信号の伝送に係るもの)		備考	
	回線管理運営				その他			
	ATMデータ伝送							
		端末回線 伝送機能	データ 伝送機能					
①指定設備管理運営費	128	51	77	862	9,430	9,189	参考1. 設備区分別の費用明細表 および別紙1. 加入者回線・主配線盤の費用明細表より	
②他人資本費用	0	0	0	1	145	140	⑩レトベース×他人資本比率×他人資本利率	
③自己資本費用	1	0	0	5	598	578	⑩レトベース×自己資本比率×自己資本利率	
④利益対応税	1	0	0	3	407	394	(③自己資本費用+(①有利負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率	
⑤合計	130	51	77	871	10,580	10,301	①+②+③+④	

⑥正味固定資産	26	10	16	186	32,715	31,618	参考2. 設備区分別固定資産明細表 および別紙2. 加入者回線・主配線盤の固定資産明細表より
⑦投資等	0	0	0	1	88	85	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	0	0	0	2	285	275	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	16	6	10	104	803	793	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45,625日÷365日
⑩レトベース	42	16	26	293	33,891	32,771	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利負債以外の負債の額	2	1	1	14	1,665	1,610	⑩レトベース×他人資本比率×有利負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	0	0	0	3	564	549	
⑬減価償却費	2	1	1	28	2,227	2,085	参考1. 設備区分別の費用明細表 および別紙1. 加入者回線・主配線盤の費用明細表より
⑭固定資産除却損	0	0	0	1	216	212	

区分	端末系伝送路 (光信号の伝送に係るもの)		指定設備 利用部門	備考
		(再掲) 局外スプリッタ (局外8分岐)	スプリッタ (DSL)	
①指定設備管理運営費	121,969	1,820	812	参考1. 設備区分別の費用明細表より
②他人資本費用	2,738	43	7	⑩レトベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	11,296	176	29	⑩レトベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	7,694	120	20	(③自己資本費用+(①有利負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	143,697	2,159	868	①+②+③+④

⑥正味固定資産	628,318	9,828	1,542	参考2. 設備区分別固定資産明細表より
⑦投資等	1,696	27	4	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	5,466	86	13	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	4,976	64	57	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45,625日÷365日
⑩レトベース	640,456	10,005	1,616	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利負債以外の負債の額	31,463	492	79	⑩レトベース×他人資本比率×有利負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	13,656	99	23	
⑬減価償却費	65,458	1,163	307	参考1. 設備区分別の費用明細表より
⑭固定資産除却損	3,048	50	23	

B. OCU

光設備を用いるOCU

(a) 前々算定期間における費用

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	708	(1)のAの⑤OCU
②ISDN回線数(回線)	28,815	区の1の(51)+区の1の(52)
③1回線あたり費用(円/回線(2芯式)・月)	2,048	①÷②÷12ヶ月

(b) 前々算定期間における調整額

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額(百万円)	▲127	平成22年度接続料金において加算した調整額

(c) 前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要(回線)	28,815	区の1の(51)+区の1の(52)
②前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	2,064	平成22年度適用網使用料算定根拠(平成21年12月9日申請)の1の(1)のDのaの(e)の④に平成22年度網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における接続料に係る収入(百万円)	714	①×②×12ヶ月

(d) 調整額

区分	金額等	備考
①調整額(百万円)	▲133	((a)の①+(b)の①)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率) - (c)の③

(e) 原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	706	(a)の①の内、利益対応税について、H24年度適用の利益対応税率(58.76%(Ⅷより))を用いて算定したもの
②調整額(百万円)	▲133	(d)の①
③合計(百万円)	573	①+②
④1回線あたりコスト(円/回線(2芯式)・月)	1,657	③÷(a)の②÷12ヶ月

C. ISM折返し接続機能(1.5Mb/s)局内伝送路

区分	金額等	備考
①設備管理運営費(円/回線・年)	31,349	接続約款 料金表 第1表 接続料金 第2網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。
②他人資本費用(円/回線・年)	556	
③自己資本費用(円/回線・年)	2,295	
④利益対応税(円/回線・年)	1,563	
⑤ケーブル設備計(円/回線・年)	35,763	①+②+③+④
⑥1回線あたり費用(円/回線・月)	2,980	⑤÷12ヶ月
⑦前々算定期間における調整額(円/回線・月)	▲63	平成22年度接続料金において加算した調整額
⑧前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	3,134	平成22年度適用網使用料算定根拠(平成21年12月9日申請)の1の(1)のFの⑩に平成22年度網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
⑨調整額(円/回線・月)	▲217	((⑥+⑦)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率) - ⑧)
⑩1回線あたり費用(円/回線・月)	2,967	⑥の内、利益対応税について、H24年度適用の利益対応税率(58.76%(Ⅷより))を用いて算定したもの
⑪1回線あたり原価(円/回線・月)	2,750	⑩+⑨

D. 加入者収容装置(ATMデータ伝送)

(a) 前々算定期間における費用

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	413	Aの⑤加入者収容装置(ATMデータ伝送)

(b) 前々算定期間における調整額

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額(百万円)	2	平成22年度接続料金において加算した調整額

(c) 前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要(回線)	833,675	区の1の(87)
②前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	37	平成22年度適用網使用料算定根拠(平成21年12月9日申請)の1の(1)のIの(e)の④に平成22年度網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における接続料に係る収入(百万円)	370	①×②×12ヶ月

(d) 調整額

区分	金額等	備考
①調整額(百万円)	45	((a)の①+(b)の①)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率) - (c)の③

(e) 原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	413	(a)の①の内、利益対応税について、H24年度適用の利益対応税率(58.76%(Ⅷより))を用いて算定したもの
②調整額(百万円)	45	(d)の①
③合計(百万円)	458	①+②
④1回線あたりコスト(円/回線(64kb/s)・月)	46	③÷(c)の①÷12ヶ月

E. 回線管理運営費(ATMデータ伝送・端末回線伝送機能にかかもの)

(a) 前々算定期間における費用

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	51	Aの⑤回線管理運営(ATMデータ伝送・端末回線伝送機能)

(b) 前々算定期間における調整額

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額(百万円)	4	平成22年度接続料金において加算した調整額

(c) 前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要(回線)	17,136	区の1の(87)
②前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	251	平成22年度適用網使用料算定根拠(平成21年12月9日申請)の1の(1)のJの(e)の④に平成22年度網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における接続料に係る収入(百万円)	52	①×②×12ヶ月

(d) 調整額

区分	金額等	備考
①調整額(百万円)	3	((a)の①+(b)の①)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)-(c)の③

(e) 原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	51	(a)の①の内、利益対応税について、H24年度適用の利益対応税率(58.76%(Ⅶより))を用いて算定したもの
②調整額(百万円)	3	(d)の①
③合計(百万円)	54	①+②
④1回線あたりコスト(円/回線・月)	263	③÷(c)の①÷12ヶ月

F. 局外スプリッタ(局外8分岐)

(a) 前々算定期間における費用

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	2,159	Aの⑤局外スプリッタ(局外8分岐)
②回線数(回線)	1,399,740	区の1の(95)
③1回線あたり費用(円/回線・月)	129	①÷②÷12ヶ月

(b) 前々算定期間における調整額

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額(百万円)	▲450	平成22年度接続料金において加算した調整額

(c) 前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要(回線)	1,399,740	区の1の(95)
②前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	131	平成22年度適用網使用料算定根拠(平成21年12月9日申請)の1の(1)のMの(e)の④に平成22年度網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における接続料に係る収入(百万円)	2,200	①×②×12ヶ月

(d) 調整額

区分	金額等	備考
①調整額(百万円)	▲491	((a)の①+(b)の①)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)-(c)の③

(e) 原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	2,147	(a)の①の内、利益対応税について、H24年度適用の利益対応税率(58.76%(Ⅶより))を用いて算定したもの
②調整額(百万円)	▲491	(d)の①
③合計(百万円)	1,656	①+②
④1回線あたりコスト(円/回線・月)	99	③÷(a)の②÷12ヶ月

G. 光分岐端末回線

区分	単芯区間				少芯区間	備考
	単芯ケーブル	クロージャ内接続	キャビネット			
①創設費(円/回線)	27,203	20,294	5,104	1,805	7,478	
②設備管理運営費(円/回線・年)	2,533	2,229	225	79	852	
(再)減価償却費相当(円/回線・年)	1,336	1,336	0	0	501	・接続約款 料金表 第1表 接続料金 第2 網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費(減価償却費は耐用年数を15年で算定)、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。 ・単芯ケーブルについては平日以外の日に設置の場合と平日設置の場合の差額を工事料として個別回収するため、減価償却費は、平日設置の場合の創設費(19,934円)を基礎に算定している。また、クロージャ内接続およびキャビネットの設置コストは工事料として回収するため、減価償却費は発生しない。 ・単芯区間の保守運営費相当については、除却費を個別に支払う場合の係数(0.044)により算定した。
③他人資本費用(円/回線・年)	44	44	0	0	17	
④自己資本費用(円/回線・年)	93	93	0	0	68	
⑤利益対応税(円/回線・年)	66	66	0	0	46	
⑥合計(円/回線・年)	2,736	2,432	225	79	983	②+③+④+⑤

区分	電柱			備考
	単芯区間	少芯区間		
①引込線あたり電柱資産額 (円/回線)	3,076	2,546	530	
②設備管理運営費 (円/回線・年)	277	229	48	
(再)減価償却費相当 (円/回線・年)	132	109	23	・接続料 料金表 第1表 接続料金 第2 網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。 ・引込線あたり電柱資産額は、単芯区間及び少芯区間の新設費の合計(34,681円)に、架空光ケーブル区間における電柱資産の光ケーブル資産に対する割合(0.0887)を乗じて算定した。
③他人資本費用 (円/回線・年)	7	6	1	
④自己資本費用 (円/回線・年)	31	26	5	
⑤利益対応税 (円/回線・年)	21	18	3	
⑥合計 (円/回線・年)	336	279	57	

(a)2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のA 光信号分岐端末回線に係る加算料の(イ) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用しないものの
① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの

区分	金額等	備考
①費用計(円/回線・年)	4,055	Gの⑥単芯区間+⑥少芯区間+⑥電柱
②前々算定期間における調整額(円/回線・年)	▲454	平成22年度接続料金において加算した調整額
③前々算定期間における収入(円/回線・年)	4,200	平成22年度適用網使用料×12ヶ月
④調整額(円/回線・年)	▲599	(①+②)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)-③
⑤費用計(円/回線・年)	4,042	①の内、利益対応税について、H24年度適用の利益対応税率(58.76%(Ⅳより))を用いて算定したもの
⑥1回線あたり原価計(円/回線・月)	287	(④+⑤)÷12ヶ月

(b)2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のA 光信号分岐端末回線に係る加算料の(イ) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用しないものの
② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの

区分	金額等	備考
①費用計(円/回線・年)	3,976	Gの⑥単芯ケーブル+⑥クロージャ内接続+⑥少芯区間+⑥電柱
②前々算定期間における調整額(円/回線・年)	▲448	平成22年度接続料金において加算した調整額
③前々算定期間における収入(円/回線・年)	4,116	平成22年度適用網使用料×12ヶ月
④調整額(円/回線・年)	▲588	(①+②)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)-③
⑤費用計(円/回線・年)	3,963	①の内、利益対応税について、H24年度適用の利益対応税率(58.76%(Ⅳより))を用いて算定したもの
⑥1回線あたり原価計(円/回線・月)	281	(④+⑤)÷12ヶ月

(c)2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のA 光信号分岐端末回線に係る加算料の(ア) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用するもの

区分	金額等	備考
①費用計(円/回線・年)	3,980	(a)と(b)の①についてキャビネット設置率(H22年度実績(キャビネット設置:5.0%、引き通し:95.0%))で加重して算定
②前々算定期間における調整額(円/回線・年)	▲454	平成22年度接続料金において加算した調整額
③前々算定期間における収入(円/回線・年)	4,200	平成22年度適用網使用料×12ヶ月
④調整額(円/回線・年)	▲674	(①+②)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)-③
⑤費用計(円/回線・年)	3,967	①の内、利益対応税について、H24年度適用の利益対応税率(58.76%(Ⅳより))を用いて算定したもの
⑥1回線あたり原価計(円/回線・月)	274	(④+⑤)÷12ヶ月

(d)2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のA 光信号分岐端末回線に係る加算料の専用サービス契約約款中最低利用期間の規定を準用する場合

区分	金額等	備考
①費用計(円/回線・年)	983	Gの⑥少芯区間
②前々算定期間における調整額(円/回線・年)	5	平成22年度接続料金において加算した調整額
③前々算定期間における収入(円/回線・年)	1,116	平成22年度適用網使用料×12ヶ月
④調整額(円/回線・年)	▲128	(①+②)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)-③
⑤費用計(円/回線・年)	979	①の内、利益対応税について、H24年度適用の利益対応税率(58.76%(Ⅳより))を用いて算定したもの
⑥1回線あたり原価計(円/回線・月)	71	(④+⑤)÷12ヶ月

(2)料金の設定

①基本料

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のE 2芯式のものの(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成24年度	備考
料金(円/回線・月)	6,478	1-1のウのaの③×2(芯)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のE 2芯式のものの(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成24年度	備考
料金(円/回線・月)	6,478	1-1のウのaの③×Xの保守換算係数の3の③のタイプ2のもの×2(芯)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のE 2芯式のものの(ウ) (ア)(イ)以外のもの

区分	平成24年度	備考
料金(円/回線・月)	6,672	1-1のウのaの③×Xの保守換算係数の3の③のタイプ2のもの×2(芯)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のオ 4芯式のもの

区分	平成24年度	備考
料金(円/回線・月)	13,345	1-1のウのaの③×Xの保守換算係数の3の③のタイプ2のもの×4(芯)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合) イ 端末回線により伝送を行う機能(1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限る。)の(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成24年度	備考
①OCU (円/回線・月)	1,657	Bの(e)の④
②主配線盤 (円/回線・月)	260	1-1のウのcの③×2(芯)
③局内伝送路 (円/回線・月)	2,750	Cの①
④料金 (円/回線・月)	4,667	(①+②+③)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合) イ 端末回線により伝送を行う機能(1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限る。)(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成24年度	備考
①OCU (円/回線・月)	1,657	Bの(e)の④×Xの保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの
②主配線盤 (円/回線・月)	260	1-1のウのcの③×2(芯)×Xの保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの
③局内伝送路 (円/回線・月)	2,750	Cの①×Xの保守換算係数2の③のタイプ1-2のもの
④料金 (円/回線・月)	4,667	(①+②+③)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の ア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。)(イ)により芯にて伝送を行う機能の(ア) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)(イ)においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。)(イ)を利用する場合の① 保守の区分がタイプ1-1のもの

区分	平成24年度	備考
料金(円/回線・月)	3,239	1-1のウのaの③×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の ア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。)(イ)により芯にて伝送を行う機能の(ア) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用する場合の② 保守の区分がタイプ1-2のもの

区分	平成24年度	備考
料金(円/回線・月)	3,239	1-1のウのaの③×Xの保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の ア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。)(イ)により芯にて伝送を行う機能の(ア) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用する場合の③ ①②以外のもの

区分	平成24年度	備考
料金(円/回線・月)	3,336	1-1のウのaの③×Xの保守換算係数3の③のタイプ2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の ア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。)(イ)により芯にて伝送を行う機能の(ア) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合の① 保守の区分がタイプ1-1のもの

区分	平成24年度	備考
料金(円/回線・月)	3,239	1-1のウのaの③×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の ア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。)(イ)により芯にて伝送を行う機能の(ア) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合の② 保守の区分がタイプ1-2のもの

区分	平成24年度	備考
料金(円/回線・月)	3,239	1-1のウのaの③×Xの保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の ア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。)(イ)により芯にて伝送を行う機能の(ア) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合の③ ①②以外のもの

区分	平成24年度	備考
料金(円/回線・月)	3,336	1-1のウのaの③×Xの保守換算係数3の③のタイプ2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の イ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)(イ)により芯にて伝送を行う機能の(イ) 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成24年度	平成25年度	備考
①局外スプリッタ(8分岐のもの)	99	99	Fの(e)の④
②光信号主端末回線	2,774	2,743	平成24年度については1-1のウのdの③、平成25年度については平成23年度～平成25年度網使用料算定根拠より
③加算料(局舎～引込分岐点間)	140	144	平成24年度については1-1のウのeの③、平成25年度については平成23年度～平成25年度網使用料算定根拠より
④料金(円/回線・月)	3,013	2,986	(①+②+③)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の イ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)(イ)により芯にて伝送を行う機能の(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成24年度	平成25年度	備考
①局外スプリッタ(8分岐のもの)	99	99	Fの(e)の④×Xの保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの
②光信号主端末回線	2,774	2,743	平成24年度については1-1のウのdの③×Xの保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの、平成25年度については平成23年度～平成25年度網使用料算定根拠より
③加算料(局舎～引込分岐点間)	140	144	平成24年度については1-1のウのeの③、平成25年度については平成23年度～平成25年度網使用料算定根拠より
④料金(円/回線・月)	3,013	2,986	(①+②+③)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)の イ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)(イ)により芯にて伝送を行う機能の(ウ) (ア)(イ)以外のもの

区分	平成24年度	平成25年度	備考
①局外スプリッタ(8分岐のもの)	102	102	Fの(e)の④×Xの保守換算係数3の③のタイプ2のもの
②光信号主端末回線	2,857	2,825	平成24年度については1-1のウのdの③×Xの保守換算係数3の③のタイプ2のもの、平成25年度については平成23年度～平成25年度網使用料算定根拠より
③加算料(局舎～引込分岐点間)	140	144	平成24年度については1-1のウのeの③、平成25年度については平成23年度～平成25年度網使用料算定根拠より
④料金(円/回線・月)	3,099	3,071	(①+②+③)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-2欄で接続する場合) 端末回線を収容する伝送装置(端末回線を終端するための装置に限ります。)(イ)及び端末回線により伝送を行う機能

(ア) 料金額の設定方法

区分	設定方法
①加入者回線	1-1のウのaの③×Xの保守換算係数3の③のタイプ2のもの
②加入者収容装置(ATMデータ伝送)	Dの(e)の④×当該品目の速度換算係数(Dの(73)～(86)のb速度換算係数)
③回線管理運営費(端末回線伝送機能に係るもの)	Eの(e)の④
④料金	(①+②+③)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

(イ)料金額

区分	平成24年度			
	①加入者回線	②加入者収容 装置(ATM データ伝送)	③回線管理運営 費(端末回線伝送 機能に係るもの)	④料金
	(円/回線・月)	(円/回線・月)	(円/回線・月)	(円/回線・月)
3 Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,336	1,932	263	5,531
6 Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,336	3,450	263	7,049
9 Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,336	4,094	263	7,693
12 Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,336	4,692	263	8,291
15 Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,336	5,336	263	8,935
18 Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,336	5,934	263	9,533
21 Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,336	6,578	263	10,177
24 Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,336	7,222	263	10,821
27 Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,336	7,820	263	11,419
30 Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,336	8,464	263	12,063
33 Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,336	9,108	263	12,707
36 Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,336	9,706	263	13,305
39 Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,336	10,350	263	13,949
42 Mb/sの符号伝送が可能なもの	3,336	10,948	263	14,547

②加算料

・専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料 イ 1芯式のもの(イ) 2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの

区分	平成24年度	備考
料金(円/回線・月)	164	1-1のウのbの③×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料 ウ 2芯式のもの

区分	平成24年度	備考
料金(円/回線・月)	328	1-1のウのbの③×2×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料 エ 4芯式のもの

区分	平成24年度	備考
料金(円/回線・月)	656	1-1のウのbの③×4×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のア 光信号分岐端末回線に係る加算料の(7) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用するもの

① 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成24年度	備考
料金(円/回線・月)	274	Gの(c)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-1のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

② 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成24年度	備考
料金(円/回線・月)	274	Gの(c)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

③ ①②以外のもの

区分	平成24年度	備考
料金(円/回線・月)	282	Gの(c)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のア 光信号分岐端末回線に係る加算料の(イ) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用しないもの

① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの

A 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成24年度	備考
料金(円/回線・月)	287	Gの(a)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-1のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

B 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成24年度	備考
料金(円/回線・月)	287	Gの(a)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

C AB以外のもの

区分	平成24年度	備考
料金(円/回線・月)	296	Gの(a)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のア 光信号分岐端末回線に係る加算料の(イ) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用しないもの

② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの

A 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成24年度	備考
料金(円/回線・月)	281	Gの(b)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-1のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

B 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成24年度	備考
料金(円/回線・月)	281	Gの(b)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

C AB以外のもの

区分	平成24年度	備考
料金(円/回線・月)	289	Gの(b)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のア 光信号分岐端末回線に係る加算料の専用サービス契約約款中最低利用期間の規定を準用する場合の保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成24年度	備考
料金(円/回線・月)	71	Gの(d)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-1のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のア 光信号分岐端末回線に係る加算料の専用サービス契約約款中最低利用期間の規定を準用する場合の保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成24年度	備考
料金(円/回線・月)	71	Gの(d)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のア 光信号分岐端末回線に係る加算料の専用サービス契約約款中最低利用期間の規定を準用する場合の保守の区別がタイプ2のもの

区分	平成24年度	備考
料金(円/回線・月)	73	Gの(d)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のイ 光信号主端末回線に係る加算料の① 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成24年度	平成25年度	備考
料金(円/回線・月)	3,013	2,986	①の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(ア)の④

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のイ 光信号主端末回線に係る加算料の② 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成24年度	平成25年度	備考
料金(円/回線・月)	3,013	2,986	①の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(イ)の④

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のイ 光信号主端末回線に係る加算料の③ ①②以外のもの

区分	平成24年度	平成25年度	備考
料金(円/回線・月)	3,099	3,071	①の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(ウ)の④

Ⅲ. 投資等比率及び貯蔵品比率の算定

(1) 投資等比率の算定

(単位：百万円)

区分	首末平均残高
指定設備管理部門の電気通信事業固定資産	2,381,639 (A)
指定設備管理部門における投資等(収益の見込まれないもの) (※)	6,543 (B)
投資等比率 (B ÷ A)	0.0027 (C)

※ 投資等は、収益性が見込まれない出資金、保証金・負担金等である。

(2) 貯蔵品比率の算定

(単位：百万円)

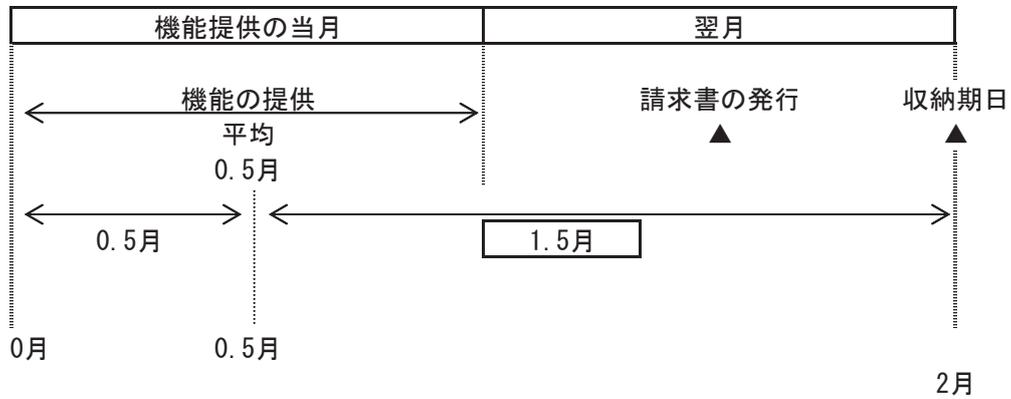
区分	首末平均残高
電気通信事業固定資産	2,938,839 (A)
貯蔵品 (※)	25,552 (B)
貯蔵品比率 (B ÷ A)	0.0087 (C)

※ 貯蔵品は、現用に供されるまでの間保管されている電気通信設備用品（新品）であり、金額は月末在庫額の年平均値である。

(注) なお繰延資産比率については、繰延資産が発生していないので無しとする。

IV. 接続料収納までの平均的な日数の算定

(1) 機能の提供と接続料の収納までの日程



(2) 機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数の算定

機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数

$$= \frac{1.5 \text{ ヲ月}}{12 \text{ ヲ月}} \times 365 \text{ 日} = \boxed{45.625 \text{ 日}}$$

(1)より

V. 資本構成比率の算定

(1) 資本の状況

(単位：百万円)

B/S (H22) 稼働ベース		レートベース		(資本構成)	
電気通信事業 固定資産	840,381 (0.224)	H22稼働 電気通信事業固定資産	2,938,839	有利子負債	840,381 (0.270)
2,938,839	その他の負債 524,415 (0.140)			退職給付引当金	153,108 (0.049)
	退職給付引当金 267,353 (0.071)			自己資本	2,122,670 (0.681)
	自己資本 2,122,670 (0.565)		貯蔵品(月平均) 25,552		
流動資産等 815,980			投資等 8,075		
			運転資本 143,693		
計	3,754,819	計	3,116,159	計	3,116,159

①流動資産の理論値と実績の差 177,320-815,980=▲638,660

②流動資産の圧縮 ▲638,660

③圧縮後の資本構成比

負債 ↑
↓
↑ 資本 ↓

(2) 他人資本比率

$$\text{他人資本比率} = \frac{840,381 + 153,108}{3,116,159} = 0.319$$

(3) 有利子負債が負債の合計に占める比率

$$\text{有利子負債が負債の合計に占める比率} = \frac{840,381}{840,381 + 153,108} = 0.846$$

(4) 有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合

$$\text{有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合} = 1 - \frac{0.846}{0.846} = 0.154$$

(5) 自己資本比率

$$\text{自己資本比率} = 1 - \frac{0.319}{0.319} = 0.681$$

VI. 他人資本利率の算定

(1) 有利子負債に対する利率

有利子負債の額に対する他人資本費用の平成22年度実績とした。

$$\text{有利子負債に対する利率} = \boxed{1.31\%}$$

(単位：%)

年度	22
区分	
他人資本利率	1.31

(注) 借入金の平均利率である。

(2) 有利子負債以外の負債の利率相当率

国債利回りの過去5年平均とした。

$$\text{有利子負債以外の負債の利率相当率} = \boxed{1.49\%}$$

(単位：%)

年度	18	19	20	21	22	平均
区分						
他人資本利率	1.79	1.63	1.48	1.37	1.17	1.49

(注) 国債(利付・10年物)の平均利回りである。

(3) 他人資本利率

$$\text{他人資本利率} = 1.31\% \times 0.846 + 1.49\% \times 0.154 = \boxed{1.34\%}$$

(有利子負債に対する利率×有利子負債比率+国債利回り×有利子負債以外の負債の比率)

Ⅶ. 自己資本利益率の算定

1. CAPM的手法による自己資本利益率

(単位：%)

区分	年度			平均(注4)	
	20	21	22	2年平均	
①主要企業の自己資本利益率(注1)	1.21	3.04	3.91	—	
β値の適用	×	○	○	—	
②リスクフリーレート(注2)	1.48	1.37	1.17	—	
①-②	—	1.67	2.74	—	
選択される自己資本利益率	β = 0.6 (注3)		—	2.81	2.59

- (注1) 平成20年度は「日経経営指標」より。
平成21年度以降はNEEDS(日本経済新聞デジタルメディアの総合経済データバンク)の財務データより。抽出条件については、「日経経営指標」と同様に、全国5証券取引所(東京(マザーズを含まない)、大阪、名古屋、札幌、福岡)に今年度の9月1日現在で上場しており、7期連続で決算データの取得が可能な単体決算開示企業(金融業および外国企業を除く)の全業種平均値(単独指標)とした。ただし、平成22年度は速報値である。
- (注2) リスクフリーレートについては、指定設備全体の平均的な耐用年数に着目し、耐用年数が10年超であることから国債10年ものの利回りを使用した。
- (注3) β値については、昨年度と同とした。
- (注4) 算定期間については、3年間とした。ただし、平成20年度については主要企業の自己資本利益率がリスクフリーレートを下回っているため除外している。

2. 主要企業の過去5年間の自己資本利益率

(単位：%)

区分	年度					平均
	18	19	20	21	22	
主要企業の自己資本利益率	6.10	7.21	1.21	3.04	3.91	4.29

- (注1) 平成20年度以前は「日経経営指標」より。
平成21年度以降はNEEDS(日本経済新聞デジタルメディアの総合経済データバンク)の財務データより。抽出条件については、「日経経営指標」と同様に、全国5証券取引所(東京(マザーズを含まない)、大阪、名古屋、札幌、福岡)に今年度の9月1日現在で上場しており、7期連続で決算データの取得が可能な単体決算開示企業(金融業および外国企業を除く)の全業種平均値(単独指標)とした。ただし、平成22年度は速報値である。

3. 料金算定に採用した自己資本利益率

上記1, 2を勘案し、低い方の1のCAPM的手法による自己資本利益率を採用する。

自己資本利益率 = 2.59%

VIII. 利益対応税率の算定（調整額算定時の原価算定に用いるH22年度適用のもの）

利益対応税としては、事業税、地方法人特別税、法人税、道府県民税、市町村民税を見込んだ。

利益対応税率 = 65.40%

(算定方法)

1. 税引前利益に対する率の算定

①税引前利益を y 、税額を x_n とする。

②事業税実効税率

事業税額を x_1 、地方特別法人税を x_2 ($= x_1 \times 1.48$) とする。

$$x_1 = (y - (x_1 + x_2)) \times 0.029$$

$$= (y - (x_1 + x_1 \times 1.48)) \times 0.029 \quad \rightarrow$$

$$x_1 = \frac{0.029}{1+0.072} \times y = \underline{0.0271y}$$

③地方法人特別税実効税率

地方特別法人税を x_2 とする。

$$x_2 = x_1 \times 1.48$$

$$= 1.48 \times 0.0271y$$

$$= \underline{0.0401y}$$

④法人税実効税率

法人税額を x_3 とする。

$$x_3 = \text{事業税及び地方法人特別税引後利益} \times 0.3$$

$$= (y - (0.0271y + 0.0401y)) \times 0.3$$

$$= \underline{0.2798y}$$

⑤道府県民税実効税率

道府県民税額を x_4 とする。

$$x_4 = \text{法人税額} \times 0.05$$

$$= 0.2798y \times 0.05 =$$

$$\underline{0.0140y}$$

⑥市町村民税実効税率

市町村民税額を x_5 とする。

$$x_5 = \text{法人税額} \times 0.123$$

$$= 0.2798y \times 0.123 =$$

$$\underline{0.0344y}$$

⑦税引前利益に対する利益対応税率

利益対応税額を x とする。

$$x = x_1 + x_2 + x_3 + x_4 + x_5$$

$$= \underline{0.3954y}$$

2. 税引後利益に対する率の算定

税引後利益を z 、税引前利益を y 、税額を x とする。

$$\text{利益対応税率} = \frac{x}{z} = \frac{0.3954y}{(1-0.3954)y} = \frac{0.3954y}{0.6046y} = 0.6540$$

税引前利益 y
利益対応税 $x = 0.3954y$
税引後利益 $z = (1-0.3954)y$

Ⅷ. 利益対応税率の算定 (H24年度適用のもの)

利益対応税としては、事業税、地方法人特別税、法人税、道府県民税、市町村民税を見込んだ。

利益対応税率 = 58.76%

(算定方法)

1. 税引前利益に対する率の算定

①税引前利益を y 、税額を x_n とする。

②事業税実効税率

事業税額を x_1 、地方特別法人税を x_2 ($= x_1 \times 1.48$) とする。

$$x_1 = (y - (x_1 + x_2)) \times 0.029$$

$$= (y - (x_1 + x_1 \times 1.48)) \times 0.029 \quad \rightarrow$$

$$x_1 = \frac{0.029}{1+0.072} \times y = \underline{0.0271y}$$

③地方法人特別税実効税率

地方特別法人税を x_2 とする。

$$x_2 = x_1 \times 1.48$$

$$= 1.48 \times 0.0271y$$

$$= \underline{0.0401y}$$

④法人税実効税率

法人税額を x_3 とする。

$$x_3 = \text{事業税及び地方法人特別税引後利益} \times 0.255$$

$$= (y - (0.0271y + 0.0401y)) \times 0.255$$

$$= \underline{0.2379y}$$

⑤復興特別法人税

復興特別法人税額を x_4 とする。

$$x_4 = \text{事業税及び地方法人特別税引後利益} \times 0.255 \times 0.1$$

$$= (y - (0.0271y + 0.0401y)) \times 0.0255$$

$$= \underline{0.0238y}$$

⑥道府県民税実効税率

道府県民税額を x_5 とする。

$$x_5 = \text{法人税額} \times 0.05$$

$$= 0.2379y \times 0.05 =$$

$$\underline{0.0119y}$$

⑦市町村民税実効税率

市町村民税額を x_6 とする。

$$x_6 = \text{法人税額} \times 0.123$$

$$= 0.2379y \times 0.123 =$$

$$\underline{0.0293y}$$

⑧税引前利益に対する利益対応税率

利益対応税額を x とする。

$$x = x_1 + x_2 + x_3 + x_4 + x_5 + x_6$$

$$= \underline{0.3701y}$$

2. 税引後利益に対する率の算定

税引後利益を z 、税引前利益を y 、税額を x とする。

$$\text{利益対応税率} = \frac{x}{z} = \frac{0.3701y}{(1-0.3701)y} = \frac{0.3701y}{0.6299y} = 0.5876$$

税引前利益 y

利益対応税

$$x = 0.3701y$$

税引後利益

$$z = (1-0.3701)y$$

IX. 料金設定に使用した回線数

1. 端末回線数等

・加入者回線算定に使用した回線数

(単位：回線)

区分	a. 平成22年度 稼動回線数	b. 設備換算 係数 (注4)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼動回線数
加入者回線				
(1) 2線式・タイプ1-1 (注1)	2,778,823	1	1.00	2,778,823
(2) 2線式・タイプ1-2 (注2)	18,375,175	1	1.00	18,375,175
(3) 2線式・タイプ2 (注3)	385,518	1	1.03	397,084
(4) 4線式	30,209	2	1.03	62,231
(5) メタルサービス小計	21,569,725	-	-	21,613,313
(6) 1芯式・タイプ1-1 (注1)	27,512	1	1.00	27,512
(7) 1芯式・タイプ1-2 (注2)	2,101,876	1	1.00	2,101,876
(8) 1芯式・タイプ2 (注3)	415,640	1	1.03	428,109
(9) 2芯式・タイプ1-1 (注1)	5	2	1.00	10
(10) 2芯式・タイプ1-2 (注2)	27,279	2	1.00	54,558
(11) 2芯式・タイプ2 (注3)	3,248	2	1.03	6,691
(12) 4芯式	0	4	1.03	0
(13) 光サービス小計	2,575,560	-	-	2,618,756
(14) 計 ((5)+(13))	24,145,285	-	-	24,232,069
(13) 光サービス小計(保守換算係数をすべて1.0とした場合)	2,575,560	-	1.00	2,606,092

(再掲) 施設設置負担金の適用のないサービス等の回線数

(15) メタルサービス・2線式	4,074,235
(16) (再)メタルサービス・2線式(帯域透過端末回線除き)	1,204,698
(17) 光サービス	2,545,429
(18) 計 ((15)+(17))	6,619,664

(再掲) メタルサービスの収容形態別回線数

(19) 局外RT収容メタル回線数	-	-	-	1,661,631
(20) メタル設備のみを用いる加入者回線数	-	-	-	19,951,682
(21) 計 ((19)+(20))	-	-	-	21,613,313

(再掲) メタルサービスの回線数内訳

(22) 帯域透過端末回線数	-	-	-	2,870,337
(23) 上記以外のメタル回線数	-	-	-	18,742,976
(24) 計 ((22)+(23))	-	-	-	21,613,313

・MDF、FTM算定に使用した回線数

(単位：回線)

区分	a. 平成22年度 稼動回線数	b. 設備換算 係数 (注6)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼動回線数
加入者回線				
(25) 2線式・タイプ1-1 (注1)	2,778,823	1	1.00	2,778,823
(26) 2線式・タイプ1-2 (注2)	18,375,175	1	1.00	18,375,175
(27) 2線式・タイプ2 (注3)	385,518	1	1.03	397,084
(28) 4線式	30,209	2	1.03	62,231
(29) 追加MDF・タイプ1-1 (注1)	405,881	1	1.00	405,881
(30) 追加MDF・タイプ1-2 (注2)	3,765,200	1	1.00	3,765,200
(31) メタルサービス小計	25,740,806	-	-	25,784,394
(32) 1芯式・タイプ1-1 (注1)	27,512	1	1.00	27,512
(33) 1芯式・タイプ1-2 (注2)	2,101,876	1	1.00	2,101,876
(34) 1芯式・タイプ2 (注3)	415,640	1	1.03	428,109
(35) 2芯式・タイプ1-1 (注1)	1,548	2	1.00	3,096
(36) 2芯式・タイプ1-2 (注2)	27,279	2	1.00	54,558
(37) 2芯式・タイプ2 (注3)	3,248	2	1.03	6,691
(38) 4芯式	0	4	1.03	0
(39) 光サービス小計	2,577,103	-	-	2,621,842
(40) 計 ((31)+(39))	28,317,909	-	-	28,406,236
(39) 光サービス小計(保守換算係数をすべて1.0とした場合)	2,577,103	-	1.00	2,609,178

(再掲) メタルサービスの収容形態別回線数

(41) 局外RT収容メタル回線数	-	-	-	1,661,631
(42) メタル設備のみを用いる加入者回線数	-	-	-	24,122,763
(43) 計 ((41)+(42))	-	-	-	25,784,394

(再掲) メタルサービスの回線数内訳

(44) 帯域透過端末回線数	-	-	-	2,870,337
(45) 追加MDF	-	-	-	4,171,081
(46) 上記以外のメタル回線数	-	-	-	18,742,976
(47) 計 ((44)+(45)+(46))	-	-	-	25,784,394

・OCU算定に使用した回線数

(単位：回線)

区分	a. 平成22年度 稼動回線数	b. 設備換算 係数 (注6)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼動回線数
OCU使用回線				
(48) メタル回線数・タイプ1-1 (注1)	89,815	1	1.00	89,815
(49) メタル回線数・タイプ1-2 (注2)	2,294,304	1	1.00	2,294,304
(50) (再)デジタル公衆電話・タイプ1-2 (注2)	47,713	1	1.00	47,713
(51) 光回線数・タイプ1-1 (注1)	4	1	1.00	4
(52) 光回線数・タイプ1-2 (注2)	28,811	1	1.00	28,811
(53) 計 ((48)+(49)+(51)+(52))	2,412,934	-	-	2,412,934

・回線管理運営機能算定に使用した回線数 (単位：回線)

区分	平成22年度 稼働回線数
回線管理運営機能対応回線数	
(54) 電話等	18,145,586
(55) (再) PHS基地局回線	161,266
(56) ラインシェアリング・相互接続回線	2,432,109
(57) ドライカッパ・相互接続回線	2,643,303
(58) 光ファイバ・相互接続回線	398,904
(59) 上記以外の回線数	9,848,971
(60) 計 ((54)+(56)+(57)+(58)+(59))	33,468,873
(61) (再) 相互接続回線 ((55)+(56)+(57)+(58))	5,635,582
(62) (再) 相互接続回線 (ラインシェアリング除き) ((55)+(57)+(58))	3,203,473

・DSL回線故障対応機能算定に使用した回線数 (単位：回線)

区分	平成22年度 稼働回線数
故障対応回線数	
(63) メタル設備のみを用いる加入者回線数	19,909,128
(64) DSL回線故障対応機能契約数	1,333,090
(65) 計 ((63)+(64))	21,242,218

・公衆電話機能算定に使用した回線数 (単位：回線)

区分	平成22年度 稼働回線数
公衆電話回線	
(66) アナログ公衆電話	81,750
(67) デジタル公衆電話	48,857
(68) 計 ((66)+(67))	130,607
回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものに対応する回線数	
(69) アナログ回線数 (加入電話・アナログ公衆電話)	15,790,662
(70) デジタル回線数 (INS64・デジタル公衆電話・PHS基地局回線)	2,455,554
(71) 計 ((69)+(70))	18,246,216

・スプリッタ(DSL)算定に使用した回線数 (単位：回線)

区分	平成22年度 稼働回線数
(72) 計	1,333,012

・加入者収容装置(ATMデータ伝送網)算定に使用した回線数 (単位：回線)

区分	a. 平成22年度 稼働回線数	b. 速度換算 係数	c = a × b 換算後 稼働回線数
(73) 3 Mb/s	14,969	42	628,698
(74) 6 Mb/s	1,006	75	75,450
(75) 9 Mb/s	207	89	18,423
(76) 12 Mb/s	731	102	74,562
(77) 15 Mb/s	33	116	3,828
(78) 18 Mb/s	36	129	4,644
(79) 21 Mb/s	32	143	4,576
(80) 24 Mb/s	46	157	7,222
(81) 27 Mb/s	7	170	1,190
(82) 30 Mb/s	12	184	2,208
(83) 33 Mb/s	10	198	1,980
(84) 36 Mb/s	6	211	1,266
(85) 39 Mb/s	10	225	2,250
(86) 42 Mb/s	31	238	7,378
(87) 計	17,136	-	833,675

・光信号伝送装置(PON)算定に使用した回線数 (単位：回線)

区分	a. 平成22年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注6)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
光信号伝送装置(PON)				
(88) 1Gbit/sタイプ・タイプ1-1 (注1)	0	1	1.00	0
(89) 1Gbit/sタイプ・タイプ1-2 (注2)	457,764	1	1.00	457,764
(90) 1Gbit/sタイプ・タイプ2 (注3)	1,070	1	1.03	1,102
(91) 1Gbit/sタイプ 小計	458,834	-	-	458,866

・局外スプリッタ算定に使用した回線数 (単位：回線)

区分	a. 平成22年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注6)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
局外スプリッタ				
(92) 局外スプリッタ(8分岐)・タイプ1-1 (注1)	22,299	1	1.00	22,299
(93) 局外スプリッタ(8分岐)・タイプ1-2 (注2)	1,373,676	1	1.00	1,373,676
(94) 局外スプリッタ(8分岐)・タイプ2 (注3)	3,655	1	1.03	3,765
(95) 局外スプリッタ(8分岐)小計	1,399,630	-	-	1,399,740

・光信号電気信号変換機能（メディアコンバータ）算定に使用した回線数

（単位：回線）

区分	a. 平成22年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注6)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
光信号電気信号変換機能（メディアコンバータ）				
(96) メディアコンバータ（1Gbit/sタイプ）・タイプ1-1（注1）	0	1	1.00	0
(97) メディアコンバータ（1Gbit/sタイプ）・タイプ1-2（注2）	48,125	1	1.00	48,125
(98) メディアコンバータ（1Gbit/sタイプ）・タイプ2（注3）	127	1	1.03	131
(99) メディアコンバータ（1Gbit/sタイプ）小計	48,252	-	-	48,256
(100) メディアコンバータ（100Mbit/s 集線型）・タイプ1-1（注1）	0	1	1.00	0
(101) メディアコンバータ（100Mbit/s 集線型）・タイプ1-2（注2）	18,342	1	1.00	18,342
(102) メディアコンバータ（100Mbit/s 集線型）・タイプ2（注3）	2,584	1	1.03	2,662
(103) メディアコンバータ（100Mbit/s 集線型）小計	20,926	-	-	21,004
(104) メディアコンバータ（100Mbit/s 非集線型）・タイプ1-1（注1）	0	1	1.00	0
(105) メディアコンバータ（100Mbit/s 非集線型）・タイプ1-2（注2）	388,931	1	1.00	388,931
(106) メディアコンバータ（100Mbit/s 非集線型）・タイプ2（注3）	888	1	1.03	915
(107) メディアコンバータ（100Mbit/s 非集線型）小計	389,819	-	-	389,846

・光信号多重分離機能（局内スプリッタ）算定に使用した回線数

（単位：回線）

区分	a. 平成22年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注6)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
局内スプリッタ				
(108) 局内スプリッタ（4分岐）・タイプ1-1（注1）	0	1	1.00	0
(109) 局内スプリッタ（4分岐）・タイプ1-2（注2）	428,591	1	1.00	428,591
(110) 局内スプリッタ（4分岐）・タイプ2（注3）	1,007	1	1.03	1,037
(111) 局内スプリッタ（4分岐）小計	429,598	-	-	429,628
(112) 局内スプリッタ（8分岐）・タイプ1-1（注1）	0	1	1.00	0
(113) 局内スプリッタ（8分岐）・タイプ1-2（注2）	1,113	1	1.00	1,113
(114) 局内スプリッタ（8分岐）・タイプ2（注3）	57	1	1.03	59
(115) 局内スプリッタ（8分岐）小計	1,170	-	-	1,172

・特別收容局ルータ接続及び特別中継局ルータ接続ルーティング伝送機能算定に使用した回線数

（単位：ポート）

区分	a. 平成22年度 稼働回線数
特別收容局ルータ接続及び特別中継局ルータ接続ルーティング伝送機能	
(116) LANインタフェースにより10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	8
(117) LANインタフェースにより1Gbit/sの符号伝送が可能なもの（收容局ルータ及び中継局ルータ接続）	5,736
(118) LANインタフェースにより100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	5,833
(119) ATMインタフェースによりの符号伝送が可能なもの	4,903
(120) ISDN一次群ユーザ 網インタフェースにより符号伝送が可能なもの	31,102
(121) 計 ((116)+(117)+(118)+(119)+(120))	47,582

・特別帯域透過端末回線数

（単位：回線）

区分	a. 平成22年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注4)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
(122) 特別帯域透過端末回線 ・タイプ1-1（注1）	21	1	1.00	21

- (注) 1 タイプ1-1：保守の区別が、平日・昼間帯の保守メニューのもの。
 2 タイプ1-2：保守の区別が、全日・昼間帯の保守メニューのもの。
 3 タイプ2：保守の区別が、全日・全時間帯の保守メニューのもの。
 4 使用するケーブル対数・芯数をもとに設備換算係数を設定した。
 5 保守換算係数はXの保守換算係数の3.③より。
 6 使用する端子数をもとに設備換算係数を設定した。

X. 料金設定に使用した保守換算係数

1. II-6 通信路設定伝送機能に適用するもの

①通信路設定伝送機能における総平均故障修理時間と区分毎の平均故障修理時間の比率

区分	比率
a. タイプ1-1 (平日・昼間帯)	0.402
b. タイプ1-2 (全日・昼間帯)	0.609
c. タイプ2 (全日・全時間帯)	1.011
d. 平均	1.000

②通信路設定伝送機能コストの内訳 (%)

区分	比率
a. 故障修理関連コストの割合	10.0
b. その他のコストの割合	90.0
c. 計	100.0

③保守換算係数の設定

区分	保守換算係数	備考
タイプ1-2 (全日・昼間帯)	1.02	$(2a \times 1b + 2b) / (2a \times 1a + 2b)$
タイプ2 (全日・全時間帯)	1.06	$(2a \times 1c + 2b) / (2a \times 1a + 2b)$

2. 網改造料の算定式に準拠して算定するものに適用するもの

①端末回線伝送機能等における総平均故障修理時間と区分毎の平均故障修理時間の比率

区分	比率
a. タイプ1-1 (平日・昼間帯)	0.965
b. タイプ1-2 (全日・昼間帯)	0.995
c. タイプ2 (全日・全時間帯)	1.279
d. 平均	1.000

②端末回線伝送機能等コストの内訳 (%)

区分	比率
a. 故障修理関連コストの割合	9.8
b. その他のコストの割合	90.2
c. 計	100.0

③保守換算係数の設定

区分	保守換算係数	備考
タイプ1-1 (平日・昼間帯)	1.00	$(2a \times 1a + 2b) / 2c$
タイプ1-2 (全日・昼間帯)	1.00	$(2a \times 1b + 2b) / 2c$
タイプ2 (全日・全時間帯)	1.03	$(2a \times 1c + 2b) / 2c$

3. 1, 2以外に適用するもの

①端末回線伝送機能等における総平均故障修理時間と区分毎の平均故障修理時間の比率

区分	比率
a. タイプ1-1 (平日・昼間帯)	0.965
b. タイプ1-2 (全日・昼間帯)	0.995
c. タイプ2 (全日・全時間帯)	1.279
d. 平均	1.000

②端末回線伝送機能等コストの内訳 (%)

区分	比率
a. 故障修理関連コストの割合	9.8
b. その他のコストの割合	90.2
c. 計	100.0

③保守換算係数の設定

区分	保守換算係数	備考
タイプ1-2 (全日・昼間帯)	1.00	$(2a \times 1b + 2b) / (2a \times 1a + 2b)$
タイプ2 (全日・全時間帯)	1.03	$(2a \times 1c + 2b) / (2a \times 1a + 2b)$

X I .料金設定に使用した貸倒率

(単位:百万円)

	H22	備考
①接続料の貸倒額	0	参考1.設備区分別の費用明細表より
②接続料	242,317	平成22年度実績 (接続会計報告書 様式第1 第一種指定設備管理部門の受取網使用料、 接続装置使用料収入、網改造料収入の合計)
貸倒率	0.00000%	①÷②

(別紙1)

加入者回線・主配線盤の費用明細表

(参考1)設備区分別の費用明細表をもとに算定

(単位:百万円)

費用の項目	主な配賦基準	メタル加入者回線	局外RTに収容されている加入者回線(※)	メタル設備のみを用いる加入者回線	(再掲)試験受付	メタル主配線盤	局外RTに収容されている加入者回線に係る主配線盤(※)	メタル設備のみを用いる加入者回線に係る主配線盤
営業費	-	0	0	0	0	0	0	0
(再)貸倒損失	-	0	0	0	0	0	0	0
運用費	-	0	0	0	0	0	0	0
施設保全費	・線路設備の保守に直接係わるもの:芯線長比 ・上記以外のもの:上記支出額比	154,872	3,950	150,923	7,341	3,844	21	3,822
共通費	・施設保全費支出額比	8,910	271	8,639	340	1,302	27	1,275
管理費	・施設保全費、共通費支出額比	16,646	436	16,210	750	970	15	955
試験研究費	・取得資産額比	2,600	208	2,391	2	44	12	32
通信設備使用料	・取得資産額比	9	0	9	4	2	0	2
租税公課	・正味資産額比	28,625	934	27,691	26	564	15	549
減価償却費	・線路設備に係わるもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	58,587	3,537	55,051	142	2,227	142	2,085
固定資産除却費	・線路設備に係わるもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	10,789	500	10,289	53	476	8	468
(再)除却損	・線路設備に係わるもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	3,731	208	3,522	36	216	4	212
合計		281,039	9,837	271,202	8,658	9,430	241	9,189

(※) 収容局から局外RTまでの光信号端末伝送路を含む。

加入者回線・主配線盤の固定資産明細表

(参考2)設備区分別固定資産明細表をもとに算定

(単位:百万円)

資産の項目	主な配賦基準	メタル加入者回線	局外RTIに収容されている加入者回線(※)	メタル設備のみを用いる加入者回線	(再掲)試験受付	メタル主配線盤	局外RTIに収容されている加入者回線に係る主配線盤(※)	メタル設備のみを用いる加入者回線に係る主配線盤	
機械設備	公衆電話機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	
		正味価額	0	0	0	0	0	0	
	市内電話機械設備	取得価額	2,600	72	2,528	2,528	65,817	1,485	64,332
		減価償却累計額	2,214	61	2,152	2,152	60,481	1,097	59,383
		正味価額	386	11	375	375	5,336	388	4,948
	市外電話機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0
	電信機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0
	電報機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0
	DDX機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0
	画像機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0
減価償却累計額		0	0	0	0	0	0	0	
正味価額		0	0	0	0	0	0	0	
OCN機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	0	0	0	
伝送機械設備	取得価額	798	0	798	0	0	0	0	
	減価償却累計額	711	0	711	0	0	0	0	
	正味価額	87	0	87	0	0	0	0	
無線機械設備	取得価額	920	0	920	0	0	0	0	
	減価償却累計額	874	0	874	0	0	0	0	
	正味価額	46	0	46	0	0	0	0	
電力設備	取得価額	2,820	107	2,712	1,275	324	0	324	
	減価償却累計額	2,296	87	2,208	1,038	264	0	264	
	正味価額	524	20	504	237	60	0	60	
電話番号案内設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	0	0	0	
総合監視システム	取得価額	1,160	29	1,131	0	55	0	54	
	減価償却累計額	1,044	26	1,017	0	49	0	49	
	正味価額	116	3	113	0	6	0	6	
空中線設備	取得価額	27	0	27	0	0	0	0	
	減価償却累計額	25	0	25	0	0	0	0	
	正味価額	2	0	2	0	0	0	0	
通信衛星設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	0	0	0	
端末設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	0	0	0	
線路設備	市内線路設備	取得価額	2,262,252	98,175	2,164,078	0	0	0	
		減価償却累計額	1,938,663	72,984	1,865,679	0	0	0	
		正味価額	323,590	25,191	298,399	0	0	0	
市外線路設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	0	0	0	
土木設備	取得価額	1,839,737	46,175	1,793,562	0	0	0	0	
	減価償却累計額	1,466,634	36,905	1,429,728	0	0	0	0	
	正味価額	373,104	9,270	363,834	0	0	0	0	
海底線設備	取得価額	29	0	29	0	0	0	0	
	減価償却累計額	27	0	27	0	0	0	0	
	正味価額	1	0	1	0	0	0	0	
建物	取得価額	93,836	3,277	90,559	87	58,992	1,524	57,468	
	減価償却累計額	63,963	2,224	61,739	59	39,650	1,023	38,627	
	正味価額	29,873	1,053	28,820	28	19,343	502	18,841	
構築物	取得価額	6,837	241	6,596	6	4,474	116	4,358	
	減価償却累計額	5,558	196	5,362	5	3,636	94	3,542	
	正味価額	1,279	45	1,234	1	837	22	816	
機械及び装置	取得価額	3,388	106	3,282	3	85	1	84	
	減価償却累計額	2,583	80	2,503	2	68	1	67	
	正味価額	806	27	779	1	17	0	17	
車両及び船舶	取得価額	342	7	335	0	7	0	7	
	減価償却累計額	302	6	296	0	6	0	6	
	正味価額	40	1	39	0	1	0	1	
工具、器具及び備品	取得価額	20,822	764	20,058	19	643	18	625	
	減価償却累計額	16,069	565	15,504	15	509	13	496	
	正味価額	4,754	200	4,554	4	134	5	129	
リース資産	取得価額	387	11	375	0	8	0	7	
	減価償却累計額	255	7	248	0	5	0	5	
	正味価額	132	4	128	0	3	0	3	
土地	取得価額	17,535	553	16,982	16	6,526	166	6,360	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	17,535	553	16,982	16	6,526	166	6,360	
建設仮勘定	取得価額	12,080	591	11,489	11	92	7	85	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	12,080	591	11,489	11	92	7	85	
無形固定資産	取得価額	111,731	2,941	108,790	104	1,065	20	1,044	
	減価償却累計額	91,427	2,394	89,033	85	705	14	691	
	正味価額	20,304	546	19,758	19	360	7	354	
合計	取得価額	4,377,302	153,050	4,224,251	4,051	138,087	3,339	134,748	
	減価償却累計額	3,592,643	115,537	3,477,106	3,358	105,372	2,242	103,130	
	正味価額	784,658	37,513	747,145	693	32,715	1,097	31,618	

(※) 収容局から局外RTIまでの光信号端末伝送路を含む。

(別紙3)

メタル設備のみを用いる加入者回線の費用明細表

(参考1)設備区分別の費用明細表をもとに算定

(単位:百万円)

費用の項目	主な配賦基準	メタル加入者回線のみを用いる加	加入者回線		(再掲)特別帯域透過端末回線に係るもの(※)
			上部区間	下部区間	
営業費	-	0	0	0	0.000
(再)貸倒損失	-	0	0	0	0.000
運用費	-	0	0	0	0.000
施設保全費	・線路設備の故障修理に係るもの:故障修理件数比 ・線路設備(電柱・鉄塔)の保守に直接係るもの:個別把握し、直接賦課 ・線路設備(電柱・鉄塔以外)の保守に直接係るもの:芯線長比 ・地中設備の保守に直接係るもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:上記支出額比	150,923	36,471	114,452	0.120
共通費	・施設保全費支出額比	8,639	2,088	6,551	0.007
管理費	・施設保全費、共通費支出額比	16,210	3,917	12,293	0.013
試験研究費	・取得資産額比	2,391	593	1,799	0.002
通信設備使用料	・取得資産額比	9	0	8	0.000
租税公課	・正味資産額比	27,691	18,373	9,318	0.010
減価償却費	・線路設備に係るもの:個別把握し、直接賦課 ・地中設備に係るもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	55,051	22,844	32,207	0.034
固定資産除却費	・線路設備に係るもの:個別把握し、直接賦課 ・地中設備に係るもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	10,289	4,166	6,123	0.006
(再)除却損	・線路設備に係るもの:個別把握し、直接賦課 ・地中設備に係るもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	3,522	955	2,568	0.003
合計		271,202	88,452	182,751	0.192

(※) 特別帯域透過端末回線に係るものについては、回線数比にて把握。

(別紙4)

メタル設備のみを用いる加入者回線の固定資産明細表

(参考2)設備区分別固定資産明細表をもとに算定

(単位:百万円)

資産の項目	主な配賦基準	メタル設備のみを用いる加入者回線	上部区間		下部区間		(再掲)特別帯域透過端末回線に係るもの(※)
機械設備	公衆電話機械設備	取得価額	0	0	0	0.000	
		減価償却累計額	0	0	0	0.000	
		正味価額	0	0	0	0.000	
	市内電話機械設備	取得価額	2,528	1,295	1,232	0.001	
		減価償却累計額	2,152	1,103	1,049	0.001	
		正味価額	375	192	183	0.000	
	市外電話機械設備	取得価額	0	0	0	0.000	
		減価償却累計額	0	0	0	0.000	
		正味価額	0	0	0	0.000	
	電信機械設備	取得価額	0	0	0	0.000	
		減価償却累計額	0	0	0	0.000	
		正味価額	0	0	0	0.000	
	電報機械設備	取得価額	0	0	0	0.000	
		減価償却累計額	0	0	0	0.000	
		正味価額	0	0	0	0.000	
	DDX機械設備	取得価額	0	0	0	0.000	
		減価償却累計額	0	0	0	0.000	
		正味価額	0	0	0	0.000	
	画像機械設備	取得価額	0	0	0	0.000	
		減価償却累計額	0	0	0	0.000	
正味価額		0	0	0	0.000		
OCN機械設備	取得価額	0	0	0	0.000		
	減価償却累計額	0	0	0	0.000		
	正味価額	0	0	0	0.000		
伝送機械設備	取得価額	798	0	798	0.001		
	減価償却累計額	711	0	711	0.001		
	正味価額	87	0	87	0.000		
無線機械設備	取得価額	920	0	920	0.001		
	減価償却累計額	874	0	874	0.001		
	正味価額	46	0	46	0.000		
電力設備	取得価額	2,712	1,299	1,413	0.001		
	減価償却累計額	2,208	1,058	1,151	0.001		
	正味価額	504	241	263	0.000		
電話番号案内設備	取得価額	0	0	0	0.000		
	減価償却累計額	0	0	0	0.000		
	正味価額	0	0	0	0.000		
総合監視システム	取得価額	1,131	1,129	2	0.000		
	減価償却累計額	1,017	1,016	1	0.000		
	正味価額	113	113	0	0.000		
空中線設備	取得価額	27	0	27	0.000		
	減価償却累計額	25	0	25	0.000		
	正味価額	2	0	2	0.000		
通信衛星設備	取得価額	0	0	0	0.000		
	減価償却累計額	0	0	0	0.000		
	正味価額	0	0	0	0.000		
端末設備	取得価額	0	0	0	0.000		
	減価償却累計額	0	0	0	0.000		
	正味価額	0	0	0	0.000		
線路設備	取得価額	2,164,078	960,771	1,203,306	1.267		
	減価償却累計額	1,865,679	883,436	982,242	1.034		
	正味価額	298,399	77,335	221,064	0.233		
市内線路設備	取得価額	0	0	0	0.000		
	減価償却累計額	0	0	0	0.000		
	正味価額	0	0	0	0.000		
市外線路設備	取得価額	0	0	0	0.000		
	減価償却累計額	0	0	0	0.000		
	正味価額	0	0	0	0.000		
土木設備	取得価額	1,793,562	1,793,562	0	0.000		
	減価償却累計額	1,429,728	1,429,728	0	0.000		
	正味価額	363,834	363,834	0	0.000		
海底線設備	取得価額	29	29	0	0.000		
	減価償却累計額	27	27	0	0.000		
	正味価額	1	1	0	0.000		
建物	取得価額	90,559	49,994	40,565	0.043		
	減価償却累計額	61,739	34,144	27,594	0.029		
	正味価額	28,820	15,850	12,970	0.014		
構築物	取得価額	6,596	3,622	2,974	0.003		
	減価償却累計額	5,362	2,945	2,417	0.003		
	正味価額	1,234	678	557	0.001		
機械及び装置	取得価額	3,282	2,232	1,050	0.001		
	減価償却累計額	2,503	1,698	805	0.001		
	正味価額	779	533	246	0.000		
車両及び船舶	取得価額	335	242	92	0.000		
	減価償却累計額	296	214	82	0.000		
	正味価額	39	28	11	0.000		
工具、器具及び備品	取得価額	20,058	11,912	8,146	0.009		
	減価償却累計額	15,504	9,354	6,150	0.006		
	正味価額	4,554	2,558	1,996	0.002		
リース資産	取得価額	375	253	123	0.000		
	減価償却累計額	248	167	81	0.000		
	正味価額	128	86	42	0.000		
土地	取得価額	16,982	9,877	7,105	0.007		
	減価償却累計額	0	0	0	0.000		
	正味価額	16,982	9,877	7,105	0.007		
建設仮勘定	取得価額	11,489	7,660	3,829	0.004		
	減価償却累計額	0	0	0	0.000		
	正味価額	11,489	7,660	3,829	0.004		
無形固定資産	取得価額	108,790	100,415	8,375	0.009		
	減価償却累計額	89,033	83,663	5,370	0.006		
	正味価額	19,758	16,753	3,005	0.003		
合計	取得価額	4,224,251	2,944,294	1,279,957	1.347		
	減価償却累計額	3,477,106	2,448,554	1,028,552	1.083		
	正味価額	747,145	495,740	251,405	0.265		

(※) 特別帯域透過端末回線に係るものについては、回線数比にて把握。

設備区分別の費用明細表

(〔再掲〕営業費用)

(参考1-別表①)

(単位:百万円)

Table with multiple columns and rows detailing expenses by equipment category. Rows include categories like '事業費用', '運賃', '施設保全費', '共通費', '管理費', '試験研究費', '通信設備使用料', '租税公課', '減価償却費', '固定資産除却費', and '合計'. Columns list various equipment types such as 'パソコン等汎用設備', 'サーバー等汎用設備', 'プリンター等汎用設備', etc.

設備区分別固定資産明細表 (平成22年度接続会計をもとに算定した資産明細表に平成23年度第2四半期決算において計上した災害特別損失に係る見積り差額を反映)

(単位:百万円)

Table with columns for asset categories (e.g., 建設費, 土地, 構築物) and rows for acquisition and disposal amounts. Includes a detailed breakdown of disaster special losses (災害特別損失) and their impact on the total asset value.

設備区分別固定資産明細表
((再掲)平成22年度継続会計をもとに算定)

(単位:百万円)

部局等の区分	部局等の名称	取得価額		減価償却累計額		取得価額		減価償却累計額		合計
		取	得	取	得	取	得	取	得	
社会福祉施設費	取	29,731	0	39,251	0	0	0	0	0	39,251
	減価償却累計額	32,114	0	32,114	0	0	0	0	0	32,114
	正味	4,617	0	4,617	0	0	0	0	0	4,617
市内電線建設費	取	1,370,445	22,882	1,347,603	26,892	0	29,992	63,000	241	28,000
	減価償却累計額	1,263,129	16,839	1,246,289	23,052	0	23,052	60,667	205	20,710
	正味	107,317	6,043	101,334	3,900	0	3,900	5,333	39	7,111
市内電線維持費	取	90,035	0	90,035	0	0	0	0	0	90,035
	減価償却累計額	46,644	0	46,644	0	0	0	0	0	46,644
	正味	43,391	0	43,391	0	0	0	0	0	43,391
電柱維持費	取	2,035	0	2,035	0	0	0	0	0	2,035
	減価償却累計額	1,983	0	1,983	0	0	0	0	0	1,983
	正味	52	0	52	0	0	0	0	0	52
電線維持費	取	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	正味	0	0	0	0	0	0	0	0	0
DVA維持費	取	1,414	0	1,414	0	0	0	0	0	1,414
	減価償却累計額	1,385	0	1,385	0	0	0	0	0	1,385
	正味	29	0	29	0	0	0	0	0	29
維持費	取	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	正味	0	0	0	0	0	0	0	0	0
DVA建設費	取	1,641	0	1,641	0	0	0	0	0	1,641
	減価償却累計額	1,598	0	1,598	0	0	0	0	0	1,598
	正味	43	0	43	0	0	0	0	0	43
道路建設費	取	1,011,959	102,725	1,500,005	9,656	0	9,656	0	0	1,511,660
	減価償却累計額	1,391,659	44,632	1,436,291	31,145	7,864	4,309	50,675	36,601	1,471,966
	正味	229,300	78,093	153,562	67,812	0	0	0	0	153,562
維持費	取	16,196	0	16,196	0	0	0	0	0	16,196
	減価償却累計額	13,981	0	13,981	0	0	0	0	0	13,981
	正味	2,215	0	2,215	0	0	0	0	0	2,215
電力設備	取	412,444	41,903	370,539	6,792	0	6,792	324	829	0
	減価償却累計額	339,333	34,114	303,318	5,556	0	5,556	2,644	672	0
	正味	73,111	7,789	67,221	1,236	0	1,236	60	157	0
維持費等外設備	取	1,545	0	1,545	0	0	0	0	0	1,545
	減価償却累計額	1,410	0	1,410	0	0	0	0	0	1,410
	正味	135	0	135	0	0	0	0	0	135
総合施設(小学)	取	7,040	500	6,510	1,202	55	446	5	0	2,223
	減価償却累計額	6,320	446	5,874	1,082	0	1,082	544	0	1,082
	正味	720	55	633	120	6	45	1	0	1,131
総合施設(中学)	取	20,341	25	20,341	25	0	25	0	0	20,341
	減価償却累計額	5,546	0	5,546	0	2	0	0	0	5,546
	正味	14,795	25	14,795	25	0	25	0	0	14,795

設備区分別固定資産明細表
 (【再掲】平成23年度第2四半期決算において計上した災害特別損失に係る見積り差額)

(参考2-別表②)

(単位:百万円)

勘定科目	前年度末		当年度末		勘定科目	前年度末		当年度末	
	取手	繰上	取手	繰上		取手	繰上	取手	繰上
固定資産の項目									
社会電線用設備					社会電線用設備				
取手	40		40		取手	40		40	
繰上					繰上				
正味	40		40		正味	40		40	
取手					取手				
繰上					繰上				
正味					正味				
計					計				
取手	40		40		取手	40		40	
繰上					繰上				
正味	40		40		正味	40		40	
計					計				
取手					取手				
繰上					繰上				
正味					正味				
計					計				
取手					取手				
繰上					繰上				
正味					正味				
計					計				
取手					取手				
繰上					繰上				
正味					正味				
計					計				
取手					取手				
繰上					繰上				
正味					正味				
計					計				
取手					取手				
繰上					繰上				
正味					正味				
計					計				
取手					取手				
繰上					繰上				
正味					正味				
計					計				
取手					取手				
繰上					繰上				
正味					正味				
計					計				
取手					取手				
繰上					繰上				
正味					正味				
計					計				
取手					取手				
繰上					繰上				
正味					正味				
計					計				
取手					取手				
繰上					繰上				
正味					正味				
計					計				
取手					取手				
繰上					繰上				
正味					正味				
計					計				
取手					取手				
繰上					繰上				
正味					正味				
計					計				
取手					取手				
繰上					繰上				
正味					正味				
計					計				
取手					取手				
繰上					繰上				
正味					正味				
計					計				
取手					取手				
繰上					繰上				
正味					正味				
計					計				
取手					取手				
繰上					繰上				
正味					正味				
計					計				
取手					取手				
繰上					繰上				
正味					正味				
計					計				
取手					取手				
繰上					繰上				
正味					正味				
計					計				
取手					取手				
繰上					繰上				
正味					正味				
計					計				
取手					取手				
繰上					繰上				
正味					正味				
計					計				
取手					取手				
繰上					繰上				
正味					正味				
計					計				
取手					取手				
繰上					繰上				
正味					正味				
計					計				
取手					取手				
繰上					繰上				
正味					正味				
計					計				
取手					取手				
繰上					繰上				
正味					正味				
計					計				
取手					取手				
繰上					繰上				
正味					正味				
計					計				
取手					取手				
繰上					繰上				
正味					正味				
計					計				
取手					取手				
繰上					繰上				
正味					正味				
計					計				
取手					取手				
繰上					繰上				
正味					正味				
計					計				
取手					取手				
繰上					繰上				
正味					正味				
計					計				
取手					取手				
繰上					繰上				
正味					正味				
計					計				
取手					取手				
繰上					繰上				
正味					正味				
計					計				
取手					取手				
繰上					繰上				
正味					正味				
計					計				
取手					取手				
繰上					繰上				
正味					正味				
計					計				
取手					取手				
繰上					繰上				
正味					正味				
計					計				
取手					取手				
繰上					繰上				
正味					正味				
計					計				
取手					取手				
繰上					繰上				
正味					正味				
計					計				
取手					取手				
繰上					繰上				
正味					正味				
計					計				
取手					取手				
繰上					繰上				
正味					正味				
計					計				
取手					取手				
繰上					繰上				
正味					正味				
計					計				
取手					取手				
繰上					繰上				
正味					正味				
計					計				
取手					取手				
繰上					繰上				
正味					正味				
計					計				
取手					取手				
繰上					繰上				
正味					正味				
計					計				
取手					取手				
繰上					繰上				
正味					正味				
計					計				
取手					取手				
繰上					繰上				
正味					正味				
計					計				
取手					取手				
繰上					繰上				
正味									

(参考3)

設備区分別の費用明細表(端末系伝送路の内訳)

(参考1)設備区分別の費用明細表をもとに算定

(単位:百万円)

設備区分等	指定設備管理部門				
	(端末系伝送路 の電気信号の伝送に係るもの)	メタル加入者回線	OCU	その他	回線管理運営
費用の項目					
営業費	28,967	0	0	0	28,967
(再)貸倒損失	0	0	0	0	0
運用費	0	0	0	0	0
施設保全費	158,385	154,872	655	253	2,606
共通費	10,453	8,910	137	21	1,385
管理費	18,731	16,646	149	20	1,916
試験研究費	2,749	2,600	142	7	0
通信設備使用料	31	9	19	3	0
租税公課	28,853	28,625	77	8	142
減価償却費	64,554	58,587	1,282	72	4,613
固定資産除却費	11,099	10,789	169	7	133
(再)除却損	3,934	3,731	91	4	108
合計	323,822	281,039	2,630	392	39,761

(参考4)

設備区分別固定資産明細表(端末系伝送路の内訳)

(参考2)設備区分別固定資産明細表をもとに算定

(単位:百万円)

設備区分等		資産の項目	(端末系伝送路の伝送に係るもの)	指定設備管理部門			
				メタル加入者回線	OCU	その他	回線管理運営
機械設備	公衆電話機械設備	取得価額	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0
	市内電話機械設備	取得価額	26,982	2,600	24,382	0	0
		減価償却累計額	23,081	2,214	20,868	0	0
		正味価額	3,900	386	3,514	0	0
	市外電話機械設備	取得価額	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0
	電信機械設備	取得価額	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0
	電報機械設備	取得価額	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0
	DDX機械設備	取得価額	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0
	画像機械設備	取得価額	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0
	OCN機械設備	取得価額	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0
	伝送機械設備	取得価額	9,656	798	6,529	2,329	0
		減価償却累計額	9,044	711	6,191	2,142	0
		正味価額	612	87	338	187	0
無線機械設備	取得価額	920	920	0	0	0	
	減価償却累計額	874	874	0	0	0	
	正味価額	46	46	0	0	0	
電力設備	取得価額	6,802	2,820	3,529	453	0	
	減価償却累計額	5,540	2,296	2,875	369	0	
	正味価額	1,262	524	654	84	0	
電話番号案内設備	取得価額	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	0	
総合監視システム	取得価額	1,202	1,160	40	1	0	
	減価償却累計額	1,082	1,044	37	1	0	
	正味価額	120	116	4	0	0	
空中線設備	取得価額	27	27	0	0	0	
	減価償却累計額	25	25	0	0	0	
	正味価額	2	2	0	0	0	
通信衛星設備	取得価額	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	0	
端末設備	取得価額	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	0	
線路設備	市内線路設備	取得価額	2,262,252	2,262,252	0	0	0
		減価償却累計額	1,938,663	1,938,663	0	0	0
		正味価額	323,590	323,590	0	0	0
市外線路設備	取得価額	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	0	
土木設備	取得価額	1,839,737	1,839,737	0	0	0	
	減価償却累計額	1,466,634	1,466,634	0	0	0	
	正味価額	373,104	373,104	0	0	0	
海底線設備	取得価額	29	29	0	0	0	
	減価償却累計額	27	27	0	0	0	
	正味価額	1	1	0	0	0	
建物	取得価額	107,522	93,836	5,578	573	7,535	
	減価償却累計額	73,361	63,963	3,753	387	5,258	
	正味価額	34,162	29,873	1,825	187	2,277	
構築物	取得価額	7,797	6,837	399	42	519	
	減価償却累計額	6,338	5,558	325	34	422	
	正味価額	1,459	1,279	74	8	97	
機械及び装置	取得価額	3,557	3,388	27	6	136	
	減価償却累計額	2,722	2,583	20	5	114	
	正味価額	835	806	6	1	22	
車両及び船舶	取得価額	355	342	2	3	8	
	減価償却累計額	314	302	2	2	7	
	正味価額	41	40	0	0	1	
工具、器具及び備品	取得価額	25,932	20,822	202	55	4,853	
	減価償却累計額	19,709	16,069	153	44	3,444	
	正味価額	6,223	4,754	49	11	1,409	
リース資産	取得価額	428	387	3	2	37	
	減価償却累計額	282	255	2	1	24	
	正味価額	146	132	1	1	13	
土地	取得価額	20,468	17,535	630	73	2,230	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	
	正味価額	20,468	17,535	630	73	2,230	
建設仮勘定	取得価額	12,139	12,080	54	5	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	
	正味価額	12,139	12,080	54	5	0	
無形固定資産	取得価額	152,651	111,731	954	69	39,897	
	減価償却累計額	116,897	91,427	780	46	24,644	
	正味価額	35,755	20,304	174	24	15,253	
合計	取得価額	4,478,456	4,377,302	42,329	3,610	55,216	
	減価償却累計額	3,664,591	3,592,643	35,005	3,030	33,913	
	正味価額	813,865	784,658	7,324	580	21,303	

網使用料算定根拠

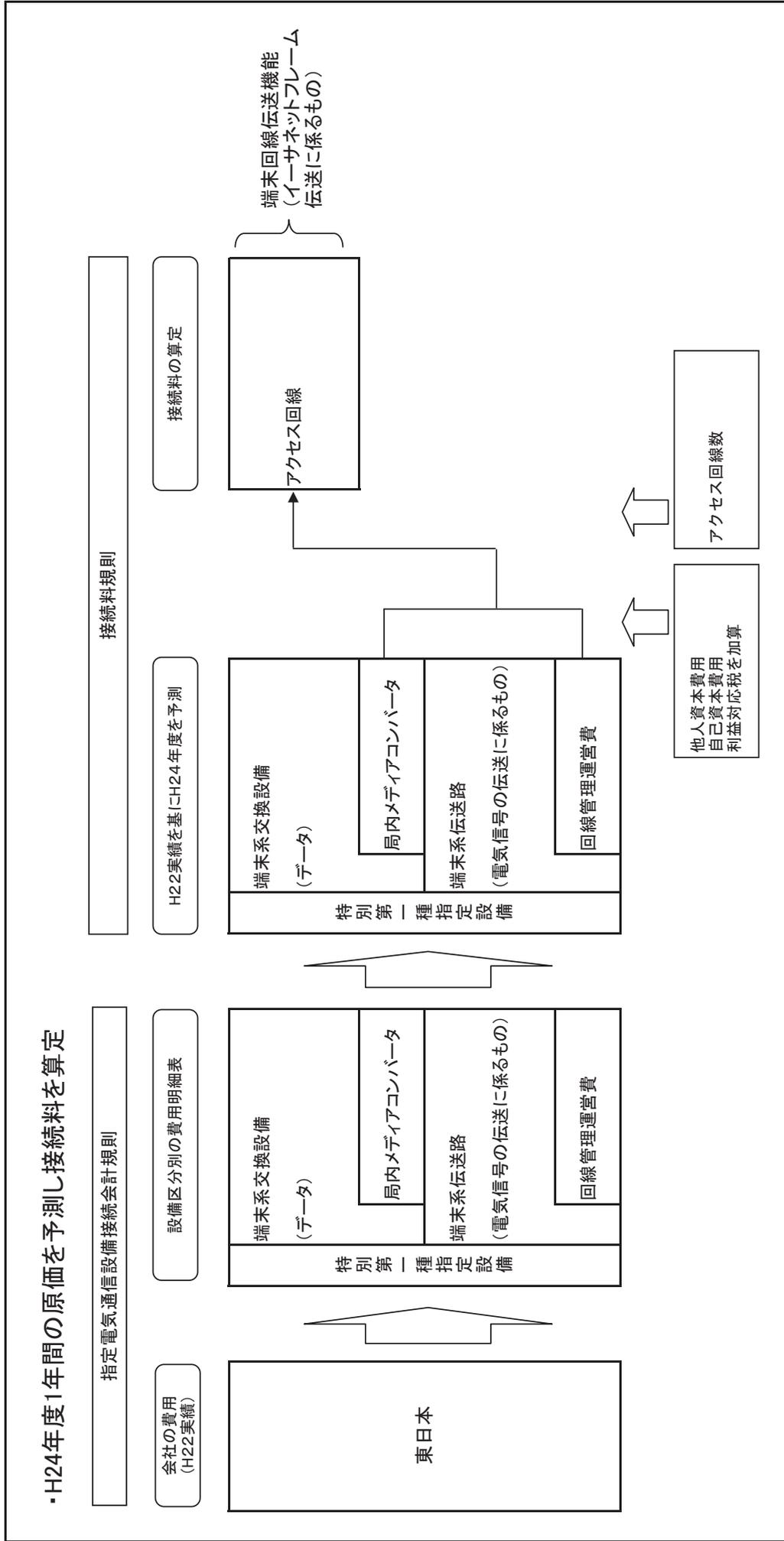
端末回線伝送機能(イーサネットフレーム伝送に係るもの)

<東日本>

目 次

I.算定手順	2
II.原価の算定及び料金の設定	3
III.投資等比率及び貯蔵品比率の算定	4
IV.接続料収納までの平均的な日数の算定	5
V.資本構成比率の算定	6
VI.他人資本利子率の算定	7
VII.自己資本利益率の算定	8
VIII.利益対応税率の算定	9
IX.料金設定に用いた需要数	10
X.料金設定に使用した貸倒率	11
(別紙)	
1. 局内メディアコンバータの1Gbps回線固有コストの分計比率	12
(別添)	
1. 局内メディアコンバータの設備管理運営費	13
2. 局内メディアコンバータの固定資産	14
3. 回線管理運営費の設備管理運営費	15
4. 回線管理運営費の固定資産	16
(参考)	
1. 設備区分別の費用明細表	17
2. 設備区分別固定資産明細表	21
3. 設備区分別の費用明細表(特別第一種指定設備・端末系交換設備の内訳)	27
4. 設備区分別固定資産明細表(特別第一種指定設備・端末系交換設備の内訳)	28
5. 設備区分別の費用明細表(特別第一種指定設備・端末系伝送路の内訳)	29
6. 設備区分別固定資産明細表(特別第一種指定設備・端末系伝送路の内訳)	30

I. 算定手順



II.原価の算定及び料金の設定

1. 端末回線伝送機能

(1)原価の算定

(単位:百万円)

区分	局内メディア コンバータ	回線管理 運営費	合計	備考
①設備管理運営費	778	492	1,270	(別添1)、(別添3)より
②他人資本費用	10	0	10	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	41	2	43	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利益率
④利益対応税	25	1	26	(③自己資本費用+(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	854	495	1,349	①+②+③+④

⑥正味固定資産	2,263	49	2,312	(別添2)、(別添4)より
⑦投資等	6	0	6	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	20	0	20	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	21	61	81	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45,625日÷365日
⑩レートベース	2,310	110	2,419	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	113	5	119	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	13	1	14	(別添1)、(別添3)より
⑬減価償却費	593	5	599	
⑭固定資産除却損	8	0	8	

(2)料金の設定

A. 局内メディアコンバータ

区分	接続料原価	備考
a.1Gbps回線に係る固有原価	46	(1)の局内メディアコンバータの⑤×別紙1の①の比率
b.全回線の共通原価	808	(1)の局内メディアコンバータの⑤×別紙1の②の比率
c.1Gbps回線数	917.0	Ⅸの2の①1Gbps回線数(H24年度稼働)
d.全回線数	42,040.5	Ⅸの2の③合計回線数(H24年度稼働)
e.1Gbps回線に係る固有の料金(円/回線・月)	4,180	a÷c÷12ヵ月
f.全回線に係る共通の料金(円/回線・月)	1,602	b÷d÷12ヵ月

B. 回線管理運営費

区分	接続料原価	備考
a.原価(百万円)	495	(1)の⑤の回線管理運営費
b.回線数	41,028.0	Ⅸの1の③合計回線数(H24年度稼働)
c.料金(円/回線・月)	1,005	a÷b÷12ヵ月

(3)品目別料金の算定

品目	1Gbps回線	1Gbps回線 以外	備考
a. 加入者回線 (円/回線・月)	3,336	3,336	網使用料算定根拠(加入者光ファイバ)のⅡの1の1-1のウのaの③(平成24年度)×Ⅹの保守換算係数の3の③のタイプ2のもの
b. 局内メディアコンバータ (円/回線・月)	5,782	1,602	1Gbps回線:(2)のAのe+(2)のAのf、1Gbps回線以外:(2)のAのf
c. 回線管理運営費 (円/回線・月)	1,005	1,005	(2)のBのc
d. 合計 (円/回線・月)	10,123	5,943	a + (b+c) × (1+Ⅹ.料金設定に使用した貸倒率)

Ⅲ. 投資等比率及び貯蔵品比率の算定

(1) 投資等比率の算定

(単位：百万円)

区分	首末平均残高
指定設備管理部門の電気通信事業固定資産	2,381,639 (A)
指定設備管理部門における投資等(収益の見込まれないもの) (※)	6,543 (B)
投資等比率 (B ÷ A)	0.0027 (C)

※ 投資等は、収益性が見込まれない出資金、保証金・負担金等である。

(2) 貯蔵品比率の算定

(単位：百万円)

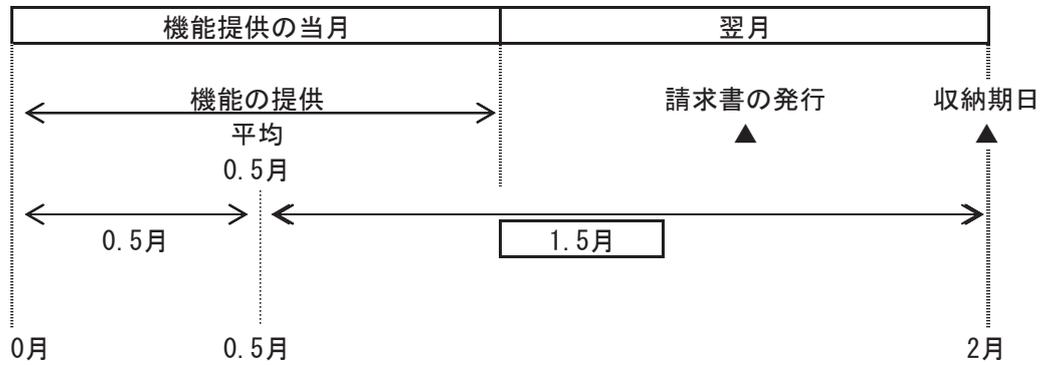
区分	首末平均残高
電気通信事業固定資産	2,938,839 (A)
貯蔵品 (※)	25,552 (B)
貯蔵品比率 (B ÷ A)	0.0087 (C)

※ 貯蔵品は、現用に供されるまでの間保管されている電気通信設備用品（新品）であり、金額は月末在庫額の年平均値である。

(注) なお繰延資産比率については、繰延資産が発生していないので無しとする。

IV. 接続料収納までの平均的な日数の算定

(1) 機能の提供と接続料の収納までの日程



(2) 機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数の算定

機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数

$$= \frac{1.5\text{ヵ月}}{12\text{ヵ月}} \times 365\text{日} = \boxed{45.625\text{日}}$$

(1)より

V. 資本構成比率の算定

(1) 資本の状況

(単位：百万円)

B/S (H22) 稼働ベース		レートベース		(資本構成)	
電気通信事業 固定資産	840,381 (0.224)	H22稼働 電気通信事業固定資産	2,938,839	有利子負債	840,381 (0.270)
2,938,839				退職給付引当金	153,108 (0.049)
				自己資本	2,122,670 (0.681)
				貯蔵品(月平均)	25,552
				投資等	8,075
				運転資本	143,693
流動資産等	2,122,670 (0.565)				
815,980					
計	3,754,819	計	3,116,159	計	3,116,159

①流動資産の理論値と実績の差
177,320-815,980=▲638,660

②流動資産の圧縮
▲638,660

③圧縮後の資本構成比

負債
↑
↓
資本

(2) 他人資本比率

$$\text{他人資本比率} = \frac{840,381 + 153,108}{3,116,159} = 0.319$$

(3) 有利子負債が負債の合計に占める比率

$$\text{有利子負債が負債の合計に占める比率} = \frac{840,381}{840,381 + 153,108} = 0.846$$

(4) 有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合

$$\text{有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合} = 1 - \frac{0.846}{0.846} = 0.154$$

(5) 自己資本比率

$$\text{自己資本比率} = 1 - \frac{0.319}{0.319} = 0.681$$

VI. 他人資本利子率の算定

(1) 有利子負債に対する利子率

有利子負債の額に対する他人資本費用の平成22年度実績とした。

$$\text{有利子負債に対する利子率} = \boxed{1.31\%}$$

(単位：%)

年度	22
区分	
他人資本利子率	1.31

(注) 借入金の平均利子率である。

(2) 有利子負債以外の負債の利子相当率

国債利回りの過去5年平均とした。

$$\text{有利子負債以外の負債の利子相当率} = \boxed{1.49\%}$$

(単位：%)

年度	18	19	20	21	22	平均
区分						
他人資本利子率	1.79	1.63	1.48	1.37	1.17	1.49

(注) 国債(利付・10年物)の平均利回りである。

(3) 他人資本利子率

$$\text{他人資本利子率} = 1.31\% \times 0.846 + 1.49\% \times 0.154 = \boxed{1.34\%}$$

(有利子負債に対する利子率×有利子負債比率+国債利回り×有利子負債以外の負債の比率)

Ⅶ. 自己資本利益率の算定

1. CAPM的手法による自己資本利益率

(単位：%)

区分	年度			平均(注4)
	20	21	22	2年平均
①主要企業の自己資本利益率(注1)	1.21	3.04	3.91	—
β値の適用	×	○	○	—
②リスクフリーレート(注2)	1.48	1.37	1.17	—
①-②	—	1.67	2.74	—
選択される自己資本利益率	β = 0.6 (注3)			2.59

- (注1) 平成20年度は「日経経営指標」より。
平成21年度以降はNEEDS(日本経済新聞デジタルメディアの総合経済データバンク)の財務データより。抽出条件については、「日経経営指標」と同様に、全国5証券取引所(東京(マザーズを含まない)、大阪、名古屋、札幌、福岡)に今年度の9月1日現在で上場しており、7期連続で決算データの取得が可能な単体決算開示企業(金融業および外国企業を除く)の全業種平均値(単独指標)とした。ただし、平成22年度は速報値である。
- (注2) リスクフリーレートについては、指定設備全体の平均的な耐用年数に着目し、耐用年数が10年超であることから国債10年ものの利回りを使用した。
- (注3) β値については、昨年度と同とした。
- (注4) 算定期間については、3年間とした。ただし、平成20年度については主要企業の自己資本利益率がリスクフリーレートを下回っているため除外している。

2. 主要企業の過去5年間の自己資本利益率

(単位：%)

区分	年度					平均
	18	19	20	21	22	
主要企業の自己資本利益率	6.10	7.21	1.21	3.04	3.91	4.29

- (注1) 平成20年度以前は「日経経営指標」より。
平成21年度以降はNEEDS(日本経済新聞デジタルメディアの総合経済データバンク)の財務データより。抽出条件については、「日経経営指標」と同様に、全国5証券取引所(東京(マザーズを含まない)、大阪、名古屋、札幌、福岡)に今年度の9月1日現在で上場しており、7期連続で決算データの取得が可能な単体決算開示企業(金融業および外国企業を除く)の全業種平均値(単独指標)とした。ただし、平成22年度は速報値である。

3. 料金算定に採用した自己資本利益率

上記1, 2を勘案し、低い方の1のCAPM的手法による自己資本利益率を採用する。

自己資本利益率 = 2.59%

VIII. 利益対応税率の算定

利益対応税としては、事業税、地方法人特別税、法人税、道府県民税、市町村民税を見込んだ。

$$\text{利益対応税率} = \boxed{58.76\%}$$

(算定方法)

1. 税引前利益に対する率の算定

①税引前利益を y 、税額を x_n とする。

②事業税実効税率

事業税額を x_1 、地方特別法人税を $x_2 (= x_1 \times 1.48)$ とする。

$$\begin{aligned} x_1 &= (y - (x_1 + x_2)) \times 0.029 \\ &= (y - (x_1 + x_1 \times 1.48)) \times 0.029 \quad \rightarrow \quad x_1 = \frac{0.029}{1+0.072} \times y = \underline{0.0271y} \end{aligned}$$

③地方法人特別税実効税率

地方特別法人税を x_2 とする。

$$\begin{aligned} x_2 &= x_1 \times 1.48 \\ &= 1.48 \times 0.0271y \\ &= \underline{0.0401y} \end{aligned}$$

④法人税実効税率

法人税額を x_3 とする。

$$\begin{aligned} x_3 &= \text{事業税及び地方法人特別税引後利益} \times 0.255 \\ &= (y - (0.0271y + 0.0401y)) \times 0.255 \\ &= \underline{0.2379y} \end{aligned}$$

⑤復興特別法人税

復興特別法人税額を x_4 とする。

$$\begin{aligned} x_4 &= \text{事業税及び地方法人特別税引後利益} \times 0.255 \times 0.1 \\ &= (y - (0.0271y + 0.0401y)) \times 0.0255 \\ &= \underline{0.0238y} \end{aligned}$$

⑥道府県民税実効税率

道府県民税額を x_5 とする。

$$\begin{aligned} x_5 &= \text{法人税額} \times 0.05 \\ &= 0.2379y \times 0.05 = \underline{0.0119y} \end{aligned}$$

⑦市町村民税実効税率

市町村民税額を x_6 とする。

$$\begin{aligned} x_6 &= \text{法人税額} \times 0.123 \\ &= 0.2379y \times 0.123 = \underline{0.0293y} \end{aligned}$$

⑧税引前利益に対する利益対応税率

利益対応税額を x とする。

$$\begin{aligned} x &= x_1 + x_2 + x_3 + x_4 + x_5 + x_6 \\ &= \underline{0.3701y} \end{aligned}$$

2. 税引後利益に対する率の算定

税引後利益を z 、税引前利益を y 、税額を x とする。

$$\text{利益対応税率} = \frac{x}{z} = \frac{0.3701y}{(1-0.3701)y} = \frac{0.3701y}{0.6299y} = 0.5876$$

税引前利益	y
利益対応税	$x = 0.3701y$
税引後利益	$z = (1-0.3701)y$

Ⅸ. 料金設定に用いた需要数

1. アクセス回線数

区分	H22年度末 (実績)	H23年度末	H24年度末	H24年度稼働	備考
①1Gbps回線数	321	581	841	711.0	
②1Gbps以外の回線数	18,207	32,947	47,687	40,317.0	
③合計	18,528	33,528	48,528	41,028.0	

2. デュアルアクセス回線をシングルアクセス回線換算したアクセス回線数

区分	H22年度末 (実績)	H23年度末	H24年度末	H24年度稼働	備考
①1Gbps回線数	415	749	1,085	917.0	
②1Gbps以外の回線数	18,562	33,606	48,641	41,123.5	
③合計	18,977	34,355	49,726	42,040.5	

X.料金設定に使用した貸倒率

(単位:百万円)

	H22	備考
①接続料の貸倒額	0	参考1.設備区分別の費用明細表より
②接続料	242,317	H22年度実績 (接続会計報告書 様式第1 第一種指定設備管理部門の受取網使用料、 接続装置使用料収入、網改造料収入の合計)
貸倒率	0.00000%	①÷②

(別紙1)

局内メディアコンバータの1Gbps回線固有コストの分計比率

区分	①1Gbps回線に係る固有設備	②左記以外の設備	備考
固定資産価額(百万円)	182	3,166	平成24年度予測値
比率	0.05436	0.94564	

(別添1) 局内メディアコンバータの設備管理運営費

(単位:百万円)

	H22年度 実績	H23年度	H24年度	算定方法
営業費	0	0	0	H22年度と同
施設保全費	50	74	96	前年度値×取得固定資産伸び率に効率化を加味
共通費・管理費	22	32	42	前年度値×取得固定資産伸び率に効率化を加味
試験研究費	19	25	22	前年度値×当年度取得固定資産伸び率に効率化を加味
通信設備使用料	0	0	0	前年度値×取得固定資産伸び率
租税公課	8	11	13	前年度値×正味固定資産伸び率
減価償却費	326	486	593	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
固定資産除却費	9	9	12	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
(再)除却損	8	6	8	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
合計	435	637	778	

(別添2) 局内メディアコンバータの固定資産

(単位:百万円)

		H22年度 実績	H23年度	H24年度	算定方法
機械設備	装置本体	1,486	2,242	3,000	前年度値 + 当年度取得固定資産 - 除却損
	取得固定資産				
	正味固定資産	1,140	1,525	1,800	前年度値 + 当年度取得固定資産 - 減価償却費(当年度取得分は半稼動) - 除却損
その他	装置本体	284	429	574	前年度値 × 装置本体の取得固定資産伸び率
	取得固定資産				
	正味固定資産	56	85	114	前年度値 × 装置本体の取得固定資産伸び率
線路設備	ケーブル	0	0	0	—
	取得固定資産				
	正味固定資産	0	0	0	—
その他	取得固定資産	0	0	0	—
	取得固定資産				
	正味固定資産	0	0	0	—
土木設備	取得固定資産	0	0	0	—
	取得固定資産				
	正味固定資産	0	0	0	—
建物	取得固定資産	324	489	654	前年度値 × 機械設備の取得固定資産伸び率
	取得固定資産				
	正味固定資産	105	159	213	前年度値 × 機械設備の取得固定資産伸び率
その他	取得固定資産	140	211	282	前年度値 × 機械設備及び線路設備の取得固定資産伸び率
	取得固定資産				
	正味固定資産	67	102	136	前年度値 × 機械設備及び線路設備の取得固定資産伸び率
合計	取得固定資産	2,235	3,372	4,510	
	取得固定資産				
	正味固定資産	1,369	1,871	2,263	

(別添3) 回線管理運営費の設備管理運営費

(単位:百万円)

	H22年度 実績	H23年度	H24年度	算定方法
営業費	301	377	452	下記以外のコストはH22実績と同
(再)SO稼働費	125	201	276	前年度値×純増回線数伸び率
施設保全費	0	0	0	前年度値×取得固定資産伸び率に効率化を加味
共通費・管理費	22	28	33	前年度値×営業費伸び率に効率化を加味
試験研究費	0	0	0	前年度値×当年度取得固定資産伸び率に効率化を加味
通信設備使用料	0	0	0	前年度値×取得固定資産伸び率
租税公課	1	1	1	前年度値×正味固定資産伸び率
減価償却費	5	5	5	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
固定資産除却費	0	0	0	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
(再)除却損	0	0	0	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
合計	330	411	492	

(別添4) 回線管理運営費の固定資産

(単位:百万円)

		H22年度 実績	H23年度	H24年度	算定方法
機械設備	装置本体	0	0	0	—
	取得固定資産				
	正味固定資産	0	0	0	—
その他	取得固定資産	0	0	0	—
	正味固定資産	0	0	0	—
線路設備	ケーブル	0	0	0	—
	取得固定資産				
	正味固定資産	0	0	0	—
土木設備	取得固定資産	0	0	0	—
	正味固定資産	0	0	0	—
建物	取得固定資産	57	57	57	前年度値×機械設備の取得固定資産伸び率
	正味固定資産	17	17	17	前年度値×機械設備の取得固定資産伸び率
その他	取得固定資産	62	62	62	前年度値×機械設備及び線路設備の取得固定資産伸び率
	正味固定資産	32	32	32	前年度値×機械設備及び線路設備の取得固定資産伸び率
合計	取得固定資産	119	119	119	
	正味固定資産	49	49	49	

設備区分別固定資産明細表 (平成22年度接続会計をもとに算定した資産明細表に平成23年度第2四半期決算において計上した災害特別損失に係る見積り差額を反映)

(単位:百万円)

Table with columns for asset categories (e.g., 公営施設用設備, 伊予地区用設備, 伊予地区用設備), acquisition methods (取得), and various depreciation methods (定率法, 定額法, etc.). Rows include acquisition amounts, accumulated depreciation, and net book value.

設備区分別固定資産明細表 (平成22年度接続会計をもとに算定した資産明細表に平成23年度第2四半期決算において計上した災害特別損失に係る見積り差額を反映)

(単位:百万円)

Table with columns for asset categories (e.g., 建物, 機械器具, 自動車), acquisition methods (取得), and various valuation adjustments (減価償却, 減損, etc.). The table is organized into sections for different asset types and includes a total row at the bottom.

設備区分別固定資産明細表

(〔再掲〕平成22年度接続益計をもとに算定)

(単位:百万円)

設備区分	第1種固定資産	第2種固定資産	第3種固定資産	第4種固定資産	第5種固定資産	第6種固定資産	第7種固定資産	第8種固定資産	第9種固定資産	第10種固定資産	第11種固定資産	第12種固定資産	第13種固定資産	第14種固定資産	第15種固定資産	第16種固定資産	第17種固定資産	第18種固定資産	第19種固定資産	第20種固定資産	第21種固定資産	第22種固定資産	第23種固定資産	第24種固定資産	第25種固定資産	第26種固定資産	第27種固定資産	第28種固定資産	第29種固定資産	第30種固定資産	第31種固定資産	第32種固定資産	第33種固定資産	第34種固定資産	第35種固定資産	合計					
																																				取得額	減価額	期末額			
光ファイバー設備	取得額																																			28,375	0	28,375			
	減価額																																			22,114	0	22,114			
	正味																																		6,261	0	6,261				
中継機設備	取得額																																								
	減価額																																								
	正味																																								
電力設備	取得額																																								
	減価額																																								
	正味																																								
送電線設備	取得額																																								
	減価額																																								
	正味																																								
変圧機設備	取得額																																								
	減価額																																								
	正味																																								
電力線設備	取得額																																								
	減価額																																								
	正味																																								
配電設備	取得額																																								
	減価額																																								
	正味																																								
変圧機・変流機設備	取得額																																								
	減価額																																								
	正味																																								
変圧機・変流機設備	取得額																																								
	減価額																																								
	正味																																								
変圧機・変流機設備	取得額																																								
	減価額																																								
	正味																																								
変圧機・変流機設備	取得額																																								
	減価額																																								
	正味																																								

設備区分別固定資産明細表

(再掲)平成22年度接続会計をもとに算定)

(単位:百万円)

Table with columns for asset categories (e.g., 建物, 機械器具, 車両運搬具) and rows for acquisition and disposal amounts. The table is organized into sections for different types of assets and their respective sub-categories.

(参考3)

設備区分別の費用明細表(特別第一種指定設備・端末系交換設備(データ)の内訳)

(参考1-別表①)設備区分別の費用明細表をもとに算定

(単位:百万円)

設備区分等 費用の項目	特別第一種指定設備		
	端末系交換設備(データ)	右記以外	局内メディアコンバータ
営業費	0	0	0
(再)貸倒損失	0	0	0
運用費	0	0	0
施設保全費	20,754	20,704	50
共通費	1,941	1,932	9
管理費	2,210	2,197	13
試験研究費	2,098	2,079	19
通信設備使用料	413	413	0
租税公課	1,140	1,132	8
減価償却費	20,147	19,821	326
固定資産除却費	1,243	1,234	9
(再)除却損	711	704	8
合計	49,946	49,511	435

(参考4)
設備区分別固定資産明細表(特別第一種指定設備・端末系交換設備(データ)の内訳)

(参考2)設備区分別固定資産明細表をもとに算定

(単位:百万円)

資産の項目	設備区分等	特別第一種指定設備		
		端末系交換設備 (データ)	右記以外	局内メディア コンバータ
	取得価額	0	0	0
	減価償却累計額	0	0	0
	正味価額	0	0	0
公衆電話機械設備	取得価額	371	371	0
	減価償却累計額	280	280	0
	正味価額	91	91	0
市内電話機械設備	取得価額	0	0	0
	減価償却累計額	0	0	0
	正味価額	0	0	0
市外電話機械設備	取得価額	0	0	0
	減価償却累計額	0	0	0
	正味価額	0	0	0
電信機械設備	取得価額	0	0	0
	減価償却累計額	0	0	0
	正味価額	0	0	0
電報機械設備	取得価額	0	0	0
	減価償却累計額	0	0	0
	正味価額	0	0	0
DDX機械設備	取得価額	0	0	0
	減価償却累計額	0	0	0
	正味価額	0	0	0
画像機械設備	取得価額	0	0	0
	減価償却累計額	0	0	0
	正味価額	0	0	0
OCN機械設備	取得価額	0	0	0
	減価償却累計額	0	0	0
	正味価額	0	0	0
伝送機械設備	取得価額	211,755	210,188	1,567
	減価償却累計額	175,554	175,145	409
	正味価額	36,201	35,043	1,158
無線機械設備	取得価額	0	0	0
	減価償却累計額	0	0	0
	正味価額	0	0	0
電力設備	取得価額	61,272	61,071	202
	減価償却累計額	49,891	49,727	164
	正味価額	11,381	11,344	38
電話番号案内設備	取得価額	0	0	0
	減価償却累計額	0	0	0
	正味価額	0	0	0
総合監視システム	取得価額	1,255	1,253	2
	減価償却累計額	1,125	1,123	2
	正味価額	130	130	0
空中線設備	取得価額	0	0	0
	減価償却累計額	0	0	0
	正味価額	0	0	0
通信衛星設備	取得価額	0	0	0
	減価償却累計額	0	0	0
	正味価額	0	0	0
端末設備	取得価額	0	0	0
	減価償却累計額	0	0	0
	正味価額	0	0	0
線路設備	取得価額	0	0	0
	減価償却累計額	0	0	0
	正味価額	0	0	0
市内線路設備	取得価額	0	0	0
	減価償却累計額	0	0	0
	正味価額	0	0	0
市外線路設備	取得価額	0	0	0
	減価償却累計額	0	0	0
	正味価額	0	0	0
土木設備	取得価額	0	0	0
	減価償却累計額	0	0	0
	正味価額	0	0	0
海底線設備	取得価額	0	0	0
	減価償却累計額	0	0	0
	正味価額	0	0	0
建物	取得価額	66,386	66,062	324
	減価償却累計額	44,747	44,528	219
	正味価額	21,639	21,534	105
構築物	取得価額	4,854	4,830	23
	減価償却累計額	3,945	3,926	19
	正味価額	908	904	4
機械及び装置	取得価額	402	401	1
	減価償却累計額	327	326	1
	正味価額	75	74	0
車両及び船舶	取得価額	134	133	0
	減価償却累計額	118	118	0
	正味価額	15	15	0
工具、器具及び備品	取得価額	4,300	4,284	17
	減価償却累計額	3,330	3,318	12
	正味価額	971	966	4
リース資産	取得価額	103	103	0
	減価償却累計額	69	68	0
	正味価額	35	35	0
土地	取得価額	8,033	7,997	36
	減価償却累計額	0	0	0
	正味価額	8,033	7,997	36
建設仮勘定	取得価額	798	793	5
	減価償却累計額	0	0	0
	正味価額	798	793	5
無形固定資産	取得価額	13,511	13,454	57
	減価償却累計額	9,613	9,573	40
	正味価額	3,898	3,880	17
合計	取得価額	373,175	370,940	2,235
	減価償却累計額	288,999	288,133	866
	正味価額	84,176	82,807	1,369

(参考5)

設備区分別の費用明細表(特別第一種指定設備・端末系伝送路(電気信号の伝達に係るもの)の内訳)

(参考1-別表①)設備区分別の費用明細表をもとに算定

(単位:百万円)

設備区分等 費用の項目	特別第一種指定設備				
	端末系伝送路 (電気信号の伝達に係るもの)	右記以外	回線管理運営	回線管理運営 (イーサネットフレーム伝送機能以外)	回線管理運営 (イーサネットフレーム伝送機能)
営業費	28,967	0	28,967	28,666	301
(再)貸倒損失	0	0	0	0	0
運用費	0	0	0	0	0
施設保全費	157,046	154,452	2,593	2,593	0
共通費	10,058	8,699	1,359	1,347	13
管理費	18,729	16,813	1,916	1,906	10
試験研究費	2,749	2,749	0	0	0
通信設備使用料	31	31	0	0	0
租税公課	28,853	28,710	142	141	1
減価償却費	64,554	59,941	4,613	4,607	5
固定資産除却費	9,946	9,814	133	132	0
(再)除却損	2,793	2,686	107	107	0
合計	320,933	281,210	39,723	39,392	330

(参考6)

設備区分別固定資産明細表(特別第一種指定設備・端末系伝送路(電気信号の伝達に係るもの)の内訳)

(参考2)設備区分別固定資産明細表をもとに算定

(単位:百万円)

設備区分等		特別第一種指定設備					
		端末系伝送路 (電気信号の伝達に係るもの)	右記以外	回線管理運営	回線管理運営 (イーサネットフレーム伝送機能以外)	回線管理運営 (イーサネットフレーム伝送機能)	
資産の項目							
機械設備	公衆電話機械設備	取得価額	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	0	
	市内電話機械設備	取得価額	26,982	26,982	0	0	0
		減価償却累計額	23,081	23,081	0	0	0
		正味価額	3,900	3,900	0	0	0
	市外電話機械設備	取得価額	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0
	電信機械設備	取得価額	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0
	電報機械設備	取得価額	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0
	DDX機械設備	取得価額	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0
	画像機械設備	取得価額	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0
正味価額		0	0	0	0	0	
OCN機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	0	
伝送機械設備	取得価額	9,656	9,656	0	0	0	
	減価償却累計額	9,044	9,044	0	0	0	
	正味価額	612	612	0	0	0	
無線機械設備	取得価額	920	920	0	0	0	
	減価償却累計額	874	874	0	0	0	
	正味価額	46	46	0	0	0	
電力設備	取得価額	6,802	6,802	0	0	0	
	減価償却累計額	5,540	5,540	0	0	0	
	正味価額	1,262	1,262	0	0	0	
電話番号案内設備	取得価額	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	0	
総合監視システム	取得価額	1,202	1,202	0	0	0	
	減価償却累計額	1,082	1,082	0	0	0	
	正味価額	120	120	0	0	0	
空中線設備	取得価額	27	27	0	0	0	
	減価償却累計額	25	25	0	0	0	
	正味価額	2	2	0	0	0	
通信衛星設備	取得価額	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	0	
端末設備	取得価額	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	0	
線路設備	市内線路設備	取得価額	2,262,252	2,262,252	0	0	
	減価償却累計額	1,938,663	1,938,663	0	0	0	
	正味価額	323,590	323,590	0	0	0	
市外線路設備	取得価額	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	0	
土木設備	取得価額	1,839,737	1,839,737	0	0	0	
	減価償却累計額	1,466,634	1,466,634	0	0	0	
	正味価額	373,104	373,104	0	0	0	
海底線設備	取得価額	29	29	0	0	0	
	減価償却累計額	27	27	0	0	0	
	正味価額	1	1	0	0	0	
建物	取得価額	107,522	99,988	7,535	7,478	57	
	減価償却累計額	73,361	68,103	5,258	5,218	40	
	正味価額	34,162	31,885	2,277	2,260	17	
構築物	取得価額	7,797	7,278	519	515	4	
	減価償却累計額	6,338	5,916	422	419	3	
	正味価額	1,459	1,362	97	96	1	
機械及び装置	取得価額	3,557	3,421	136	136	1	
	減価償却累計額	2,722	2,608	114	114	1	
	正味価額	835	813	22	22	0	
車両及び船舶	取得価額	355	346	8	8	0	
	減価償却累計額	314	306	7	7	0	
	正味価額	41	40	1	1	0	
工具、器具及び備品	取得価額	25,932	21,079	4,853	4,838	14	
	減価償却累計額	19,709	16,265	3,444	3,433	11	
	正味価額	6,223	4,815	1,409	1,405	3	
リース資産	取得価額	428	391	37	37	0	
	減価償却累計額	282	258	24	24	0	
	正味価額	146	133	13	13	0	
土地	取得価額	20,468	18,238	2,230	2,213	18	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	
	正味価額	20,468	18,238	2,230	2,213	18	
建設仮勘定	取得価額	12,139	12,139	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	
	正味価額	12,139	12,139	0	0	0	
無形固定資産	取得価額	152,651	112,754	39,897	39,873	24	
	減価償却累計額	116,897	92,253	24,644	24,629	15	
	正味価額	35,755	20,501	15,253	15,244	10	
合計	取得価額	4,478,456	4,423,240	55,216	55,097	119	
	減価償却累計額	3,664,591	3,630,678	33,913	33,843	70	
	正味価額	813,865	792,562	21,303	21,254	49	



接続約款変更認可申請書

西相制第 142 号
平成24年 1 月 17 日

総務大臣
川端 達夫 殿

郵便番号 540-8511

おおさかふおおさかしちゅうおうくばんぽちょう

住所 大阪府大阪市中央区馬場町3番15号

名称及び代表者の氏名

にしにっぽんでんしんでんわかぶしがいしゃ

西日本電信電話株式会社

おおたけ しんいち

代表取締役社長 大竹 伸

登録の年月日及び番号

平成16年4月1日 第234号

電気通信事業法第33条第2項の規定により、別紙のとおり接続約款の変更の認可を受けたいので申請します。

実施期日	認可を受けた後、平成24年4月1日より実施します。
------	---------------------------

電気通信事業法第33条第2項に基づく第1種指定電気通信設備との接続に関する契約約款の一部改正

旧

料金表

第1表 接続料金
第1 網使用料
1 適用

区 分	内 容
(1)～(7) (略)	(略)
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	<p>ア～エ (略)</p> <p>オ 利用者の建物内の当社の光屋内配線と光信号端末回線を一体として利用する場合は、2-1-1-1第6欄ア欄又は2-1-1-2第2欄ア欄に掲げる料金額に2-1-2第2欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、2-1-2第2欄イ欄に規定する機能に係る保守の区別については、一体として利用する光信号分岐端末回線の保守の態様と同一になるものを適用します。</p> <p>カ 2 (料金額) 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能については、キに規定する場合を除き、2-1-1-1に掲げる料金額に、2-1-1-2第2欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア③欄に規定する加算料を適用するものが含まれるときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2第2欄イ③欄に規定する加算料を、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア②欄又はア③欄に規定する加算料を適用するものが含まれないときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2第2欄イ①欄に規定する加算料を、それら以外のときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2第2欄イ②欄に規定する加算料を適用します。</p> <p>キ～ソ (略)</p> <p>タ 2 (料金額) 2-1-1-1第6欄イ欄に規定する機能については、2-1-1-1に掲げる料金額に、2-1-1-2第2欄ア欄に掲げる料金額を組み合わせ適用します。この場合において、2-1-1-1第6欄イ(7)欄の機能を利用するときは、1の光信号主端末回線から分岐できる光信号分岐端末回線の数は8を、2-1-1-1第6欄イ(4)欄の機能を利用するときは、1の光信号主端末回線から分岐できる光信号分岐端末回線の数は4を限度とし、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア③欄に規定する加算料を適用するものが含まれるときは、その光信号主端末回線について2-1-1-1第6欄イ③欄に規定する基本料を、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア②欄又はア③欄に規定する加算料を適用するものが含まれないときは、その光信号主端末回線について2-1-1-1第6欄イ①欄に規定する基本料を、それら以外のときは、その光信号主端末回線について2-1-1-1第6欄イ②欄に規定する基本料を適用します。</p> <p>チ～ナ (略)</p>

料金表

第1表 接続料金
第1 網使用料
1 適用

区 分	内 容
(1)～(7) (略)	(略)
(8) 端末回線伝送機能に係る料金の適用	<p>ア～エ (略)</p> <p>オ 利用者の建物内の当社の光屋内配線と光信号端末回線を一体として利用する場合は、2-1-1-1第6欄ア欄又は2-1-1-2第2欄ア(7)欄に掲げる料金額に2-1-2第2欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、2-1-2第2欄イ欄に規定する機能に係る保守の区別については、一体として利用する光信号分岐端末回線の保守の態様と同一になるものを適用します。</p> <p>カ 2 (料金額) 2-1-1-1第2欄ウ欄に規定する機能については、キに規定する場合を除き、2-1-1-1に掲げる料金額に、2-1-1-2第2欄に掲げる料金額を加えた額を適用します。この場合において、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア(7)③欄又は(4)C欄に規定する加算料を適用するものが含まれるときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2第2欄イ③欄に規定する加算料を、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア(7)②欄若しくは③欄又は(4)B欄若しくはC欄に規定する加算料を適用するものが含まれないときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2第2欄イ①欄に規定する加算料を、それら以外のときは、その光信号主端末回線について2-1-1-2第2欄イ②欄に規定する加算料を適用します。</p> <p>キ～ソ (略)</p> <p>タ 2 (料金額) 2-1-1-1第6欄イ欄に規定する機能については、2-1-1-1に掲げる料金額に、2-1-1-2第2欄ア欄に掲げる料金額を組み合わせ適用します。この場合において、2-1-1-1第6欄イ(7)欄の機能を利用するときは、1の光信号主端末回線から分岐できる光信号分岐端末回線の数は8を、2-1-1-1第6欄イ(4)欄の機能を利用するときは、1の光信号主端末回線から分岐できる光信号分岐端末回線の数は4を限度とし、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア(7)③欄又は(4)C欄に規定する加算料を適用するものが含まれるときは、その光信号主端末回線について2-1-1-1第6欄イ③欄に規定する基本料を、1の光信号主端末回線から分岐する光信号分岐端末回線について2-1-1-2第2欄ア(7)②欄若しくは③欄又は(4)B欄若しくはC欄に規定する加算料を適用するものが含まれないときは、その光信号主端末回線について2-1-1-1第6欄イ①欄に規定する基本料を、それら以外のときは、その光信号主端末回線について2-1-1-1第6欄イ②欄に規定する基本料を適用します。</p> <p>チ～ナ (略)</p>

- 2 料金額
- 2-1 端末回線伝送機能
- 2-1-1 基本額
- 2-1-1-1 基本料

区 分		単位	料金額	備考	
(1)～(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(3) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能	ア～イ (略)		(略)	
		ウ 1 芯 式 の もの	(7)	① 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに 第6欄ア(7) ①A欄に規定する料金額
				② 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに 第6欄ア(7) ①B欄に規定する料金額
				③ 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに 第6欄ア(7) ①C欄に規定する料金額
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの		① 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに 第6欄ア(7) ②A欄に規定する料金額
				② 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに 第6欄ア(7) ②B欄に規定する料金額
				③ 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに 第6欄ア(7) ②C欄に規定する料金額
		(ウ) (7)(イ)以外のもの		① 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに 第6欄ア(7) ③A欄に規定する料金額
				② 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに 第6欄ア(7) ③B欄に規定する料金額
				③ 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに 第6欄ア(7) ③C欄に規定する料金額

- 2 料金額
- 2-1 端末回線伝送機能
- 2-1-1 基本額
- 2-1-1-1 基本料

区 分		単位	料金額	備考	
(1)～(2) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
(3) 端末回線伝送機能（第5条（標準的な接続箇所）第1項の表中第5欄で接続する場合）	端末回線により伝送を行う機能	ア～イ (略)		(略)	
		ウ 1 芯 式 の もの	(7)	① 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに 第6欄ア(7) ①A欄に規定する料金額
				② 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに 第6欄ア(7) ①B欄に規定する料金額
			(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの		① 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金
				② 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに 第6欄ア(7) ②B欄に規定する料金額
		(ウ) (7)(イ)以外のもの		① 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに 第6欄ア(7) ③A欄に規定する料金額
				② 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに 第6欄ア(7) ③B欄に規定する料金額

	エ 2 芯 式 の も の	(7) 保 守 の 区 別 が タ イ プ 1 - 1 の も の	① 平成23年4月1日 から平成24年3月31 日まで適用する料金	1回線 ごとに	9,210円	
			② 平成24年4月1日 から平成25年3月31 日まで適用する料金	1回線 ごとに	8,786円	
			③ 平成25年4月1日 以降に適用する料金	1回線 ごとに	(略)	
		(イ) 保 守 の 区 別 が タ イ プ 1 - 2 の も の	① 平成23年4月1日 から平成24年3月31 日まで適用する料金	1回線 ごとに	9,210円	
			② 平成24年4月1日 から平成25年3月31 日まで適用する料金	1回線 ごとに	8,786円	
			③ 平成25年4月1日 以降に適用する料金	1回線 ごとに	(略)	
		(ウ) (7)(イ) 以 外 の も の	① 平成23年4月1日 から平成24年3月31 日まで適用する料金	1回線 ごとに	9,486円	
			② 平成24年4月1日 から平成25年3月31 日まで適用する料金	1回線 ごとに	9,050円	
			③ 平成25年4月1日 以降に適用する料金	1回線 ごとに	(略)	
		(4)～(4)-2 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)
(5) 端末回線伝 送機能(第5条 (標準的な接続 箇所)第1項の 表中第2-3欄 で接続する場 合)	ア (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
	イ 端末回線に より伝送を行 う機能(1.536 Mbit/sの符号 伝送が可能な ものに限ります。)	(7) 保守の区別がタイプ1-1 のもの	1回線 ごとに	5,995円	—	
(イ) 保守の区別がタイプ1-2 のもの	1回線 ごとに	5,995円				

	エ 2 芯 式 の も の	(7) 保 守 の 区 別 が タ イ プ 1 - 1 の も の	① 平成24年4月1日 から平成25年3月31 日まで適用する料金	1回線 ごとに	8,360円			
			② 平成25年4月1日 以降に適用する料金	1回線 ごとに	(略)			
		(イ) 保 守 の 区 別 が タ イ プ 1 - 2 の も の	① 平成24年4月1日 から平成25年3月31 日まで適用する料金	1回線 ごとに	8,360円			
			② 平成25年4月1日 以降に適用する料金	1回線 ごとに	(略)			
		(ウ) (7)(イ) 以 外 の も の	① 平成24年4月1日 から平成25年3月31 日まで適用する料金	1回線 ごとに	8,611円			
			② 平成25年4月1日 以降に適用する料金	1回線 ごとに	(略)			
		(4)～(4)-2 (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
		(5) 端末回線伝 送機能(第5条 (標準的な接続 箇所)第1項の 表中第2-3欄 で接続する場 合)	ア (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	
			イ 端末回線に より伝送を行 う機能(1.536 Mbit/sの符号 伝送が可能な ものに限ります。)	(7) 保守の区別がタイプ1-1 のもの	1回線 ごとに	5,728円	—	
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2 のもの	1回線 ごとに	5,728円				

(6) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)	ア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないもの)に限ります。)により1芯にて伝送を行う機能	(7) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。)を利用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,605円	
				B 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,393円	
				C 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,605円	
				B 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,393円	
				C 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
	③ ①②以外のもの	A 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,743円			
		B 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,525円			
		C 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)			
	(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合			① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,605円
					B 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,393円
					C 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)
② 保守の区別がタイプ1-2のもの				A 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,605円	
				B 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,393円	
				C 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	

(6) 端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)	ア 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないもの)に限ります。)により1芯にて伝送を行う機能	(7) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。)においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。)を利用する場合	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,180円	
				B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
				C 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,180円	
				B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
				C 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
	③ ①②以外のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,305円			
		B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)			
		C 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)			
	(イ) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合			① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,180円
					B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)
					C 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)
② 保守の区別がタイプ1-2のもの				A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,180円	
				B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	
				C 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	

イ 光信号主端末回線（光局外スプリッタを含むものに限り、1芯にて伝送を行う機能）	(7) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするもの	③ ①②以外のもの	C 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)
			A 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,743円
			B 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,525円
			C 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)
	(イ) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,298円
			B 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,995円
			C 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,010円
		② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,298円
			B 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,995円
			C 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,010円
③ ①②以外のもの	A 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,422円		
	B 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,110円		
	C 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,096円		
① 保守の区別がタイプ1-	A 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,321円		

イ 光信号主端末回線（光局外スプリッタを含むものに限り、1芯にて伝送を行う機能）	(7) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするもの	③ ①②以外のもの	B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)
			A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	4,305円
			B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)
			C 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)
	(イ) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,846円
			B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,055円
			C 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,055円
		② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,846円
			B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,055円
			C 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,055円
③ ①②以外のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,957円		
	B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,143円		
	C 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	3,143円		
① 保守の区別がタイプ1-	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	3,820円		

		4を限度とするもの	1のもの	B 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	<u>4,018円</u>					
				C 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	<u>3,033円</u>					
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	<u>4,321円</u>					
				B 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	<u>4,018円</u>					
				C 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	<u>3,033円</u>					
			③ ①②以外のもの	A 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	<u>4,446円</u>					
				B 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	<u>4,134円</u>					
				C 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	<u>3,120円</u>					
			(7) (略)	(略)	(略)	(略)		(略)	(略)	(略)	(略)

		4を限度とするもの	1のもの	B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	<u>3,029円</u>	
				C 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	<u>3,029円</u>	
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	<u>3,820円</u>	
				B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	<u>3,029円</u>	
			③ ①②以外のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	<u>3,930円</u>	
				B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	<u>3,116円</u>	
(7) (略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(8) 端末回線 伝送機能 (第5条 (標準的 な接続箇 所)第1項 の表中第 5-2欄 で接続す る場合)	端末回線を収容する伝送装置(端末 回線を終端するための装置に限り ます。)及び端末回線により伝送を 行う機能	3 Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	<u>7,052 円</u>	—
		6 Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	<u>8,684 円</u>	
		9 Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	<u>9,308 円</u>	
		12Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	<u>9,980 円</u>	
		15Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	<u>10,652 円</u>	
		18Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	<u>11,324 円</u>	
		21Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	<u>11,996 円</u>	
		24Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	<u>12,668 円</u>	
		27Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	<u>13,340 円</u>	
		30Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	<u>14,012 円</u>	
		33Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	<u>14,684 円</u>	
		36Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	<u>15,308 円</u>	
		39Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	<u>15,980 円</u>	
		42Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	<u>16,652 円</u>	
(9) 端末回 線伝送機 能(第5条 (標準的 な接続箇 所)第1項 の表中第 5-3欄 で接続す る場合)	端末回線を収容する伝送装置及び 端末回線により伝送を行う機能	ア 10Mbit/s から 100Mbit/s までの 符合伝送が可能 なもの	1 回線 ごとに	<u>9,532 円</u>	—
		イ 200Mbit/s から 1 Gbit/s までの 符合伝送が可能 なもの	1 回線 ごとに	<u>13,541 円</u>	

(8) 端末回線 伝送機能 (第5条 (標準的 な接続箇 所)第1項 の表中第 5-2欄 で接続す る場合)	端末回線を収容する伝送装置(端末 回線を終端するための装置に限り ます。)及び端末回線により伝送を 行う機能	3 Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	<u>6,418 円</u>	—
		6 Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	<u>7,903 円</u>	
		9 Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	<u>8,488 円</u>	
		12Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	<u>9,118 円</u>	
		15Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	<u>9,703 円</u>	
		18Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	<u>10,333 円</u>	
		21Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	<u>10,918 円</u>	
		24Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	<u>11,548 円</u>	
		27Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	<u>12,133 円</u>	
		30Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	<u>12,718 円</u>	
		33Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	<u>13,348 円</u>	
		36Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	<u>13,933 円</u>	
		39Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	<u>14,563 円</u>	
		42Mbit/s の符号伝 送が可能なもの	1 回線 ごとに	<u>15,148 円</u>	
(9) 端末回 線伝送機 能(第5条 (標準的 な接続箇 所)第1項 の表中第 5-3欄 で接続す る場合)	端末回線を収容する伝送装置及び 端末回線により伝送を行う機能	ア 10Mbit/s から 100Mbit/s までの 符合伝送が可能 なもの	1 回線 ごとに	<u>7,960 円</u>	—
		イ 200Mbit/s から 1 Gbit/s までの 符合伝送が可能 なもの	1 回線 ごとに	<u>12,230 円</u>	

2-1-1-2 加算料

月額

区分				単位	料金額	備考
(1) 専用サービス契約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア (略)			(略)	(略)	(略)
	イ 1 芯式のもの	(7) (イ)以外のもの	① 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(イ)①欄に規定する料金額	—
			② 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(イ)②欄に規定する料金額	
			③ 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(イ)③欄に規定する料金額	
	(イ) 2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの	① 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	179円		
		② 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	185円		
		③ 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)		
		ウ 2芯式のもの	⑦ 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	358円	
			⑧ 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	370円	
			⑨ 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(略)	

2-1-1-2 加算料

月額

区分				単位	料金額	備考
(1) 専用サービス契約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料	ア (略)			(略)	(略)	(略)
	イ 1 芯式のもの	(7) (イ)以外のもの	① 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	(イ)①欄に規定する料金額	—
			② 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに	(イ)②欄に規定する料金額	
			(イ) 2-1-1-1第6欄ア欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの	① 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1回線ごとに	
	② 平成25年4月1日以降に適用する料金	1回線ごとに		(略)		
	ウ 2芯式のもの	⑦ 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金		1回線ごとに	354円	
		⑧ 平成25年4月1日以降に適用する料金		1回線ごとに	(略)	

(2) 2-1-1 1-1 第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	ア 光信号分岐端末回線に係る加算料	(7) (4)以外 のもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	354 円	
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	354 円	
			③ ①②以外のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	365 円	
	(4) 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの			① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	349 円
				② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	349 円
				③ ①②以外のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	359 円

(2) (2) 2-1-1 第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料	ア 光信号分岐端末回線に係る加算料	(7) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用するもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	317 円		
			② 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	317 円		
			③ ①②以外のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	327 円		
	(4) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用しないもの			① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	329 円
					B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	329 円
					C AB以外のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	339 円
				② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの	A 保守の区別がタイプ1-1のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	324 円
					B 保守の区別がタイプ1-2のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	324 円
					C AB以外のもの	1 光信号分岐端末回線ごとに	334 円

イ 光信号主端末回線に係る加算料	(7) 光信号多重分離機能ア欄と組み合わせて利用するもの	① 保守の区別がタイプ1のもの	A 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	4,298 円
			B 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	3,995 円
			C 平成25年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	3,010 円
		② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	4,298 円
			B 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	3,995 円
			C 平成25年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	3,010 円
		③ ①②以外のもの	A 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	4,422 円

イ 光信号主端末回線に係る加算料	(7) 光信号多重分離機能ア欄と組み合わせて利用するもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	3,846 円
			B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	3,055 円
		② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	3,846 円
			B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	3,055 円
		③ ①②以外のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端末回線ごとに	3,957 円

			B 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端 末回線ごとに	4,110 円
			C 平成25年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端 末回線ごとに	3,096 円
(イ) 光信号多重分離機能イ欄と組み合わせて利用するもの	① 保守の区別がタイプ1のもの	A 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端 末回線ごとに	4,321 円	
		B 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端 末回線ごとに	4,018 円	
		C 平成25年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端 末回線ごとに	3,033 円	
	② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端 末回線ごとに	4,321 円	
		B 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端 末回線ごとに	4,018 円	
		C 平成25年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端 末回線ごとに	3,033 円	

			B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端 末回線ごとに	3,143 円
(イ) 光信号多重分離機能イ欄と組み合わせて利用するもの	① 保守の区別がタイプ1-1のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端 末回線ごとに	3,820 円	
		B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端 末回線ごとに	3,029 円	
	② 保守の区別がタイプ1-2のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端 末回線ごとに	3,820 円	
		B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端 末回線ごとに	3,029 円	

			③ ① ② 以外のもの	A 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端 末回線ごとに	4,446 円	
				B 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端 末回線ごとに	4,134 円	
				C 平成25年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端 末回線ごとに	3,120 円	
(3) 2-1-1-1 第2欄工欄に規定する機能に係る加算料	ア 固定無線基地局伝送路の追加に係る加算料	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの			1 固定無線基地局伝送路ごとに	19,277 円	
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの			1 固定無線基地局伝送路ごとに	19,277 円	
	イ (略)	(略)			(略)	(略)	(略)
(4)~(5) (略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)

			③ ① ② 以外のもの	A 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで適用する料金	1 光信号主端 末回線ごとに	3,930 円	
				B 平成25年4月1日以降に適用する料金	1 光信号主端 末回線ごとに	3,116 円	
(3) 2-1-1-1 第2欄工欄に規定する機能に係る加算料	ア 固定無線基地局伝送路の追加に係る加算料	(ア) 保守の区別がタイプ1-1のもの			1 固定無線基地局伝送路ごとに	19,009 円	
		(イ) 保守の区別がタイプ1-2のもの			1 固定無線基地局伝送路ごとに	19,009 円	
	イ (略)	(略)			(略)	(略)	(略)
(4)~(5) (略)	(略)	(略)			(略)	(略)	(略)

附 則

この改正規定は、認可を受けた後、平成24年4月1日から実施します。

網使用料算定根拠

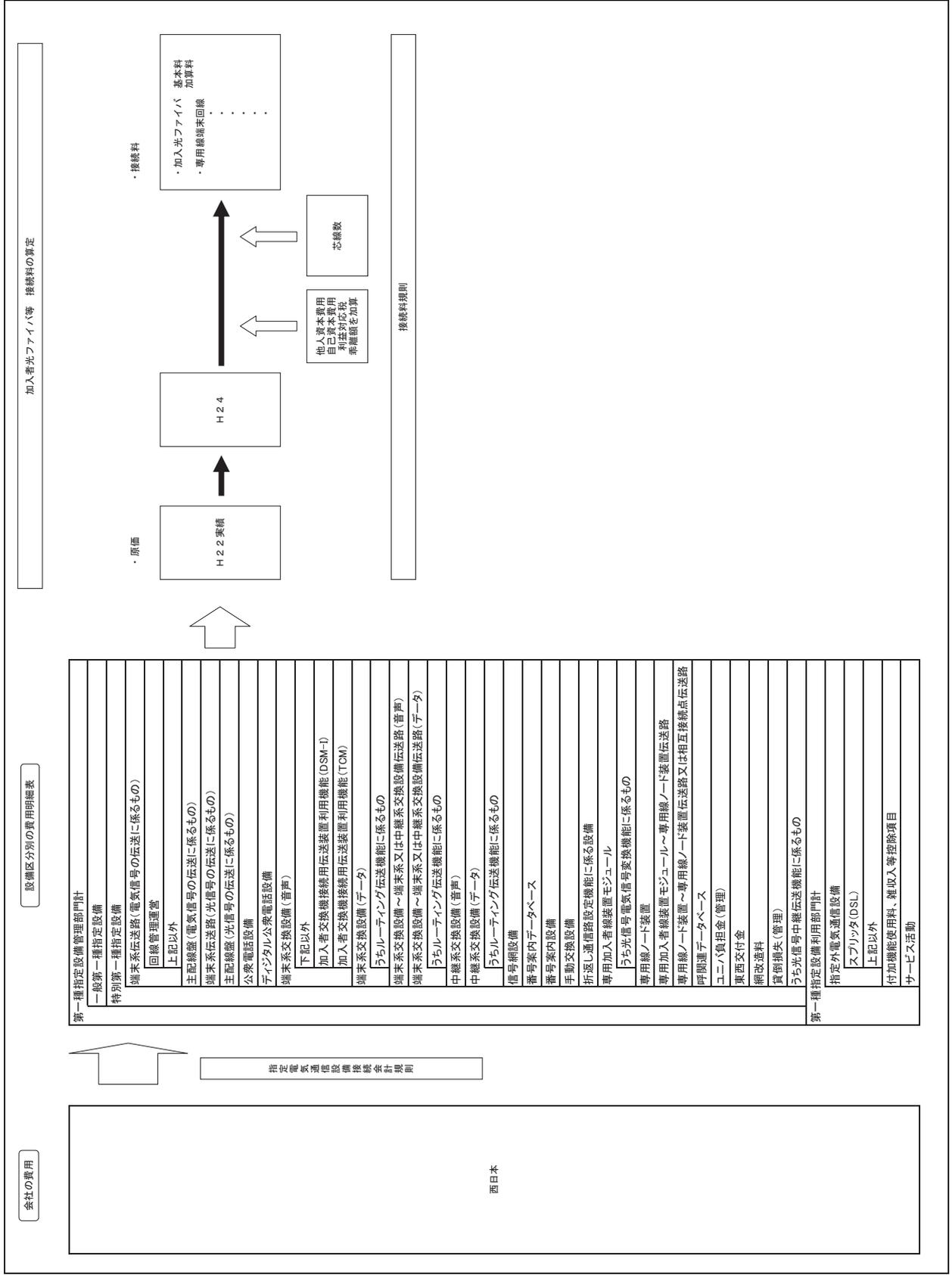
加入者光ファイバ

<西日本>

目 次

I. 算定手順	2
II. 原価の算定及び料金の設定	3
1. 端末回線伝送機能	3
III. 投資等比率及び貯蔵品比率の算定	16
IV. 接続料収納までの平均的な日数の算定	17
V. 資本構成比率の算定	18
VI. 他人資本利子率の算定	19
VII. 自己資本利益率の算定	20
VIII. 利益対応税率の算定	21
IX. 料金設定に使用した回線数	23
X. 料金設定に使用した保守換算係数	26
X I. 料金設定に使用した貸倒率	28
(別紙)	
1. 加入者回線・主配線盤の費用明細表	29
2. 加入者回線・主配線盤の固定資産明細表	30
3. メタル設備のみを用いる加入者回線の費用明細表	31
4. メタル設備のみを用いる加入者回線の固定資産明細表	32
(参考)	
1. 設備区別の費用明細表	33
2. 設備区別固定資産明細表	34
3. 設備区別の費用明細表（端末系伝送路の内訳）	36
4. 設備区別固定資産明細表（端末系伝送路の内訳）	37

I. 算定手順



II. 原価の算定及び料金の設定

1. 端末回線伝送機能

1-1. 光信号端末回線および光信号主端末回線

ア. 光信号端末回線及び主端末回線に係る原価

ア-1. 光信号端末回線

(1)原価の算定(光信号端末回線の原価範囲に合わせて算定)

(単位:百万円)

区分	指定設備管理部門					指定設備利用部門				①+③		備考
	端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)					付加機能使用料、貸取入控除項目						
	① 右記 以外	② 分岐引込線 (光盤内配線 含む)	局外スプリ ツタ	主配線盤 (光信号の伝送に係るもの)		③ 引込線工事料 (分岐引込線以 外)		左記以外		9/71-2/21に係る 営業時間外追加 3/25以外		
①指定設備管理運営費	115,223	91,387	22,248	1,587	3,058	3,043	238,299	4,157	234,142	95,544	95,037	(参考1)設備区分別の費用明細表より
②他人資本費用	3,890	3,833	5	52	67	67	170	1	169	3,834	3,833	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	7,772	7,658	11	103	134	134	339	1	337	7,659	7,658	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	5,521	5,440	8	73	95	95	241	1	239	5,441	5,440	⑬自己資本費用+(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率)×利益対応税率
⑤合計	132,406	108,318	22,272	1,815	3,354	3,339	239,049	4,160	234,887	112,478	111,968	①+②+③+④

⑥正味固定資産	566,027	558,483	0	7,544	9,720	9,720	0	0	0	558,483	558,483	(参考2)設備区分別固定資産明細表より
⑦投資等	1,472	1,452	0	20	25	25	0	0	0	1,452	1,452	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	3,962	3,909	0	53	68	68	0	0	0	3,909	3,909	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	4,510	3,678	783	49	113	111	25,102	93	25,009	3,771	3,708	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	575,971	567,522	783	7,666	9,926	9,924	25,102	93	25,009	567,615	567,552	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	44,970	44,310	61	599	775	775	1,980	7	1,953	44,318	44,313	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	13,078	11,491	1,493	94	151	151	4,777	0	4,777	11,491	11,491	
⑬減価償却費	64,344	49,151	14,118	1,075	1,996	1,996	31,511	2,353	29,158	51,504	51,504	(参考1)設備区分別の費用明細表より
⑭固定資産除却損	1,721	1,320	375	26	8	8	1,194	1,059	135	2,379	2,379	

(2)加算料の算定

区分	金額等	備考
①施設設置負担金の額(円/回線)	51,000	
②平均償却年数(年)	17.4	圧縮記帳対象設備の平均償却期間(平成22年度実績)
③年間減価償却費(円)	2,931	①÷②
④他人資本費用(円)	172	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
⑤自己資本費用(円)	344	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
⑥利益対応税(円)	244	(⑤自己資本費用+(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑦加算料(円/回線・年)	3,691	③+④+⑤+⑥
⑧加算料(円/回線・月)	308	⑦÷12ヶ月
⑨加算料(円/芯・月)	154	⑧÷2
⑩施設設置負担金の適用のないサービスの芯線数(千芯)	2,084	IX. 料金設定に使用した回線数(施設設置負担金の適用のないサービス等の回線数(光サービス))より
⑪加算料相当コスト(百万円)	3,851	⑨×⑩×12ヶ月
⑫レートベース(円/回線)	25,500	①×0.5(レートベース残高率)
⑬有利子負債以外の負債の額(円)	1,991	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合

ア-2. 光信号主端末回線

(1)原価の算定(光信号主端末回線の原価範囲に合わせて算定)

(単位:百万円)

区分	端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)					備考
	右記 以外	分岐引込線 (光盤内配線 含む)	局外スプリ ツタ	主配線盤 (光信号の伝送に係るもの)		
①指定設備管理運営費	115,223	79,985	79,550	33,651	1,587	(参考1)設備区分別の費用明細表より
②他人資本費用	3,890	3,830	3,830	8	52	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	7,772	7,653	7,652	16	103	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	5,521	5,437	5,436	11	73	⑬自己資本費用+(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率)×利益対応税率
⑤合計	132,406	96,905	96,468	33,686	1,815	①+②+③+④

⑥正味固定資産	566,027	558,483	558,483	0	7,544	(参考2)設備区分別固定資産明細表より
⑦投資等	1,472	1,452	1,452	0	20	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	3,962	3,909	3,909	0	53	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	4,510	3,277	3,223	1,184	49	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	575,971	567,121	567,067	1,184	7,666	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	44,970	44,279	44,275	92	599	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	13,078	10,726	10,726	2,258	94	
⑬減価償却費	64,344	41,916	41,916	21,353	1,075	(参考1)設備区分別の費用明細表より
⑭固定資産除却損	1,721	1,128	1,128	567	26	

イ. 1芯あたり乖離額単価

(1) 当期網使用料に係る実績原価

a. 原価の算定

(単位: 百万円)

区分	指定設備管理部門						備考	
	端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)				主配線盤			
	右記以外	タイプ1-2.2に係る営業時間外追加コスト以外		主端末回線に係る引込線(光区内配線含む)	局外スプリッタ	(光信号の伝送に係るもの)		
①指定設備管理運営費	115,223	84,254	83,815	29,382	1,587	3,058	3,043	(参考1) 設備区分別の費用明細表より
②他人資本費用	3,890	3,831	3,831	7	52	67	67	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	7,772	7,655	7,654	14	103	134	134	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	5,521	5,438	5,437	10	73	95	95	(③自己資本費用+(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	132,406	101,178	100,737	29,413	1,815	3,354	3,339	①+②+③+④

⑥正味固定資産	566,027	558,483	558,483	0	7,544	9,720	9,720	(参考2) 設備区分別固定資産明細表より
⑦投資等	1,472	1,452	1,452	0	20	25	25	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	3,962	3,909	3,909	0	53	68	68	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	4,510	3,427	3,372	1,034	49	113	111	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	575,971	567,271	567,216	1,034	7,666	9,926	9,924	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	44,970	44,291	44,287	81	599	775	775	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	13,078	11,013	11,013	1,971	94	151	151	
⑬減価償却費	64,344	44,625	44,625	18,644	1,075	1,996	1,996	(参考1) 設備区分別の費用明細表より
⑭固定資産除却損	1,721	1,200	1,200	495	26	8	8	

b. 当期網使用料に係る実績原価

(単位: 百万円)

区分	金額等	備考
①加入者回線	100,737	aの⑤(端末系伝送路・右記以外(タイプ1-2.2に係る営業時間外追加コスト以外))
②主配線盤	3,339	aの⑤(主配線盤(タイプ1-2.2に係る営業時間外追加コスト以外))
③合計	104,076	①+②

(2) 当期網使用料に係る実績収入額

a. 稼働芯線数

(単位: 千芯)

区分	金額等	備考
①光信号端末回線	694	平成22年度における実績の稼働芯線数
②負担金なし	655	
③負担金あり	39	
④光信号主端末回線	1,429	
⑤加入者回線	2,122	
⑥主配線盤	2,125	

b. 収入額の算定

(単位: 百万円)

区分	金額等	備考
①光信号端末回線	39,979	②+③
②負担金なし	37,813	aの②×4,813円×12ヶ月
③負担金あり	2,166	aの③×4,648円×12ヶ月
④光信号主端末回線	71,674	aの④×4,180円×12ヶ月
⑤加入者回線	111,653	①+④
⑥主配線盤	3,035	aの⑥×119円×12ヶ月
⑦合計	114,688	⑤+⑥

(3) 当期網使用料に係る実績原価と実績収入の差額の算定

(単位: 百万円)

区分	金額等	備考
①加入者回線	▲10,916	(1)のbの①-(2)のbの⑤
②主配線盤	304	(1)のbの②-(2)のbの⑥
③合計	▲10,612	①+②

(4) 当期網使用料に係る実績原価と実績収入の差額(加入者回線)の設備別分計

a. 実績原価の内訳

(単位: 百万円)

区分	金額等	備考
①加入者回線	100,737	(1)のbの①
②光信号主端末回線	96,468	ア-1. 光信号主端末回線の(1)の⑤(①+③(タイプ1-2.2に係る営業時間外追加コスト以外))より
③光信号端末回線に係る引込線	4,269	①-②
④原価に占める光信号端末回線に係る引込線比率	4.24%	③÷①

b. 光信号端末回線に係る実績原価の内訳

(単位: 百万円)

区分	金額等	備考
①光信号端末回線	111,968	ア-1. の光信号端末回線の(1)の⑤(①+③(タイプ1-2.2に係る営業時間外追加コスト以外))より
②下記以外	108,117	①-③
③加算料相当コスト	3,851	ア-1. の光信号端末回線の(2)の①より
④原価に占める加算料相当コスト比率	3.44%	③÷①

c. 当期網使用料に係る実績原価と実績収入の差額の内訳

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①加入者回線	▲10,916	(3)の①
②光信号主端末回線	▲10,453	①-⑤
③下記以外	▲10,093	②-④
④加算料相当コスト	▲360	②×bの④
⑤光信号主端末回線に係る引込線相当	▲463	①×aの④
⑥下記以外	▲447	⑤-⑦
⑦加算料相当コスト	▲16	⑤×bの④
⑧支配線壁	304	(3)の②
⑨合計	▲10,612	①+⑧

(5) 乖離額単金の算定

a. 平成22年度に係る収入と原価の差額に係る見込値

(単位:百万円)

区分	平成22年度 (見込値)	備考
①加入者回線	▲4,856	平成23年度～25年度適用網使用料算定根拠のⅡの1の1-1のイの(4)のc(平成22年度)より
②光信号主端末回線	▲4,654	
③下記以外	▲4,493	
④加算料相当コスト	▲161	
⑤光信号主端末回線に係る引込線相当	▲202	
⑥下記以外	▲195	
⑦加算料相当コスト	▲7	
⑧支配線壁	338	
⑨合計	▲4,518	

b. 平成22年度における収入と原価の差額に係る見込値と実績値との差額(平成24年度適用網使用料に加算する乖離額)の算定

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①加入者回線	▲6,060	(4)のc-aより
②光信号主端末回線	▲5,799	
③下記以外	▲5,600	
④加算料相当コスト	▲199	
⑤光信号主端末回線に係る引込線相当	▲261	
⑥下記以外	▲252	
⑦加算料相当コスト	▲9	
⑧支配線壁	▲34	
⑨合計	▲6,094	

c. 平成24年度における稼働芯線数(見込み)

(単位:千芯)

区分	平成24年度	備考
①光信号主端末回線	823	平成23年度～25年度適用網使用料算定根拠の(別添1)より
②加入者回線に占める割合	32.83%	
③負担金なし	792	
④負担金あり	31	
⑤光信号主端末回線	1,684	
⑥加入者回線に占める割合	67.17%	
⑦加入者回線	2,507	
⑧支配線壁	2,510	平成23年度～25年度適用網使用料算定根拠の(別添2)より

d. 平成24年度適用網使用料に加算する乖離額の分計

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①光信号主端末回線	▲2,165	bの①-④
②下記以外	▲2,091	(bの③+bの⑥)-⑤
③加算料相当コスト	▲74	(bの④+bの⑦)-⑥
④光信号主端末回線	▲3,895	bの②×cの⑥
⑤下記以外	▲3,761	④-⑥
⑥加算料相当コスト	▲134	bの④×cの⑥
⑦支配線壁	▲34	bの⑧
⑧合計	▲6,094	①+④+⑦

e. 平成24年度適用網使用料に加算する1芯あたり乖離額単金

(単位:円/芯・月)

区分	金額等	備考
①光信号主端末回線	▲220	②+③
②下記以外	▲212	dの②÷cの①÷12ヶ月
③加算料相当コスト	▲8	dの③÷cの③÷12ヶ月
④光信号主端末回線	▲193	⑤+⑥
⑤下記以外	▲186	dの⑤÷cの⑤÷12ヶ月
⑥加算料相当コスト	▲7	dの⑥÷cの⑤÷12ヶ月
⑦支配線壁	▲1	dの⑦÷cの⑧÷12ヶ月

ウ. 1芯あたり原価の算定

a. 加入者回線(光信号端末回線)

(単位:円/芯・月)

区分	平成24年度	備考
①端末回線	4,393	平成23年度～25年度適用接続料算定根拠のⅡの1の1-1のウのaの③(平成24年度)より
②乖離額	▲213	イの(5)のeの②+イの(5)のeの⑦
③1芯あたり原価計	4,180	①+②

b. 加算料(光信号端末回線)

(単位:円/芯・月)

区分	平成24年度	備考
①加算料	185	平成23年度～25年度適用接続料算定根拠のⅡの1の1-1のウのbの③(平成24年度)より
②乖離額	▲8	イの(5)のeの③
③1芯あたり原価計	177	①+②

c. 主配線盤

(単位:円/芯・月)

区分	平成24年度	備考
①主配線盤	157	平成23年度～25年度適用接続料算定根拠のⅡの1の1-1のウのcの③(平成24年度)より
②乖離額	▲1	イの(5)のeの⑦
③1芯あたり原価計	156	①+②

d. 加入者回線(光信号主端末回線)

(単位:円/芯・月)

区分	平成24年度	備考
①端末回線	3,792	平成23年度～25年度適用接続料算定根拠のⅡの1-1の1のウのdの③(平成24年度)より
②乖離額	▲187	イの(5)のeの⑤+イの(5)のeの⑦
③1芯あたり原価計	3,605	①+②

e. 加算料(光信号主端末回線)

(単位:円/芯・月)

区分	平成24年度	備考
①加算料	161	平成23年度～25年度適用接続料算定根拠のⅡの1の1-1のウのeの③(平成24年度)より
②乖離額	▲7	イの(5)のeの⑥
③1芯あたり原価計	154	①+②

1-2. 信号端末回線、光信号主端末回線以外の端末回線伝送機能（加入光ファイバを利用するもの）

(1) 原価の算定

A. 設備区分別の費用

(単位:百万円)

区分	端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)						備考
	メタル加入者回線					(再掲) 下部区間における 特別等域透過 端末回線に係る もの	
	(再掲) メタル設備 のみを用いる 加入者回線	(再掲) 試験受付	(再掲) 上部区間	(再掲) 加入者 収容装置 (ATMデータ 伝送)	(再掲) 固定無線 基地局伝送路		
①指定設備管理運営費	333,522	294,328	281,728	9,043	77,967	0.205	別紙1. 加入者回線・主配線盤の費用明細表 および別紙3. メタル設備のみを用いる加入者回線の費用明細表より(全体は参考3より)
②他人資本費用	6,148	5,917	5,610	13	3,033	0.003	⑩レートの×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	12,283	11,821	11,208	25	6,060	0.005	⑩レート×自己資本比率×自己資本利益率
④利益対応税	8,726	8,397	7,962	18	4,305	0.004	(③自己資本費用+(⑩有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	360,679	320,463	306,508	9,099	91,365	0.217	①+②+③+④

⑥正味固定資産	873,402	843,357	799,221	781	439,498	0.362	別紙2. 加入者回線・主配線盤の固定資産明細表 および別紙4. メタル設備のみを用いる加入者回線の固定資産明細表より(全体は参考4より)
⑦投資等	2,271	2,193	2,078	2	1,143	0.001	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	6,114	5,903	5,595	5	3,076	0.003	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	28,454	24,563	23,710	1,101	5,359	0.018	(①設備管理運営費-(⑩租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	910,241	876,016	830,604	1,889	449,076	0.384	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	71,089	68,397	64,851	147	35,063	0.030	⑩レート×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	26,897	26,672	25,575	25	14,064	0.012	
⑬減価償却費	75,691	68,059	63,559	170	20,274	0.044	別紙1. 加入者回線・主配線盤の費用明細表 および別紙3. メタル設備のみを用いる加入者回線の費用明細表より(全体は参考3より)
⑭固定資産除却損	3,303	3,096	2,912	40	761	0.002	

(単位:百万円)

区分	端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)							備考
	OCU			その他				
	光	メタル		(再掲) 加入者 収容装置 (ATMデータ 伝送)	(再掲) 固定無線 基地局伝送路	(再掲) 固定無線 宅内設備		
①指定設備管理運営費	2,983	556	2,427	655	567	19	49	参考3. 設備区分別の費用明細表(端末系伝送路の内訳)より
②他人資本費用	58	12	46	8	6	0	1	⑩レート×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	116	24	92	15	12	1	1	⑩レート×自己資本比率×自己資本利益率
④利益対応税	82	17	65	11	9	1	1	(③自己資本費用+(⑩有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	3,239	609	2,630	689	594	21	52	①+②+③+④

⑥正味固定資産	8,359	1,738	6,622	1,055	867	41	106	参考4. 設備区分別の固定資産明細表(端末系伝送路の内訳)より
⑦投資等	22	5	17	3	2	0	0	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	59	12	46	7	6	0	1	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	156	19	137	51	49	0	1	(①設備管理運営費-(⑩租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	8,596	1,774	6,822	1,116	924	41	108	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	671	139	533	87	72	3	8	⑩レート×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	89	17	71	15	13	0	1	
⑬減価償却費	1,591	374	1,218	210	157	12	30	参考3. 設備区分別の費用明細表(端末系伝送路の内訳)より
⑭固定資産除却損	52	12	40	22	5	4	10	

(単位:百万円)

区分	端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)				備考	
	回線管理運営					
	電話等・ラインシェアリング・ドライカッパ・光ファイバ					
	DB管理および料金計算					
			(再掲) PHS 基地局回線			
①指定設備管理運営費	35,556	34,690	7,412	69	69	参考1. 設備区分別の費用明細表より
②他人資本費用	166	164	14	0	0	⑩レート×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	331	327	28	0	0	⑩レート×自己資本比率×自己資本利益率
④利益対応税	235	232	20	0	0	(③自己資本費用+(⑩有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	36,288	35,413	7,474	69	69	①+②+③+④

⑥正味固定資産	20,632	20,494	1,157	11	11	参考2. 設備区分別固定資産明細表より
⑦投資等	54	53	3	0	0	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	144	143	8	0	0	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	3,684	3,578	914	9	9	(①設備管理運営費-(⑩租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	24,514	24,268	2,082	20	20	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	1,914	1,895	163	2	2	⑩レート×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	121	118	25	0	0	
⑬減価償却費	5,831	5,818	76	1	1	参考1. 設備区分別の費用明細表より
⑭固定資産除却損	134	133	3	0	0	

(単位:百万円)

区分	端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)				料金請求	備考
	回線管理運営					
	電話等・ラインシェアリング・ドライカッパ・光ファイバ					
	DB管理および料金計算			その他		
ライン シェアリング	ドライカッパ	光ファイバ				
①指定設備管理運営費	1,010	1,509	785	23,884	2	参考1. 設備区分別の費用明細表より
②他人資本費用	3	4	6	136	0	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	6	9	12	273	0	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	4	6	9	194	0	⑬自己資本費用+(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率)×利益対応税率
⑤合計	1,023	1,618	812	24,487	2	①+②+③+④

⑥正味固定資産	332	447	803	17,754	0	参考2. 設備区分別固定資産明細表より
⑦投資等	1	1	2	46	0	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	2	3	6	124	0	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	119	191	74	2,280	0	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	454	642	885	20,204	0	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	35	50	69	1,577	0	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	4	6	7	78	0	参考1. 設備区分別の費用明細表より
⑬減価償却費	54	62	180	5,446		
⑭固定資産除却損	2	2	6	120		

(単位:百万円)

区分	端末系伝送路(電気信号の伝送に係るもの)				主配線盤(電気信号の伝送に係るもの)		備考
	回線管理運営				その他	(再掲) メタル設備のみを 用いる加入者回線 に係る主配線盤	
	ATMデータ伝送		端末回線 伝送機能				
	データ 伝送機能	端末回線 伝送機能					
①指定設備管理運営費	192	75	117	672	8,612	8,453	参考1. 設備区分別の費用明細表 および別紙3. メタル設備のみを用いる加入者回線の費用明細表より
②他人資本費用	0	0	0	1	225	221	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	1	0	0	3	449	441	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	1	0	0	2	319	313	(⑬自己資本費用+(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	194	75	117	678	9,605	9,428	①+②+③+④

⑥正味固定資産	33	13	20	104	32,206	31,646	参考2. 設備区分別固定資産明細表 および別紙4. メタル設備のみを用いる加入者回線の固定資産明細表より
⑦投資等	0	0	0	0	84	82	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	0	0	0	1	225	222	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	24	9	14	82	742	736	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	57	22	34	187	33,257	32,688	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	4	2	3	15	2,597	2,552	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	1	0	1	2	536	528	参考1. 設備区分別の費用明細表 および別紙3. メタル設備のみを用いる加入者回線の費用明細表より
⑬減価償却費	2	1	1	11	2,039	1,935	
⑭固定資産除却損	0	0	0	0	105	104	

(単位:百万円)

区分	端末系伝送路(光信号の伝送に係るもの)			指定設備 利用部門	備考
	(再掲) 局外スプリッタ (局外4分岐)		(再掲) 局外スプリッタ (局外8分岐)	スプリッタ (DSL)	
	局外4分岐	局外8分岐			
①指定設備管理運営費	115,223	331	1,256	518	参考1. 設備区分別の費用明細表 および別紙1. 加入者回線・主配線盤の費用明細表より
②他人資本費用	3,890	11	41	10	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	7,772	22	82	20	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利率
④利益対応税	5,521	16	58	14	(⑬自己資本費用+(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	132,406	380	1,437	562	①+②+③+④

⑥正味固定資産	566,027	1,572	5,972	1,470	参考2. 設備区分別固定資産明細表 および別紙2. 加入者回線・主配線盤の固定資産明細表より
⑦投資等	1,472	4	16	4	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	3,962	11	42	10	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	4,510	10	39	24	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45.625日÷365日
⑩レートベース	575,971	1,597	6,069	1,508	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	44,970	125	474	118	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	13,078	20	74	20	参考1. 設備区分別の費用明細表 および別紙1. 加入者回線・主配線盤の費用明細表より
⑬減価償却費	64,344	224	851	303	
⑭固定資産除却損	1,721	5	21	3	

B. OCU

光設備を用いるOCU

(a) 前々算定期間における費用

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	609	(1)のAの⑤OCU
②ISDN回線数(回線)	16,481	Ⅹの1の(51)+Ⅹの1の(52)
③1回線あたり費用(円/回線(2芯式)・月)	3,079	①÷②÷12ヶ月

(b) 前々算定期間における調整額

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額(百万円)	▲87	平成22年度接続料金において加算した調整額

(c) 前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要(回線)	16,481	Ⅹの1の(51)+Ⅹの1の(52)
②前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	2,782	平成22年度適用網使用料算定根拠(平成21年12月9日申請)の1の(1)のDのaの(e)の④に平成22年度網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における接続料に係る収入(百万円)	550	①×②×12ヶ月

(d) 調整額

区分	金額等	備考
①調整額(百万円)	▲28	((a)の①+(b)の①)×(1+ⅩⅠ. 料金設定に使用した貸倒率)-(c)の③

(e) 原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	607	a)の①の内、利益対応税について、H24年度適用の利益対応税率(58.76%(Ⅳより))を用いて算定したもの
②調整額(百万円)	▲28	d)の①
③合計(百万円)	579	①+②
④1回線あたりコスト(円/回線(2芯式)・月)	2,928	③÷a)の②÷12ヶ月

C. ISM折返し接続機能(1.5Mb/s)局内伝送路

区分	金額等	備考
①設備管理運営費(円/回線・年)	29,814	接続約款 料金表 第1表 接続料金 第2網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。
②他人資本費用(円/回線・年)	838	
③自己資本費用(円/回線・年)	1,675	
④利益対応税(円/回線・年)	1,190	
⑤ケーブル設備計(円/回線・年)	33,517	①+②+③+④
⑥1回線あたり費用(円/回線・月)	2,793	⑤÷12ヶ月
⑦前々算定期間における調整額(円/回線・月)	▲207	平成22年度接続料金において加算した調整額
⑧前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	2,881	平成22年度適用網使用料算定根拠(平成21年12月9日申請)の1の(1)のFの⑩に平成22年度網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
⑨調整額(円/回線・月)	▲295	(⑥+⑦)×(1+ⅩⅠ. 料金設定に使用した貸倒率)-⑧
⑩1回線あたり費用(円/回線・月)	2,783	⑥の内、利益対応税について、H24年度適用の利益対応税率(58.76%(Ⅳより))を用いて算定したもの
⑪1回線あたり原価(円/回線・月)	2,488	⑨+⑩

D. 加入者収容装置(ATMデータ伝送)

(a) 前々算定期間における費用

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	594	Aの⑤加入者収容装置(ATMデータ伝送)

(b) 前々算定期間における調整額

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額(百万円)	▲101	平成22年度接続料金において加算した調整額

(c) 前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要(回線)	1,113,456	Ⅹの1の(87)
②前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	36	平成22年度適用網使用料算定根拠(平成21年12月9日申請)の1の(1)の1の(e)の④に平成22年度網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における接続料に係る収入(百万円)	481	①×②×12ヶ月

(d) 調整額

区分	金額等	備考
①調整額(百万円)	12	((a)の①+(b)の①)×(1+ⅩⅠ. 料金設定に使用した貸倒率)-(c)の③

(e) 原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	593	a)の①の内、利益対応税について、H24年度適用の利益対応税率(58.76%(Ⅳより))を用いて算定したもの
②調整額(百万円)	12	d)の①
③合計(百万円)	605	①+②
④1回線あたりコスト(円/回線(64kb/s)・月)	45	③÷(c)の①÷12ヶ月

E. 回線管理運営費 (ATMデータ伝送・端末回線伝送機能にかかるもの)

(a) 前々算定期間における費用

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	75	Aの⑤回線管理運営(ATMデータ伝送・端末回線伝送機能)

(b) 前々算定期間における調整額

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額(百万円)	▲9	平成22年度接続料金において加算した調整額

(c) 前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要(回線)	23,170	区の1の(87)
②前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	284	平成22年度適用網使用料算定根拠(平成21年12月9日申請)の1の(1)のJの(e)の④に平成22年度網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における接続料に係る収入(百万円)	79	①×②÷12ヶ月

(d) 調整額

区分	金額等	備考
①調整額(百万円)	▲13	((a)の①+(b)の①)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)-(c)の③

(e) 原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	75	a)の①の内、利益対応税について、H24年度適用の利益対応税率(58.76%(暫より))を用いて算定したもの
②調整額(百万円)	▲13	(d)の①
③合計(百万円)	62	①+②
④1回線あたりコスト(円/回線・月)	223	③÷(c)の①÷12ヶ月

F. 局外スプリッタ(局外8分岐)

(a) 前々算定期間における費用

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	1,437	Aの⑤局外スプリッタ(局外8分岐)
②回線数(回線)	1,171,821	区の1の(106)
③1回線あたり費用(円/回線・月)	102	①÷②÷12ヶ月

(単位:百万円)

(b) 前々算定期間における調整額

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額(百万円)	▲672	平成22年度接続料金において加算した調整額

(c) 前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要(回線)	1,171,821	a)の②
②前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	69	平成22年度適用網使用料算定根拠(平成21年12月9日申請)の1の(1)のNの(e)の④に平成22年度網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における接続料に係る収入(百万円)	970	①×②÷12ヶ月

(単位:百万円)

(d) 調整額

区分	金額等	備考
①調整額(百万円)	▲205	((a)の①+(b)の①)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)-(c)の③

(e) 原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	1,431	a)の①の内、利益対応税について、H24年度適用の利益対応税率(58.76%(暫より))を用いて算定したもの
②調整額(百万円)	▲205	(d)の①
③合計(百万円)	1,226	①+②
④1回線あたりコスト(円/回線・月)	87	③÷(a)の②÷12ヶ月

G. 局外スプリッタ(局外4分岐)

(a) 前々算定期間における費用

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	380	Aの⑤局外スプリッタ(局外4分岐)
②回線数(回線)	271,122	区の1の(102)
③1回線あたり費用(円/回線・月)	117	①÷②÷12ヶ月

(単位:百万円)

(b) 前々算定期間における調整額

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額(百万円)	▲212	平成22年度接続料金において加算した調整額

(c) 前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要(回線)	271,122	a)の②
②前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	107	平成22年度適用網使用料算定根拠(平成21年12月9日申請)の1の(1)のOの(e)の④に平成22年度網使用料算定根拠における貸倒率を乗じたものを加えたもの
③前々算定期間における接続料に係る収入(百万円)	348	①×②÷12ヶ月

(d)調整額

(単位:百万円)

区分	金額等	備考
①調整額(百万円)	▲180	((a)の①+(b)の①)×(1+X I. 料金設定に使用した貸利率)-(c)の③

(e)原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	378	a)の①の内、利益対応税について、H24年度適用の利益対応税率(58.76%(Ⅷより))を用いて算定したものの
②調整額(百万円)	▲180	(d)の①
③合計(百万円)	198	①+②
④1回線あたりコスト(円/回線・月)	61	③÷(a)の②÷12ヶ月

H. 光分岐端末回線

区分	単芯区間				備考
	単芯ケーブル	クロージャ内接続	キャビネット		
①創設費(円/回線)	38,961	31,622	5,530	1,809	・接続料 料金表 第1表 接続料金 第2 網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費(減価償却費は耐用年数を15年で算定)、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。 ・単芯ケーブルについては平日以外の日に設置の場合と平日設置の場合の差額を工事料として個別回収するため、減価償却費は、平日設置の場合の創設費(30,803円)を基礎に算定している。また、クロージャ内接続およびキャビネットの設置コストは工事料として回収するため、減価償却費は発生しない。 ・単芯区間の保守運営費相当については、除却費を個別に支払う場合の係数(0.043)により算定した。
②設備管理運営費(円/回線・年)	3,747	3,431	238	78	
(再)減価償却費相当(円/回線・年)	2,071	2,071	0	0	
③他人資本費用(円/回線・年)	106	106	0	0	
④自己資本費用(円/回線・年)	110	110	0	0	
⑤利益対応税(円/回線・年)	84	84	0	0	
⑥合計(円/回線・年)	4,047	3,731	238	78	②+③+④+⑤

区分	電柱	備考
①引込線あたり電柱資産額(円/回線)	4,083	・接続料 料金表 第1表 接続料金 第2 網改造料の算定式に準拠して、設備管理運営費、他人資本費用、自己資本費用及び利益対応税を算定した。 ・引込線あたり電柱資産額は、単芯区間の創設費の合計(38,961円)に、架空光ケーブル区間における電柱資産の光ケーブル資産に対する割合(0.1048)を乗じて算定した。
②設備管理運営費(円/回線・年)	364	
(再)減価償却費相当(円/回線・年)	176	
③他人資本費用(円/回線・年)	16	
④自己資本費用(円/回線・年)	31	
⑤利益対応税(円/回線・年)	22	
⑥合計(円/回線・年)	433	②+③+④+⑤

(a)2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のA 光信号分岐端末回線に係る加算料の(イ) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用しないもの
① 当社が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの

区分	金額等	備考
①費用計(円/回線・年)	4,480	Hの⑤単芯区間+⑥電柱
②前々算定期間における調整額(円/回線・年)	▲415	平成22年度接続料金において加算した調整額
③前々算定期間における収入(円/回線・年)	4,584	平成22年度適用網使用料×12ヶ月
④調整額(円/回線・年)	▲519	(①+②)×(1+X I. 料金設定に使用した貸利率)-③
⑤費用計(円/回線・年)	4,469	①の内、利益対応税について、H24年度適用の利益対応税率(58.76%(Ⅷより))を用いて算定したものの
⑥1回線あたり原価計(円/回線・月)	329	(④+⑤)÷12ヶ月

(b)2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のA 光信号分岐端末回線に係る加算料の(イ) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用しないもの
② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの

区分	金額等	備考
①費用計(円/回線・年)	4,402	Hの⑤単芯ケーブル+⑥クロージャ内接続+⑥電柱
②前々算定期間における調整額(円/回線・年)	▲389	平成22年度接続料金において加算した調整額
③前々算定期間における収入(円/回線・年)	4,512	平成22年度適用網使用料×12ヶ月
④調整額(円/回線・年)	▲499	(①+②)×(1+X I. 料金設定に使用した貸利率)-③
⑤費用計(円/回線・年)	4,391	①の内、利益対応税について、H24年度適用の利益対応税率(58.76%(Ⅷより))を用いて算定したものの
⑥1回線あたり原価計(円/回線・月)	324	(④+⑤)÷12ヶ月

(c)2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のA 光信号分岐端末回線に係る加算料の(イ) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用するもの

区分	金額等	備考
①費用計(円/回線・年)	4,409	(a)と(b)の①についてキャビネット設置率(H22年度実績(キャビネット設置:9.3%、引き通し:90.7%))で加重して算定
②前々算定期間における調整額(円/回線・年)	▲415	平成22年度接続料金において加算した調整額
③前々算定期間における収入(円/回線・年)	4,584	平成22年度適用網使用料×12ヶ月
④調整額(円/回線・年)	▲590	(①+②)×(1+X I. 料金設定に使用した貸利率)-③
⑤費用計(円/回線・年)	4,398	①の内、利益対応税について、H24年度適用の利益対応税率(58.76%(Ⅷより))を用いて算定したものの
⑥1回線あたり原価計(円/回線・月)	317	(④+⑤)÷12ヶ月

I. 固定無線基地局伝送路

(a)前々算定期間における費用

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	21	(1)のAの⑤固定無線基地局伝送路
②回線数(回線)	91	Ⅸの(97)
③1回線あたり費用(円/回線・月)	19,231	①÷②÷12ヶ月

(b)前々算定期間における調整額

区分	金額等	備考
①前々算定期間における調整額(百万円)	0	平成22年度接続料金において加算した調整額

(c)前々算定期間における接続料に係る収入

区分	金額等	備考
①前々算定期間における需要(回線)	91	a)の②
②前々算定期間における接続料金(円/回線・月)	23,737	平成22年度適用網使用料
③前々算定期間における接続料に係る収入(百万円)	26	①×②×12ヶ月

(d)調整額

区分	金額等	備考
①調整額(百万円)	▲5	((a)の①+(b)の①)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)-(c)の③

(e)原価

区分	金額等	備考
①前々算定期間における費用(百万円)	21	a)の①の内、利益対応税について、H24年度適用の利益対応税率(58.76%(暫より))を用いて算定したもの
②調整額(百万円)	▲5	d)の①
③合計(百万円)	16	①+②
④1回線あたりコスト(円/回線・月)	14,652	③÷(a)の②÷12ヶ月

(2)料金の設定

①基本料

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のE. 2芯式のものの(A) 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成24年度	備考
料金(円/回線・月)	8,360	1-1のウのaの③×2(芯)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のE. 2芯式のものの(I) 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成24年度	備考
料金(円/回線・月)	8,360	1-1のウのaの③×Xの保守換算係数の3の③のタイプ1-2のもの×2(芯)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5欄で接続する場合) 端末回線により伝送を行う機能のE. 2芯式のものの(ウ) (A)(I)以外のもの

区分	平成24年度	備考
料金(円/回線・月)	8,611	1-1のウのaの③×Xの保守換算係数の3の③のタイプ2のもの×2(芯)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合) イ 端末回線により伝送を行う機能(1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限る。)の(A) 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成24年度	備考
①OCU (円/回線・月)	2,928	Bの(e)の④
②主配線壁 (円/回線・月)	312	1-1のウのcの③×2(芯)
③局内伝送路 (円/回線・月)	2,488	Cの①
④料金 (円/回線・月)	5,728	(①+②+③)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第2-3欄で接続する場合) イ 端末回線により伝送を行う機能(1.536Mbit/sの符号伝送が可能なものに限る。)の(I) 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成24年度	備考
①OCU (円/回線・月)	2,928	Bの(e)の④×Xの保守換算係数の3の③のタイプ1-2のもの
②主配線壁 (円/回線・月)	312	1-1のウのcの③×2(芯)×Xの保守換算係数の3の③のタイプ1-2のもの
③局内伝送路 (円/回線・月)	2,488	Cの①×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-2のもの
④料金 (円/回線・月)	5,728	(①+②+③)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のA 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。))により1芯にて伝送を行う機能の(A) 光回線設備接続モジュール(光回線設備を成端する装置であって、配線盤に設置するものをいいます。以下同じとします。))においてフィルタ(保守利用を目的として光信号の一部の帯域を制限するものをいいます。以下同じとします。))を利用する場合の① 保守の区分がタイプ1-1のもの

区分	平成24年度	備考
料金(円/回線・月)	4,180	1-1のウのaの③×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のA 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。))により1芯にて伝送を行う機能の(A) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用する場合の② 保守の区分がタイプ1-2のもの

区分	平成24年度	備考
料金(円/回線・月)	4,180	1-1のウのaの③×Xの保守換算係数の3の③のタイプ1-2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のA 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。))により1芯にて伝送を行う機能の(A) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用する場合の③ ①②以外のもの

区分	平成24年度	備考
料金(円/回線・月)	4,305	1-1のウのaの③×Xの保守換算係数の3の③のタイプ2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のA 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。))により1芯にて伝送を行う機能の(A) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合の① 保守の区分がタイプ1-1のもの

区分	平成24年度	備考
料金(円/回線・月)	4,180	1-1のウのaの③×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のA 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。))により1芯にて伝送を行う機能の(A) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合の② 保守の区分がタイプ1-2のもの

区分	平成24年度	備考
料金(円/回線・月)	4,180	1-1のウのaの③×Xの保守換算係数の3の③のタイプ1-2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のA 光信号端末回線(光局外スプリッタを含まないものに限ります。))により1芯にて伝送を行う機能の(A) 光回線設備接続モジュールにおいてフィルタを利用しない場合の③ ①②以外のもの

区分	平成24年度	備考
料金(円/回線・月)	4,305	1-1のウのaの③×Xの保守換算係数の3の③のタイプ2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするもの③ ①②以外のもの

区分	平成24年度	平成25年度	備考
①局外スプリッタ(8分岐のもの)	87	87	Fの(e)の④
②光信号主端末回線	3,605	2,827	平成24年度については1-1のウのdの③、平成25年度については平成23年度～25年度適用網使用料算定根拠より
③加算料(局舎～引込分岐点間)	154	141	平成24年度については1-1のウのeの③、平成25年度については平成23年度～25年度適用網使用料算定根拠より
④料金(円/回線・月)	3,846	3,055	(①+②+③)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするもの③ ①②以外のもの

区分	平成24年度	平成25年度	備考
①局外スプリッタ(8分岐のもの)	87	87	Fの(e)の④×Xの保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの
②光信号主端末回線	3,605	2,827	平成24年度については1-1のウのdの③×Xの保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの、平成25年度については平成23年度～25年度適用網使用料算定根拠より
③加算料(局舎～引込分岐点間)	154	141	平成24年度については1-1のウのeの③、平成25年度については平成23年度～25年度適用網使用料算定根拠より
④料金(円/回線・月)	3,846	3,055	(①+②+③)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするもの③ ①②以外のもの

区分	平成24年度	平成25年度	備考
①局外スプリッタ(8分岐のもの)	90	90	Fの(e)の④×Xの保守換算係数3の③のタイプ2のもの
②光信号主端末回線	3,713	2,912	平成24年度については1-1のウのdの③×Xの保守換算係数3の③のタイプ2のもの、平成25年度については平成23年度～25年度適用網使用料算定根拠より
③加算料(局舎～引込分岐点間)	154	141	平成24年度については1-1のウのeの③、平成25年度については平成23年度～25年度適用網使用料算定根拠より
④料金(円/回線・月)	3,957	3,143	(①+②+③)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により1芯にて伝送を行う機能の(イ) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの② ①以外のもの

区分	平成24年度	平成25年度	備考
①局外スプリッタ(4分岐のもの)	61	61	Gの(e)の④
②光信号主端末回線	3,605	2,827	平成24年度については1-1のウのdの③、平成25年度については平成23年度～25年度適用網使用料算定根拠より
③加算料(局舎～引込分岐点間)	154	141	平成24年度については1-1のウのeの③、平成25年度については平成23年度～25年度適用網使用料算定根拠より
④料金(円/回線・月)	3,820	3,029	(①+②+③)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により1芯にて伝送を行う機能の(イ) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの② ①以外のもの

区分	平成24年度	平成25年度	備考
①局外スプリッタ(4分岐のもの)	61	61	Gの(e)の④×Xの保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの
②光信号主端末回線	3,605	2,827	平成24年度については1-1のウのdの③×Xの保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの、平成25年度については平成23年度～25年度適用網使用料算定根拠より
③加算料(局舎～引込分岐点間)	154	141	平成24年度については1-1のウのeの③、平成25年度については平成23年度～25年度適用網使用料算定根拠より
④料金(円/回線・月)	3,820	3,029	(①+②+③)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限り。))により1芯にて伝送を行う機能の(イ) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの③ ①②以外のもの

区分	平成24年度	平成25年度	備考
①局外スプリッタ(4分岐のもの)	63	63	Gの(e)の④×Xの保守換算係数3の③のタイプ2のもの
②光信号主端末回線	3,713	2,912	平成24年度については1-1のウのdの③×Xの保守換算係数3の③のタイプ2のもの、平成25年度については平成23年度～25年度適用網使用料算定根拠より
③加算料(局舎～引込分岐点間)	154	141	平成24年度については1-1のウのeの③、平成25年度については平成23年度～25年度適用網使用料算定根拠より
④料金(円/回線・月)	3,930	3,116	(①+②+③)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第5-2欄で接続する場合) 端末回線を収容する伝送装置(端末回線を終端するための装置に限り。))及び端末回線により伝送を行う機能

区分	設定方法
①加入者回線	1-1のウのaの③×Xの保守換算係数3の③のタイプ2のもの
②加入者収容装置(ATMデータ伝送)	Dの(e)の④×当該品目の速度換算係数(Dの(73)～(86)のb速度換算係数)
③回線管理運営費(端末回線伝送機能に係るもの)	Eの(e)の④
④料金	(①+②+③)×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

(イ) 料金額

区分	平成24年度			
	①加入者回線 (円/回線・月)	②加入者収容装置(ATMデータ伝送) (円/回線・月)	③回線管理運営費(端末回線伝送機能に係るもの) (円/回線・月)	④料金 (円/回線・月)
3 M b / s の符号伝送が可能なもの	4,305	1,890	223	6,418
6 M b / s の符号伝送が可能なもの	4,305	3,375	223	7,903
9 M b / s の符号伝送が可能なもの	4,305	3,960	223	8,488
1 2 M b / s の符号伝送が可能なもの	4,305	4,590	223	9,118
1 5 M b / s の符号伝送が可能なもの	4,305	5,175	223	9,703
1 8 M b / s の符号伝送が可能なもの	4,305	5,805	223	10,333
2 1 M b / s の符号伝送が可能なもの	4,305	6,390	223	10,918
2 4 M b / s の符号伝送が可能なもの	4,305	7,020	223	11,548
2 7 M b / s の符号伝送が可能なもの	4,305	7,605	223	12,133
3 0 M b / s の符号伝送が可能なもの	4,305	8,190	223	12,718
3 3 M b / s の符号伝送が可能なもの	4,305	8,820	223	13,348
3 6 M b / s の符号伝送が可能なもの	4,305	9,405	223	13,933
3 9 M b / s の符号伝送が可能なもの	4,305	10,035	223	14,563
4 2 M b / s の符号伝送が可能なもの	4,305	10,620	223	15,148

②加算料

・専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料 イ 1芯のもの(イ) 2-1-1-1第6欄に規定する機能(1芯にて伝送を行うものをいいます。)に係るもの

区分	平成24年度	備考
料金(円/回線・月)	177	1-1のウのbの③×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・専用サービス契約約款に規定する施設設置負担金等の適用がない場合の加算料 ウ 2芯のもの

区分	平成24年度	備考
料金(円/回線・月)	354	1-1のウのbの③×2×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・2-1-1-1第2欄ウ又は第6欄イに規定する機能に係る加算料のア 光信号分岐端末回線に係る加算料の(7) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用するもの

① 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成24年度	備考
料金(円/回線・月)	317	H(c)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-1のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

② 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成24年度	備考
料金(円/回線・月)	317	H(c)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

③ ①②以外のもの

区分	平成24年度	備考
料金(円/回線・月)	327	H(c)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・2-1-1-1第2欄ウ又は第6欄イに規定する機能に係る加算料のア 光信号分岐端末回線に係る加算料の(イ) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用しないもの
② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの

A 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成24年度	備考
料金(円/回線・月)	329	H(a)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-1のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

B 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成24年度	備考
料金(円/回線・月)	329	H(a)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

C AB以外のもの

区分	平成24年度	備考
料金(円/回線・月)	339	H(a)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・2-1-1-1第2欄ウ又は第6欄イに規定する機能に係る加算料のア 光信号分岐端末回線に係る加算料の(イ) 当社の光屋内配線(主として一戸建ての建物に設置される形態により設置するものに限ります。)を利用しないもの
② 協定事業者が設置した光信号分岐端末回線収容キャビネット等にその光信号分岐端末回線が収容等されているもの

A 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成24年度	備考
料金(円/回線・月)	324	H(b)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-1のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

B 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成24年度	備考
料金(円/回線・月)	324	H(b)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ1-2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

C AB以外のもの

区分	平成24年度	備考
料金(円/回線・月)	334	H(b)の⑥×Xの保守換算係数の2の③のタイプ2のもの×(1+X I. 料金設定に使用した貸倒率)

・2-1-1-1第2欄ウ又は第6欄イに規定する機能に係る加算料のイ 光信号主端末回線に係る加算料の(ア) 光信号多重分離機能ア欄と組み合わせて利用するもの① 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成24年度	平成25年度	備考
料金(円/回線・月)	3,846	3,055	①の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするもの②の④

・2-1-1-1第2欄ウ又は第6欄イに規定する機能に係る加算料のイ 光信号主端末回線に係る加算料の(ア) 光信号多重分離機能ア欄と組み合わせて利用するもの② 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成24年度	平成25年度	備考
料金(円/回線・月)	3,846	3,055	①の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(イ) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするもの②の④

・2-1-1-1第2欄ウ又は第6欄イに規定する機能に係る加算料のイ 光信号主端末回線に係る加算料の(ア) 光信号多重分離機能ア欄と組み合わせて利用するもの③ ①②以外のもの

区分	平成24年度	平成25年度	備考
料金(円/回線・月)	3,957	3,143	①の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(ア) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が8を限度とするもの③の④

・2-1-1-1第2欄ウ又は第6欄イに規定する機能に係る加算料のイ 光信号主端末回線に係る加算料の(イ) 光信号多重分離機能イ欄と組み合わせて利用するもの① 保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成24年度	平成25年度	備考
料金(円/回線・月)	3,820	3,029	①の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(イ) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの①の④

・2-1-1-1第2欄ウ又は第6欄イに規定する機能に係る加算料のイ 光信号主端末回線に係る加算料の(イ) 光信号多重分離機能イ欄と組み合わせて利用するもの② 保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成24年度	平成25年度	備考
料金(円/回線・月)	3,820	3,029	①の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(イ) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの②の④

・2-1-1-1第2欄ウ欄又は第6欄イ欄に規定する機能に係る加算料のイ 光信号主端末回線に係る加算料の(イ) 光信号多重分離機能イ欄と組み合わせて利用するもの③ ①②以外のもの

区分	平成24年度	平成25年度	備考
料金(円/回線・月)	3,930	3,116	①の端末回線伝送機能(第5条(標準的な接続箇所)第1項の表中第1-3欄で接続する場合)のイ 光信号主端末回線(光局外スプリッタを含むものに限ります。)により1芯にて伝送を行う機能の(イ) 分岐できる光信号分岐端末回線の数が4を限度とするもの③の④

・2-1-1-1第2欄エ欄に規定する機能に係る加算料のア 固定無線基地局伝送路の追加に係る加算料の(ア)保守の区別がタイプ1-1のもの

区分	平成24年度	備考
①固定無線基地局伝送路	14,652	(e)の④
②光信号端末回線	4,180	1-1のウのaの③
③加算料	177	1-1のウのbの③
④料金(円/回線・月)	19,009	(①+②+③) × (1+X 1. 料金設定に使用した貸倒率)

・2-1-1-1第2欄エ欄に規定する機能に係る加算料のア 固定無線基地局伝送路の追加に係る加算料の(イ)保守の区別がタイプ1-2のもの

区分	平成24年度	備考
①固定無線基地局伝送路	14,652	(e)の④ × Xの保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの
②光信号端末回線	4,180	1-1のウのaの③ × Xの保守換算係数3の③のタイプ1-2のもの
③加算料	177	1-1のウのbの③
④料金(円/回線・月)	19,009	(①+②+③) × (1+X 1. 料金設定に使用した貸倒率)

Ⅲ. 投資等比率及び貯蔵品比率の算定

(1) 投資等比率の算定

(単位：百万円)

区分	首末平均残高
指定設備管理部門の電気通信事業固定資産	2,338,864 (A)
指定設備管理部門における投資等(収益の見込まれないもの) (※)	6,002 (B)
投資等比率 (B ÷ A)	0.0026 (C)

※ 投資等は、収益性が見込まれない出資金、保証金・負担金等である。

(2) 貯蔵品比率の算定

(単位：百万円)

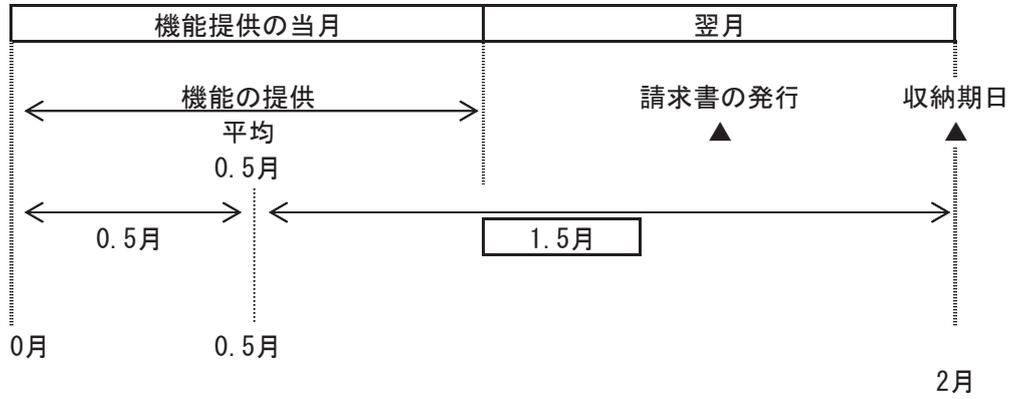
区分	首末平均残高
電気通信事業固定資産	2,763,264 (A)
貯蔵品 (※)	19,336 (B)
貯蔵品比率 (B ÷ A)	0.0070 (C)

※ 貯蔵品は、現用に供されるまでの間保管されている電気通信設備用品（新品）であり、金額は月末在庫額の年平均値である。

(注) なお繰延資産比率については、繰延資産が発生していないので無しとする。

IV. 接続料収納までの平均的な日数の算定

(1) 機能の提供と接続料の収納までの日程



(2) 機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数の算定

機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数

$$= \frac{1.5 \text{ ヵ月}}{12 \text{ ヵ月}} \times 365 \text{ 日} = \boxed{45.625 \text{ 日}}$$

(1)より

V. 資本構成比率の算定

(1) 資本の状況

(単位：百万円)

B/S (H22) 稼働ベース			レートベース		(資本構成)		
電気通信事業 固定資産	1,170,767 (0.341)	③圧縮後の資本構成比	H22稼働 電気通信事業固定資産			有利子負債 1,170,767 (0.401)	
2,763,264	その他の負債 465,196 (0.136)			2,763,264			退職給付引当金 228,197 (0.078)
	退職給付引当金 277,025 (0.081)						
流動資産等 669,341	1,519,617 (0.443)	②流動資産の 圧縮 ▲514,025	貯蔵品(月平均) 19,336	投資等 7,091	自己資本 1,519,617 (0.521)	負債 ↑ ↓ ↑ ↓ 資本	
計	3,432,606	①流動資産の理論値と 実績の差 155,317-669,341=▲514,025	155,317	運転資本 128,890	計		2,918,581
			計	2,918,581	計	2,918,581	

(2) 他人資本比率

$$\text{他人資本比率} = \left(\frac{1,170,767}{\text{負債}} + \frac{228,197}{\text{負債資本合計}} \right) \div \frac{2,918,581}{\text{負債資本合計}} = \boxed{0.479}$$

(3) 有利子負債が負債の合計に占める比率

$$\text{有利子負債が負債の合計に占める比率} = \frac{1,170,767}{\text{有利子負債}} \div \left(\frac{1,170,767}{\text{負債の合計}} + \frac{228,197}{\text{負債の合計}} \right) = \boxed{0.837}$$

(4) 有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合

$$\text{有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合} = 1 - \frac{0.837}{\text{有利子負債が負債の合計に占める比率}} = \boxed{0.163}$$

(5) 自己資本比率

$$\text{自己資本比率} = 1 - \frac{0.479}{\text{他人資本比率}} = \boxed{0.521}$$

VI. 他人資本利子率の算定

(1) 有利子負債に対する利子率

有利子負債の額に対する他人資本費用の平成22年度実績とした。

$$\text{有利子負債に対する利子率} = \boxed{1.40\%}$$

(単位：%)

区分 \ 年度	22
他人資本利子率	1.40

(注) 借入金の平均利子率である。

(2) 有利子負債以外の負債の利子相当率

国債利回りの過去5年平均とした。

$$\text{有利子負債以外の負債の利子相当率} = \boxed{1.49\%}$$

(単位：%)

区分 \ 年度	18	19	20	21	22	平均
他人資本利子率	1.79	1.63	1.48	1.37	1.17	1.49

(注) 国債(利付・10年物)の平均利回りである。

(3) 他人資本利子率

$$\text{他人資本利子率} = 1.4\% \times 0.837 + 1.49\% \times 0.163 = \boxed{1.41\%}$$

(有利子負債に対する利子率×有利子負債比率+国債利回り×有利子負債以外の負債の比率)

Ⅶ. 自己資本利益率の算定

1. CAPM的手法による自己資本利益率

(単位：%)

区分	年度			平均(注4)		
	20	21	22	2年平均		
①主要企業の自己資本利益率(注1)	1.21	3.04	3.91	—		
β値の適用	×	○	○	—		
②リスクフリーレート(注2)	1.48	1.37	1.17	—		
①-②	—	1.67	2.74	—		
選択される自己資本利益率	β = 0.6 (注3)		—	2.37	2.81	2.59

(注1) 平成20年度は「日経経営指標」より。

平成21年度以降はNEEDS(日本経済新聞デジタルメディアの総合経済データバンク)の財務データより。抽出条件については、「日経経営指標」と同様に、全国5証券取引所(東京(マザーズを含まない)、大阪、名古屋、札幌、福岡)に今年度の9月1日現在で上場しており、7期連続で決算データの取得が可能な単体決算開示企業(金融業および外国企業を除く)の全業種平均値(単独指標)とした。ただし、平成22年度は速報値である。

(注2) リスクフリーレートについては、指定設備全体の平均的な耐用年数に着目し、耐用年数が10年超であることから国債10年ものの利回りを使用した。

(注3) β値については、昨年度と同とした。

(注4) 算定期間については、3年間とした。ただし、平成20年度については主要企業の自己資本利益率がリスクフリーレートを下回っているため除外している。

2. 主要企業の過去5年間の自己資本利益率

(単位：%)

区分	年度					平均
	18	19	20	21	22	
主要企業の自己資本利益率	6.10	7.21	1.21	3.04	3.91	4.29

(注1) 平成20年度以前は「日経経営指標」より。

平成21年度以降はNEEDS(日本経済新聞デジタルメディアの総合経済データバンク)の財務データより。抽出条件については、「日経経営指標」と同様に、全国5証券取引所(東京(マザーズを含まない)、大阪、名古屋、札幌、福岡)に今年度の9月1日現在で上場しており、7期連続で決算データの取得が可能な単体決算開示企業(金融業および外国企業を除く)の全業種平均値(単独指標)とした。ただし、平成22年度は速報値である。

3. 料金算定に採用した自己資本利益率

上記1, 2を勘案し、低い方の1のCAPM的手法による自己資本利益率を採用する。

自己資本利益率 = 2.59%

VIII. 利益対応税率の算定（調整額算定時の原価算定に用いるH22年度適用のもの）

利益対応税としては、事業税、地方法人特別税、法人税、道府県民税、市町村民税を見込んだ。

利益対応税率 = 65.40%

(算定方法)

1. 税引前利益に対する率の算定

①税引前利益を y 、税額を x_n とする。

②事業税実効税率

事業税額を x_1 、地方特別法人税を x_2 ($= x_1 \times 1.48$) とする。

$$x_1 = (y - (x_1 + x_2)) \times 0.029$$

$$= (y - (x_1 + x_1 \times 1.48)) \times 0.029 \quad \rightarrow$$

$$x_1 = \frac{0.029}{1+0.072} \times y = \underline{0.0271y}$$

③地方法人特別税実効税率

地方特別法人税を x_2 とする。

$$x_2 = x_1 \times 1.48$$

$$= 1.48 \times 0.0271y$$

$$= \underline{0.0401y}$$

④法人税実効税率

法人税額を x_3 とする。

$$x_3 = \text{事業税及び地方法人特別税引後利益} \times 0.3$$

$$= (y - (0.0271y + 0.0401y)) \times 0.3$$

$$= \underline{0.2798y}$$

⑤道府県民税実効税率

道府県民税額を x_4 とする。

$$x_4 = \text{法人税額} \times 0.05$$

$$= 0.2798y \times 0.05 =$$

$$\underline{0.0140y}$$

⑥市町村民税実効税率

市町村民税額を x_5 とする。

$$x_5 = \text{法人税額} \times 0.123$$

$$= 0.2798y \times 0.123 =$$

$$\underline{0.0344y}$$

⑦税引前利益に対する利益対応税率

利益対応税額を x とする。

$$x = x_1 + x_2 + x_3 + x_4 + x_5$$

$$= \underline{0.3954y}$$

2. 税引後利益に対する率の算定

税引後利益を z 、税引前利益を y 、税額を x とする。

$$\text{利益対応税率} = \frac{x}{z} = \frac{0.3954y}{(1-0.3954)y} = \frac{0.3954y}{0.6046y} = 0.6540$$

税引前利益 y

利益対応税 $x = 0.3954y$

税引後利益

$z = (1-0.3954)y$

Ⅷ. 利益対応税率の算定 (H24年度適用のもの)

利益対応税としては、事業税、地方法人特別税、法人税、道府県民税、市町村民税を見込んだ。

利益対応税率 = 58.76%

(算定方法)

1. 税引前利益に対する率の算定

①税引前利益を y 、税額を x_n とする。

②事業税実効税率

事業税額を x_1 、地方特別法人税を x_2 ($= x_1 \times 1.48$) とする。

$$x_1 = (y - (x_1 + x_2)) \times 0.029$$

$$= (y - (x_1 + x_1 \times 1.48)) \times 0.029 \quad \rightarrow$$

$$x_1 = \frac{0.029}{1+0.072} \times y = \underline{0.0271y}$$

③地方法人特別税実効税率

地方特別法人税を x_2 とする。

$$x_2 = x_1 \times 1.48$$

$$= 1.48 \times 0.0271y$$

$$= \underline{0.0401y}$$

④法人税実効税率

法人税額を x_3 とする。

$$x_3 = \text{事業税及び地方法人特別税引後利益} \times 0.255$$

$$= (y - (0.0271y + 0.0401y)) \times 0.255$$

$$= \underline{0.2379y}$$

⑤復興特別法人税

復興特別法人税額を x_4 とする。

$$x_4 = \text{事業税及び地方法人特別税引後利益} \times 0.255 \times 0.1$$

$$= (y - (0.0271y + 0.0401y)) \times 0.0255$$

$$= \underline{0.0238y}$$

⑥道府県民税実効税率

道府県民税額を x_5 とする。

$$x_5 = \text{法人税額} \times 0.05$$

$$= 0.2379y \times 0.05 =$$

$$\underline{0.0119y}$$

⑦市町村民税実効税率

市町村民税額を x_6 とする。

$$x_6 = \text{法人税額} \times 0.123$$

$$= 0.2379y \times 0.123 =$$

$$\underline{0.0293y}$$

⑧税引前利益に対する利益対応税率

利益対応税額を x とする。

$$x = x_1 + x_2 + x_3 + x_4 + x_5 + x_6$$

$$= \underline{0.3701y}$$

2. 税引後利益に対する率の算定

税引後利益を z 、税引前利益を y 、税額を x とする。

$$\text{利益対応税率} = \frac{x}{z} = \frac{0.3701y}{(1-0.3701)y} = \frac{0.3701y}{0.6299y} = 0.5876$$

税引前利益 y

利益対応税

$$x = 0.3701y$$

税引後利益

$$z = (1-0.3701)y$$

IX. 料金設定に使用した回線数

1. 端末回線数等

・加入者回線算定に使用した回線数

(単位：回線)

区分	a. 平成22年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注4)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
加入者回線				
(1) 2線式・タイプ1-1 (注1)	2,475,652	1	1.00	2,475,652
(2) 2線式・タイプ1-2 (注2)	18,785,182	1	1.00	18,785,182
(3) 2線式・タイプ2 (注3)	384,625	1	1.03	396,164
(4) 4線式	26,643	2	1.03	54,885
(5) メタルサービス小計	21,672,102	-	-	21,711,883
(6) 1芯式・タイプ1-1 (注1)	7,819	1	1.00	7,819
(7) 1芯式・タイプ1-2 (注2)	1,757,394	1	1.00	1,757,394
(8) 1芯式・タイプ2 (注3)	318,241	1	1.03	327,788
(9) 2芯式・タイプ1-1 (注1)	4	2	1.00	8
(10) 2芯式・タイプ1-2 (注2)	15,092	2	1.00	30,184
(11) 2芯式・タイプ2 (注3)	4,359	2	1.03	8,980
(12) 4芯式	25	4	1.03	103
(13) 光サービス小計	2,102,934	-	-	2,132,276
(14) 計 ((5)+(13))	23,775,036	-	-	23,844,159

(13) 光サービス小計(保守換算係数をすべて1.0とした場合)	2,102,934	-	1.00	2,122,464
----------------------------------	-----------	---	------	-----------

(再掲) 施設設置負担金の適用のないサービス等の回線数

(15) メタルサービス・2線式	3,676,355
(16) (再)メタルサービス・2線式(帯域透過端末回線除き)	1,087,201
(17) 光サービス	2,083,626
(18) 計 ((15)+(17))	5,759,981

(再掲) メタルサービスの収容形態別回線数

(19) 局外RT収容メタル回線数	-	-	-	1,861,290
(20) メタル設備のみを用いる加入者回線数	-	-	-	19,850,593
(21) 計 ((19)+(20))	-	-	-	21,711,883

(再掲) メタルサービスの回線数内訳

(22) 帯域透過端末回線数	-	-	-	2,589,856
(23) 上記以外のメタル回線数	-	-	-	19,122,027
(24) 計 ((22)+(23))	-	-	-	21,711,883

・MDF、FTM算定に使用した回線数

(単位：回線)

区分	a. 平成22年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注6)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
加入者回線				
(25) 2線式・タイプ1-1 (注1)	2,475,652	1	1.00	2,475,652
(26) 2線式・タイプ1-2 (注2)	18,785,182	1	1.00	18,785,182
(27) 2線式・タイプ2 (注3)	384,625	1	1.03	396,164
(28) 4線式	26,643	2	1.03	54,885
(29) 追加MDF・タイプ1-1 (注1)	341,828	1	1.00	341,828
(30) 追加MDF・タイプ1-2 (注2)	3,275,898	1	1.00	3,275,898
(31) メタルサービス小計	25,289,828	-	-	25,329,609
(32) 1芯式・タイプ1-1 (注1)	7,819	1	1.00	7,819
(33) 1芯式・タイプ1-2 (注2)	1,757,394	1	1.00	1,757,394
(34) 1芯式・タイプ2 (注3)	318,241	1	1.03	327,788
(35) 2芯式・タイプ1-1 (注1)	1,393	2	1.00	2,786
(36) 2芯式・タイプ1-2 (注2)	15,092	2	1.00	30,184
(37) 2芯式・タイプ2 (注3)	4,359	2	1.03	8,980
(38) 4芯式	25	4	1.03	103
(39) 光サービス小計	2,104,323	-	-	2,135,054
(40) 計 ((31)+(39))	27,394,151	-	-	27,464,663

(39) 光サービス小計(保守換算係数をすべて1.0とした場合)	2,104,323	-	1.00	2,125,242
----------------------------------	-----------	---	------	-----------

(再掲) メタルサービスの収容形態別回線数

(41) 局外RT収容メタル回線数	-	-	-	1,861,290
(42) メタル設備のみを用いる加入者回線数	-	-	-	23,468,319
(43) 計 ((41)+(42))	-	-	-	25,329,609

(再掲) メタルサービスの回線数内訳

(44) 帯域透過端末回線数	-	-	-	2,589,856
(45) 追加MDF	-	-	-	3,617,726
(46) 上記以外のメタル回線数	-	-	-	19,122,027
(47) 計 ((44)+(45)+(46))	-	-	-	25,329,609

・OCU算定に使用した回線数

(単位：回線)

区分	a. 平成22年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注6)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
OCU使用回線				
(48) メタル回線数・タイプ1-1 (注1)	83,987	1	1.00	83,987
(49) メタル回線数・タイプ1-2 (注2)	2,225,006	1	1.00	2,225,006
(50) (再)デジタル公衆電話・タイプ1-2 (注2)	41,108	1	1.00	41,108
(51) 光回線数・タイプ1-1 (注1)	0	1	1.00	0
(52) 光回線数・タイプ1-2 (注2)	16,481	1	1.00	16,481
(53) 計 ((48)+(49)+(51)+(52))	2,325,474	-	-	2,325,474

・回線管理運営機能算定に使用した回線数 (単位：回線)

区分	平成22年度 稼働回線数
回線管理運営機能対応回線数	
(54) 電話等	18,479,702
(55) (再) PHS基地局回線	142,335
(56) ラインシェアリング・相互接続回線	1,949,503
(57) ドライカッパ・相互接続回線	2,354,507
(58) 光ファイバ・相互接続回線	280,185
(59) 上記以外の回線数	7,912,701
(60) 計 ((54)+(56)+(57)+(58)+(59))	30,976,598
(61) (再) 相互接続回線 ((55)+(56)+(57)+(58))	4,726,530
(62) (再) 相互接続回線 (ラインシェアリング除き) ((55)+(57)+(58))	2,777,027

・DSL回線故障対応機能算定に使用した回線数 (単位：回線)

区分	平成22年度 稼働回線数
故障対応回線数	
(63) メタル設備のみを用いる加入者回線数	19,811,939
(64) DSL回線故障対応機能契約数	1,335,581
(65) 計 ((63)+(64))	21,147,520

・公衆電話機能算定に使用した回線数 (単位：回線)

区分	平成22年度 稼働回線数
公衆電話回線	
(66) アナログ公衆電話	96,845
(67) デジタル公衆電話	42,647
(68) 計 ((66)+(67))	139,492
回線数の増減に応じて当該設備に係る費用が増減するものに対応する回線数	
(69) アナログ回線数 (加入電話・アナログ公衆電話)	16,233,833
(70) デジタル回線数 (INS64・デジタル公衆電話・PHS基地局回線)	2,367,341
(71) 計 ((69)+(70))	18,601,174

・スプリッタ(DSL)算定に使用した回線数 (単位：回線)

区分	平成22年度 稼働回線数
(72) 計	1,326,297

・加入者収容装置(ATMデータ伝送網)算定に使用した回線数 (単位：回線)

区分	a. 平成22年度 稼働回線数	b. 速度換算 係数	c = a × b 換算後 稼働回線数
(73) 3 Mb/s	20,347	42	854,574
(74) 6 Mb/s	1,563	75	117,225
(75) 9 Mb/s	315	88	27,720
(76) 12 Mb/s	628	102	64,056
(77) 15 Mb/s	61	115	7,015
(78) 18 Mb/s	53	129	6,837
(79) 21 Mb/s	40	142	5,680
(80) 24 Mb/s	73	156	11,388
(81) 27 Mb/s	9	169	1,521
(82) 30 Mb/s	11	182	2,002
(83) 33 Mb/s	14	196	2,744
(84) 36 Mb/s	15	209	3,135
(85) 39 Mb/s	9	223	2,007
(86) 42 Mb/s	32	236	7,552
(87) 計	23,170		1,113,456

・光信号伝送装置(PON)算定に使用した回線数 (単位：回線)

区分	a. 平成22年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注6)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
光信号伝送装置(PON)				
(88) 100Mbit/sタイプ・タイプ1-1 (注1)	0	1	1.00	0
(89) 100Mbit/sタイプ・タイプ1-2 (注2)	60,331	1	1.00	60,331
(90) 100Mbit/sタイプ・タイプ2 (注3)	2,005	1	1.03	2,065
(91) 100Mbit/sタイプ 小計	62,336	-	-	62,396
(92) 1Gbit/sタイプ・タイプ1-1 (注1)	0	0	1.00	0
(93) 1Gbit/sタイプ・タイプ1-2 (注2)	491,648	1	1.00	491,648
(94) 1Gbit/sタイプ・タイプ2 (注3)	1,883	1	1.03	1,939
(95) 1Gbit/sタイプ 小計	493,531	-	-	493,587

・固定無線通信（FWA）の算定に使用した回線数

（単位：回線）

区分	a. 平成22年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注6)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
・固定無線通信（FWA）				
(96) 固定無線通信網終端装置・タイプ1-2（注2）	39	1	1.00	39
(97) 固定無線基地局伝送路・タイプ1-2（注2）	91	1	1.00	91
(98) 固定無線宅内設備・タイプ1-2（注2）	2,725	1	1.00	2,725

・局外スプリッタ算定に使用した回線数

（単位：回線）

区分	a. 平成22年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注6)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
局外スプリッタ				
(99) 局外スプリッタ（4分岐）・タイプ1-1（注1）	0	1	1.00	0
(100) 局外スプリッタ（4分岐）・タイプ1-2（注2）	262,248	1	1.00	262,248
(101) 局外スプリッタ（4分岐）・タイプ2（注3）	8,616	1	1.03	8,874
(102) 局外スプリッタ（4分岐）小計	270,864	-	-	271,122
(103) 局外スプリッタ（8分岐）・タイプ1-1（注1）	4,937	1	1.00	4,937
(104) 局外スプリッタ（8分岐）・タイプ1-2（注2）	1,158,754	1	1.00	1,158,754
(105) 局外スプリッタ（8分岐）・タイプ2（注3）	7,893	1	1.03	8,130
(106) 局外スプリッタ（8分岐）小計	1,171,584	-	-	1,171,821

・光信号電気信号変換機能（メディアコンバータ）算定に使用した回線数

（単位：回線）

区分	a. 平成22年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注6)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
光信号電気信号変換機能（メディアコンバータ）				
(107) メディアコンバータ（1Gbit/sタイプ）・タイプ1-1（注1）	0	1	1.00	0
(108) メディアコンバータ（1Gbit/sタイプ）・タイプ1-2（注2）	15,955	1	1.00	15,955
(109) メディアコンバータ（1Gbit/sタイプ）・タイプ2（注3）	1	1	1.03	1
(110) メディアコンバータ（1Gbit/sタイプ）小計	15,956	-	-	15,956
(111) メディアコンバータ（集線型）・タイプ1-1（注1）	0	1	1.00	0
(112) メディアコンバータ（集線型）・タイプ1-2（注2）	9,644	1	1.00	9,644
(113) メディアコンバータ（集線型）・タイプ2（注3）	1,114	1	1.03	1,147
(114) メディアコンバータ（集線型）小計	10,758	-	-	10,791
(115) メディアコンバータ（非集線型）・タイプ1-1（注1）	0	1	1.00	0
(116) メディアコンバータ（非集線型）・タイプ1-2（注2）	29,941	1	1.00	29,941
(117) メディアコンバータ（非集線型）・タイプ2（注3）	1,814	1	1.03	1,868
(118) メディアコンバータ（非集線型）小計	31,755	-	-	31,809

・光信号多重分離機能（局内スプリッタ）算定に使用した回線数

（単位：回線）

区分	a. 平成22年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注6)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
光信号多重分離機能（局内スプリッタ）				
(119) 局内スプリッタ（4分岐）・タイプ1-1（注1）	0	1	1.00	0
(120) 局内スプリッタ（4分岐）・タイプ1-2（注2）	326,851	1	1.00	326,851
(121) 局内スプリッタ（4分岐）・タイプ2（注3）	2,248	1	1.03	2,315
(122) 局内スプリッタ（4分岐）小計	329,099	-	-	329,166
(123) 局内スプリッタ（8分岐）・タイプ1-1（注1）	0	1	1.00	0
(124) 局内スプリッタ（8分岐）・タイプ1-2（注2）	48,544	1	1.00	48,544
(125) 局内スプリッタ（8分岐）・タイプ2（注3）	1,630	1	1.03	1,679
(126) 局内スプリッタ（8分岐）小計	50,174	-	-	50,223

・特別收容局ルータ接続及び特別中継局ルータ接続ルーティング伝送機能算定に使用した回線数

（単位：装置・ポート）

区分	a. 平成22年度 稼働回線数 (注7)
特別收容局ルータ接続及び特別中継局ルータ接続ルーティング伝送機能	
(127) LANインタフェースにより10Gbit/sの符号伝送が可能なもの	10
(128) LANインタフェースにより1Gbit/sの符号伝送が可能なもの（收容局ルータ及び中継局ルータ接続）	1,618
(129) LANインタフェースにより100Mbit/sの符号伝送が可能なもの	3,060
(130) ATMインタフェースによりの符号伝送が可能なもの	5,175
(131) ISDN一次群ユーザインタフェースにより符号伝送が可能なもの	27,879
(132) 計（(127)+(124)+(125)+(126)+(127)）	37,742

・特別帯域透過端末回線数

（単位：回線）

区分	a. 平成22年度 稼働回線数	b. 設備換算 係数 (注4)	c. 保守換算 係数 (注5)	d = a × b × c 換算後 稼働回線数
(133) 特別帯域透過端末回線・タイプ1-1（注1）	20	1	1.00	20

- (注) 1 タイプ1-1：保守の区別が、平日・昼間帯の保守メニューのもの。
 2 タイプ1-2：保守の区別が、全日・昼間帯の保守メニューのもの。
 3 タイプ2：保守の区別が、全日・全時間帯の保守メニューのもの。
 4 使用するケーブル対数・芯数をもとに設備換算係数を設定した。
 5 保守換算係数はXの保守換算係数の3.③より。
 6 使用する端子数をもとに設備換算係数を設定した。
 7 (127)、(128)は装置、(129)、(130)及び、(131)はポート。

X. 料金設定に使用した保守換算係数

1. 通信路設定伝送機能に適用するもの

①通信路設定伝送機能における総平均故障修理時間と区分毎の平均故障修理時間の比率

区分	比率
a. タイプ1-1 (平日・昼間帯)	0.438
b. タイプ1-2 (全日・昼間帯)	0.671
c. タイプ2 (全日・全時間帯)	1.014
d. 平均	1.000

②通信路設定伝送機能コストの内訳 (%)

区分	比率
a. 故障修理関連コストの割合	9.9
b. その他のコストの割合	90.1
c. 計	100.0

③保守換算係数の設定

区分	保守換算係数	備考
タイプ1-2 (全日・昼間帯)	1.02	$(②a \times ①b + ②b) / (②a \times ①a + ②b)$
タイプ2 (全日・全時間帯)	1.06	$(②a \times ①c + ②b) / (②a \times ①a + ②b)$

2. 網改造料の算定式に準拠して算定するものに適用するもの

①端末回線伝送機能等における総平均故障修理時間と区分毎の平均故障修理時間の比率

区分	比率
a. タイプ1-1 (平日・昼間帯)	0.968
b. タイプ1-2 (全日・昼間帯)	0.984
c. タイプ2 (全日・全時間帯)	1.302
d. 平均	1.000

②端末回線伝送機能等コストの内訳 (%)

区分	比率
a. 故障修理関連コストの割合	7.5
b. その他のコストの割合	92.5
c. 計	100.0

③保守換算係数の設定

区分	保守換算係数	備考
タイプ1-1 (平日・昼間帯)	1.00	$(②a \times ①a + ②b) / ②c$
タイプ1-2 (全日・昼間帯)	1.00	$(②a \times ①b + ②b) / ②c$
タイプ2 (全日・全時間帯)	1.03	$(②a \times ①c + ②b) / ②c$

3. 1, 2以外に適用するもの

①端末回線伝送機能等における総平均故障修理時間と区分毎の平均故障修理時間の比率

区分	比率
a. タイプ1-1 (平日・昼間帯)	0.968
b. タイプ1-2 (全日・昼間帯)	0.984
c. タイプ2 (全日・全時間帯)	1.302
d. 平均	1.000

②端末回線伝送機能等コストの内訳 (％)

区分	比率
a. 故障修理関連コストの割合	7.5
b. その他のコストの割合	92.5
c. 計	100.0

③保守換算係数の設定

区分	保守換算係数	備考
タイプ1-2 (全日・昼間帯)	1.00	$(② a \times ① b + ② b) / (② a \times ① a + ② b)$
タイプ2 (全日・全時間帯)	1.03	$(② a \times ① c + ② b) / (② a \times ① a + ② b)$

X I .料金設定に使用した貸倒率

(単位:百万円)

	H22	備考
①接続料の貸倒額	0	参考1.設備区分別の費用明細表より
②接続料	236,828	平成22年度実績 (接続会計報告書 様式第1 第一種指定設備管理部門の受取網使用料、 接続装置使用料収入、網改造料収入の合計)
貸倒率	0.00000%	①÷②

(別紙1)

加入者回線・主配線盤の費用明細表

(参考1)設備区分別の費用明細表をもとに算定

(単位:百万円)

費用の項目	主な配賦基準	メタル加入者回線	局外RTに収容されている加入者回線(※)	メタル設備のみを用いる加入者回線	(再掲)試験受付	メタル主配線盤	局外RTに収容されている加入者回線に係る主配線盤(※)	メタル設備のみを用いる加入者回線に係る主配線盤
営業費	—	0	0	0	0	0	0	0
(再)貸倒損失	—	0	0	0	0	0	0	0
運用費	—	0	0	0	0	0	0	0
施設保全費	・線路設備の保守に直接係わるもの:芯線長比 ・上記以外のもの:上記支出額比	159,935	5,188	154,747	7,790	4,074	15	4,059
共通費	・施設保全費支出額比	6,824	270	6,554	246	1,073	10	1,064
管理費	・施設保全費、共通費支出額比	15,628	531	15,097	729	577	7	570
試験研究費	・取得資産額比	3,295	253	3,042	4	48	14	34
通信設備使用料	・取得資産額比	19	1	18	8	3	0	3
租税公課	・正味資産額比	26,672	1,097	25,575	25	536	8	528
減価償却費	・線路設備に係わるもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	68,059	4,500	63,559	170	2,039	105	1,935
固定資産除却費	・線路設備に係わるもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	13,896	761	13,135	73	262	1	260
(再)除却損	・線路設備に係わるもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	3,096	183	2,912	40	105	0	104
合計	—	294,328	12,600	281,728	9,043	8,612	159	8,453

(※) 収容局から局外RTまでの光信号端末伝送路を含む。

加入者回線・主配線盤の固定資産明細表

(参考2)設備区分別固定資産明細表をもとに算定

(単位:百万円)

資産の項目	主な配賦基準	メタル加入者回線	メタル設備のみを用いる加入者回線			メタル主配線盤	局外RTIに收容されている加入者回線に係る主配線盤(※)	メタル設備のみを用いる加入者回線に係る主配線盤	
			局外RTIに收容されている加入者回線(※)	メタル設備のみを用いる加入者回線	(再掲)試験受付				
機械設備	公衆電話機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	
		正味価額	0	0	0	0	0	0	
	市内電話機械設備	取得価額	3,509	112	3,397	3,397	65,066	1,407	63,659
		減価償却累計額	3,041	97	2,944	2,944	60,283	1,109	59,175
		正味価額	468	15	453	453	4,782	298	4,484
	市外電話機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0
	電信機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0
	電報機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0
	DDX機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0	0	0	0
	画像機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0
正味価額		0	0	0	0	0	0	0	
OCN機械設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	0	0	0	
伝送機械設備	取得価額	1,255	0	1,255	0	0	0	0	
	減価償却累計額	1,097	0	1,097	0	0	0	0	
	正味価額	158	0	158	0	0	0	0	
無線機械設備	取得価額	3,543	0	3,543	0	0	0	0	
	減価償却累計額	3,286	0	3,286	0	0	0	0	
	正味価額	256	0	256	0	0	0	0	
電力設備	取得価額	3,443	184	3,259	1,342	547	11	536	
	減価償却累計額	2,840	152	2,688	1,107	451	9	442	
	正味価額	603	32	570	235	96	2	94	
電話番号案内設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	0	0	0	
総合監視システム	取得価額	56	2	54	0	432	0	432	
	減価償却累計額	53	2	51	0	406	0	406	
	正味価額	3	0	3	0	27	0	27	
空中線設備	取得価額	159	0	159	0	0	0	0	
	減価償却累計額	130	0	130	0	0	0	0	
	正味価額	29	0	29	0	0	0	0	
通信衛星設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	0	0	0	
端末設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	0	0	0	
線路設備	市内線路設備	取得価額	2,608,025	125,838	2,482,188	0	0	0	
		減価償却累計額	2,175,014	94,749	2,080,265	0	0	0	
		正味価額	433,012	31,089	401,923	0	0	0	
市外線路設備	取得価額	0	0	0	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	0	0	0	
土木設備	取得価額	1,554,946	46,536	1,508,410	0	0	0	0	
	減価償却累計額	1,228,112	36,860	1,191,252	0	0	0	0	
	正味価額	326,834	9,676	317,157	0	0	0	0	
海底線設備	取得価額	4,442	100	4,343	0	0	0	0	
	減価償却累計額	4,204	91	4,113	0	0	0	0	
	正味価額	238	9	229	0	0	0	0	
建物	取得価額	99,678	4,083	95,594	113	64,036	580	63,456	
	減価償却累計額	70,194	2,877	67,317	80	45,242	409	44,833	
	正味価額	29,484	1,206	28,277	33	18,793	170	18,623	
構築物	取得価額	8,267	341	7,925	9	5,499	50	5,449	
	減価償却累計額	6,911	285	6,626	8	4,597	42	4,556	
	正味価額	1,356	56	1,300	2	902	8	893	
機械及び装置	取得価額	2,803	103	2,700	3	65	1	64	
	減価償却累計額	2,514	92	2,422	3	59	1	58	
	正味価額	288	11	277	0	6	0	6	
車両及び船舶	取得価額	467	13	454	1	5	0	5	
	減価償却累計額	393	11	383	0	4	0	4	
	正味価額	74	2	72	0	1	0	1	
工具、器具及び備品	取得価額	15,773	605	15,168	18	430	19	411	
	減価償却累計額	12,987	486	12,502	15	355	14	341	
	正味価額	2,786	119	2,666	3	75	6	70	
リース資産	取得価額	526	20	505	1	12	0	12	
	減価償却累計額	302	11	291	0	7	0	6	
	正味価額	224	9	215	0	5	0	5	
土地	取得価額	14,660	581	14,080	17	7,259	66	7,193	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	14,660	581	14,080	17	7,259	66	7,193	
建設仮勘定	取得価額	10,875	586	10,288	12	71	4	67	
	減価償却累計額	0	0	0	0	0	0	0	
	正味価額	10,875	586	10,288	12	71	4	67	
無形固定資産	取得価額	99,292	3,202	96,090	114	989	15	974	
	減価償却累計額	77,282	2,458	74,824	89	800	12	788	
	正味価額	22,010	744	21,266	25	189	3	186	
合計	取得価額	4,431,719	182,305	4,249,413	5,026	144,410	2,153	142,257	
	減価償却累計額	3,588,362	138,170	3,450,192	4,245	112,204	1,595	110,609	
	正味価額	843,357	44,136	799,221	781	32,206	558	31,648	

(※) 收容局から局外RTIまでの光信号端末伝送路を含む。

(別紙3)

メタル設備のみを用いる加入者回線の費用明細表

(参考1)設備区分別の費用明細表をもとに算定

(単位:百万円)

費用の項目	主な配賦基準	メタル 加入者 回線 設備 のみ を用 いる 加	加入者回線		(再掲)特別 帯域透過端 末回線に係 るもの(※)
			上部区間	下部区間	
営業費	-	0	0	0	0.000
(再)貸倒損失	-	0	0	0	0.000
運用費	-	0	0	0	0.000
施設保全費	・線路設備の故障修理に係るもの:故障修理件数比 ・線路設備(電柱・鉄塔)の保守に直接係るもの:個別把握し、直接賦課 ・線路設備(電柱・鉄塔以外)の保守に直接係るもの:芯線長比 ・地中設備の保守に直接係るもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:上記支出額比	154,747	34,350	120,398	0.121
共通費	・施設保全費支出額比	6,554	1,455	5,099	0.005
管理費	・施設保全費、共通費支出額比	15,097	3,351	11,746	0.012
試験研究費	・取得資産額比	3,042	550	2,492	0.003
通信設備使用料	・取得資産額比	18	1	18	0.000
租税公課	・正味資産額比	25,575	14,064	11,511	0.012
減価償却費	・線路設備に係るもの:個別把握し、直接賦課 ・地中設備に係るもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	63,559	20,274	43,284	0.044
固定資産除却費	・線路設備に係るもの:個別把握し、直接賦課 ・地中設備に係るもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	13,135	3,922	9,212	0.009
(再)除却損	・線路設備に係るもの:個別把握し、直接賦課 ・地中設備に係るもの:個別把握し、直接賦課 ・上記以外のもの:正味資産額比	2,912	761	2,152	0.002
合計		281,728	77,967	203,760	0.205

(※) 特別帯域透過端末回線に係るものについては、回線数比にて把握。

(別紙4)

メタル設備のみを用いる加入者回線の固定資産明細表

(参考2)設備区分別固定資産明細表をもとに算定

(単位:百万円)

資産の項目	主な配賦基準	メタル 加入者 回線 のみを用いる	上部区間		下部区間	
						(再掲)特別帯域透 過端末回線に係る もの(※)
機械設備	公衆電話機械設備	取得価額	0	0	0	0.000
		減価償却累計額	0	0	0	0.000
		正味価額	0	0	0	0.000
	市内電話機械設備	取得価額	3,397	1,636	1,761	0.002
		減価償却累計額	2,944	1,418	1,526	0.002
		正味価額	453	218	235	0.000
	市外電話機械設備	取得価額	0	0	0	0.000
		減価償却累計額	0	0	0	0.000
		正味価額	0	0	0	0.000
	電信機械設備	取得価額	0	0	0	0.000
		減価償却累計額	0	0	0	0.000
		正味価額	0	0	0	0.000
	電報機械設備	取得価額	0	0	0	0.000
		減価償却累計額	0	0	0	0.000
		正味価額	0	0	0	0.000
	DDX機械設備	取得価額	0	0	0	0.000
		減価償却累計額	0	0	0	0.000
		正味価額	0	0	0	0.000
	画像機械設備	取得価額	0	0	0	0.000
		減価償却累計額	0	0	0	0.000
正味価額		0	0	0	0.000	
OCN機械設備	取得価額	0	0	0	0.000	
	減価償却累計額	0	0	0	0.000	
	正味価額	0	0	0	0.000	
伝送機械設備	取得価額	1,255	0	1,255	0.001	
	減価償却累計額	1,097	0	1,097	0.001	
	正味価額	158	0	158	0.000	
無線機械設備	取得価額	3,543	0	3,543	0.004	
	減価償却累計額	3,286	0	3,286	0.003	
	正味価額	256	0	256	0.000	
電力設備	取得価額	3,259	161	3,098	0.003	
	減価償却累計額	2,688	133	2,556	0.003	
	正味価額	570	28	542	0.001	
電話番号案内設備	取得価額	0	0	0	0.000	
	減価償却累計額	0	0	0	0.000	
	正味価額	0	0	0	0.000	
総合監視システム	取得価額	54	52	2	0.000	
	減価償却累計額	51	49	2	0.000	
	正味価額	3	3	0	0.000	
空中線設備	取得価額	159	0	159	0.000	
	減価償却累計額	130	0	130	0.000	
	正味価額	29	0	29	0.000	
通信衛星設備	取得価額	0	0	0	0.000	
	減価償却累計額	0	0	0	0.000	
	正味価額	0	0	0	0.000	
端末設備	取得価額	0	0	0	0.000	
	減価償却累計額	0	0	0	0.000	
	正味価額	0	0	0	0.000	
線路設備	市内線路設備	取得価額	2,482,188	993,953	1,488,234	1.499
		減価償却累計額	2,080,265	917,412	1,162,853	1.172
		正味価額	401,923	76,541	325,382	0.328
市外線路設備	取得価額	0	0	0	0.000	
	減価償却累計額	0	0	0	0.000	
	正味価額	0	0	0	0.000	
土木設備	取得価額	1,508,410	1,508,410	0	0.000	
	減価償却累計額	1,191,252	1,191,252	0	0.000	
	正味価額	317,157	317,157	0	0.000	
海底線設備	取得価額	4,343	4,343	0	0.000	
	減価償却累計額	4,113	4,113	0	0.000	
	正味価額	229	229	0	0.000	
建物	取得価額	95,594	44,382	51,212	0.052	
	減価償却累計額	67,317	31,235	36,082	0.036	
	正味価額	28,277	13,147	15,130	0.015	
構築物	取得価額	7,925	3,657	4,269	0.004	
	減価償却累計額	6,626	3,057	3,569	0.004	
	正味価額	1,300	600	700	0.001	
機械及び装置	取得価額	2,700	1,567	1,132	0.001	
	減価償却累計額	2,422	1,405	1,017	0.001	
	正味価額	277	162	115	0.000	
車両及び船舶	取得価額	454	297	158	0.000	
	減価償却累計額	383	250	133	0.000	
	正味価額	72	47	25	0.000	
工具、器具及び備品	取得価額	15,168	7,887	7,282	0.007	
	減価償却累計額	12,502	6,584	5,917	0.006	
	正味価額	2,666	1,302	1,364	0.001	
リース資産	取得価額	505	280	225	0.000	
	減価償却累計額	291	164	127	0.000	
	正味価額	215	117	98	0.000	
土地	取得価額	14,080	6,762	7,318	0.007	
	減価償却累計額	0	0	0	0.000	
	正味価額	14,080	6,762	7,318	0.007	
建設仮勘定	取得価額	10,288	5,705	4,583	0.005	
	減価償却累計額	0	0	0	0.000	
	正味価額	10,288	5,705	4,583	0.005	
無形固定資産	取得価額	96,090	83,253	12,837	0.013	
	減価償却累計額	74,824	65,774	9,050	0.009	
	正味価額	21,266	17,479	3,787	0.004	
合計	取得価額	4,249,413	2,662,345	1,587,068	1.599	
	減価償却累計額	3,450,192	2,222,847	1,227,345	1.237	
	正味価額	799,221	439,498	359,723	0.362	

(※) 特別帯域透過端末回線に係るものについては、回線数比にて把握。

(参考3)

設備区分別の費用明細表(端末系伝送路の内訳)

(参考1)設備区分別の費用明細表をもとに算定

(単位:百万円)

設備区分等	指定設備管理部門				
	端末系伝送路 (電気信号の伝送に係るもの)	メタル加入者回線	OCU	その他	回線管理運営
費用の項目					
営業費	24,068	0	0	0	24,068
(再)貸倒損失	0	0	0	0	0
運用費	0	0	0	0	0
施設保全費	163,721	159,935	744	330	2,711
共通費	7,830	6,824	130	22	853
管理費	17,609	15,628	149	23	1,809
試験研究費	3,477	3,295	159	24	0
通信設備使用料	51	19	27	5	0
租税公課	26,897	26,672	89	15	121
減価償却費	75,691	68,059	1,591	210	5,831
固定資産除却費	14,178	13,896	93	26	163
(再)除却損	3,303	3,096	52	22	134
合計	333,522	294,328	2,983	655	35,556

(参考4)

設備区分別固定資産明細表(端末系伝送路の内訳)

(参考2) 設備区分別固定資産明細表をもとに算定

(単位:百万円)

設備区分等		指定設備管理部門				
		(端末系伝送路の伝送に係るもの)	メタル加入者回線	OCU	その他	回線管理運営
資産の項目						
機械設備	公衆電話機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	市内電話機械設備	取得価額	28,542	3,509	25,033	0
		減価償却累計額	23,772	3,041	20,731	0
		正味価額	4,770	468	4,302	0
	市外電話機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	電信機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	電報機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	DDX機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	画像機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	OCN機械設備	取得価額	0	0	0	0
		減価償却累計額	0	0	0	0
		正味価額	0	0	0	0
	伝送機械設備	取得価額	10,830	1,255	5,734	3,841
		減価償却累計額	9,967	1,097	5,447	3,423
		正味価額	863	158	287	418
	無線機械設備	取得価額	4,072	3,543	0	529
		減価償却累計額	3,649	3,286	0	363
		正味価額	423	256	0	166
	電力設備	取得価額	8,268	3,443	4,309	516
		減価償却累計額	6,820	2,840	3,554	426
		正味価額	1,448	603	755	90
電話番号案内設備	取得価額	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	
総合監視システム	取得価額	72	56	15	1	
	減価償却累計額	67	53	14	1	
	正味価額	4	3	1	0	
空中線設備	取得価額	159	159	0	0	
	減価償却累計額	130	130	0	0	
	正味価額	29	29	0	0	
通信衛星設備	取得価額	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	
端末設備	取得価額	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	
線路設備	市内線路設備	取得価額	2,608,025	2,608,025	0	0
		減価償却累計額	2,175,014	2,175,014	0	0
		正味価額	433,012	433,012	0	0
市外線路設備	取得価額	0	0	0	0	
	減価償却累計額	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	
土木設備	取得価額	1,554,946	1,554,946	0	0	
	減価償却累計額	1,228,112	1,228,112	0	0	
	正味価額	326,834	326,834	0	0	
海底線設備	取得価額	4,442	4,442	0	0	
	減価償却累計額	4,204	4,204	0	0	
	正味価額	238	238	0	0	
建物	取得価額	114,551	99,678	6,644	775	
	減価償却累計額	80,654	70,194	4,684	552	
	正味価額	33,898	29,484	1,960	223	
構築物	取得価額	9,477	8,267	549	69	
	減価償却累計額	7,923	6,911	459	58	
	正味価額	1,554	1,356	90	11	
機械及び装置	取得価額	3,089	2,803	23	5	
	減価償却累計額	2,776	2,514	20	5	
	正味価額	313	288	3	22	
車両及び船舶	取得価額	481	467	2	1	
	減価償却累計額	405	393	2	1	
	正味価額	76	74	0	2	
工具、器具及び備品	取得価額	24,303	15,773	238	62	
	減価償却累計額	19,618	12,987	179	47	
	正味価額	4,685	2,786	59	15	
リース資産	取得価額	609	526	6	1	
	減価償却累計額	349	302	3	1	
	正味価額	260	224	3	1	
土地	取得価額	16,882	14,660	746	99	
	減価償却累計額	0	0	0	0	
	正味価額	16,882	14,660	746	99	
建設仮勘定	取得価額	10,932	10,875	48	9	
	減価償却累計額	0	0	0	0	
	正味価額	10,932	10,875	48	9	
無形固定資産	取得価額	172,590	99,292	991	108	
	減価償却累計額	135,407	77,282	885	86	
	正味価額	37,183	22,010	106	22	
合計	取得価額	4,572,270	4,431,719	44,337	6,016	
	減価償却累計額	3,698,868	3,588,362	35,978	4,962	
	正味価額	873,402	843,357	8,359	1,055	

網使用料算定根拠

端末回線伝送機能(イーサネットフレーム伝送に係るもの)

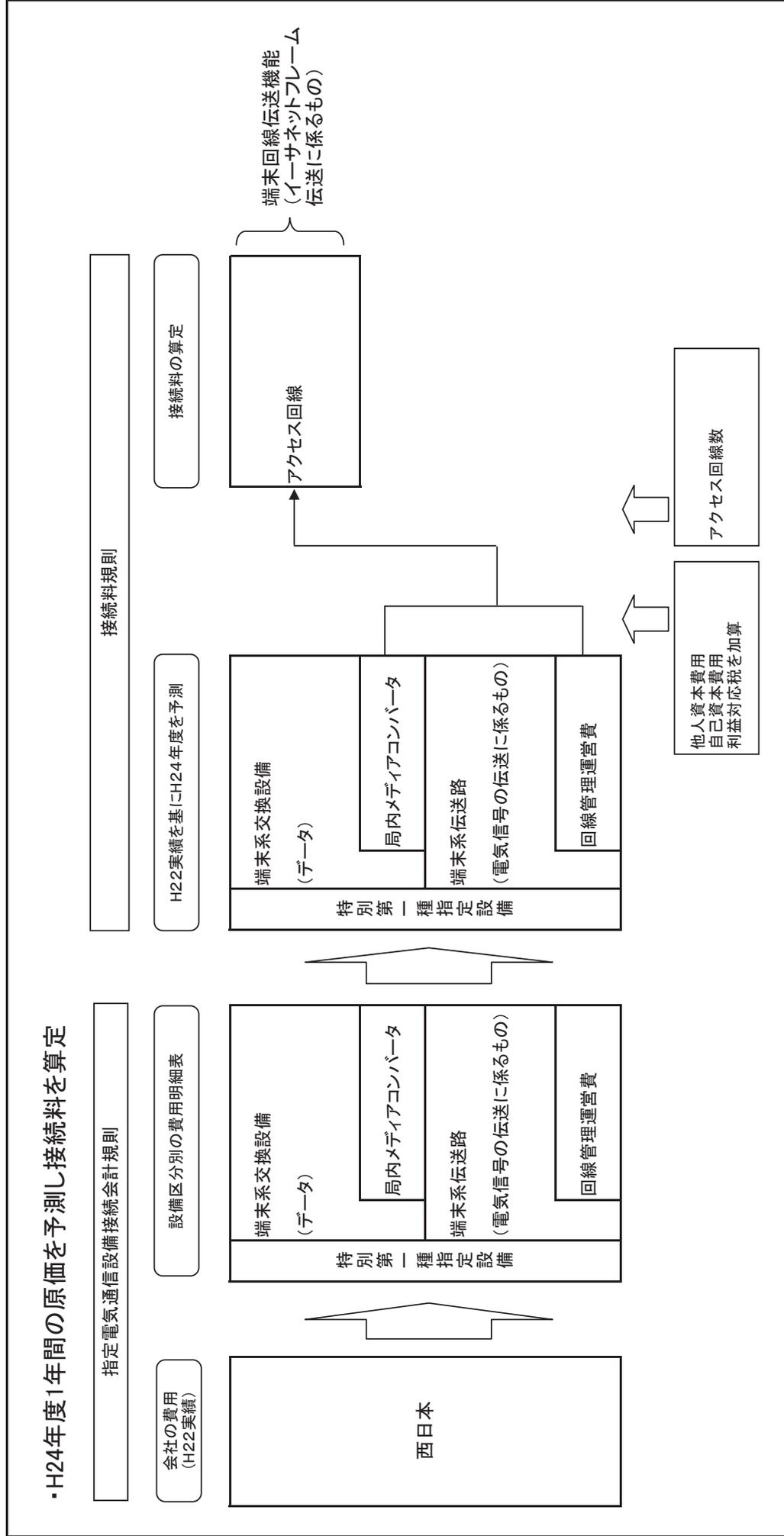
<西日本>

目 次

I.算定手順	2
II.原価の算定及び料金の設定	3
III.投資等比率及び貯蔵品比率の算定	4
IV.接続料収納までの平均的な日数の算定	5
V.資本構成比率の算定	6
VI.他人資本利子率の算定	7
VII.自己資本利益率の算定	8
VIII.利益対応税率の算定	9
IX.料金設定に用いた需要数	10
X.料金設定に使用した貸倒率	11
(別紙)	
1. 局内メディアコンバータの1Gbps回線固有コストの分計比率	12
(別添)	
1. 局内メディアコンバータの設備管理運営費	13
2. 局内メディアコンバータの固定資産	14
3. 回線管理運営費の設備管理運営費	15
4. 回線管理運営費の固定資産	16
(参考)	
1. 設備区分別の費用明細表	17
2. 設備区分別固定資産明細表	18
3. 設備区分別の費用明細表(特別第一種指定設備・端末系交換設備の内訳)	20
4. 設備区分別固定資産明細表(特別第一種指定設備・端末系交換設備の内訳)	21
5. 設備区分別の費用明細表(特別第一種指定設備・端末系伝送路の内訳)	22
6. 設備区分別固定資産明細表(特別第一種指定設備・端末系伝送路の内訳)	23

I. 算定手順

・H24年度1年間の原価を予測し接続料を算定



II.原価の算定及び料金の設定

1. 端末回線伝送機能

(1)原価の算定

(単位:百万円)

区分	局内メディア コンバータ	回線管理 運営費	合計	備考
①設備管理運営費	568	486	1,054	(別添1)、(別添3)より
②他人資本費用	11	1	12	⑩レートベース×他人資本比率×他人資本利率
③自己資本費用	21	2	23	⑩レートベース×自己資本比率×自己資本利益率
④利益対応税	13	1	15	(③自己資本費用+(⑪有利子負債以外の負債の額×利子相当率))×利益対応税率
⑤合計	613	490	1,104	①+②+③+④

⑥正味固定資産	1,559	52	1,610	(別添2)、(別添4)より
⑦投資等	4	0	4	⑥正味固定資産×投資等比率
⑧貯蔵品	11	0	11	⑥正味固定資産×貯蔵品比率
⑨運転資本	19	60	79	(①設備管理運営費-(⑫租税公課+⑬減価償却費+⑭固定資産除却損))×45,625日÷365日
⑩レートベース	1,593	112	1,704	⑥+⑦+⑧+⑨
⑪有利子負債以外の負債の額	124	9	133	⑩レートベース×他人資本比率×有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合
⑫租税公課	10	1	11	(別添1)、(別添3)より
⑬減価償却費	406	4	410	
⑭固定資産除却損	3	0	3	

(2)料金の設定

A. 局内メディアコンバータ

区分	接続料原価	備考
a.1Gbps回線に係る固有原価	34	(1)の局内メディアコンバータの⑤×別紙1の①の比率
b.全回線の共通原価	579	(1)の局内メディアコンバータの⑤×別紙1の②の比率
c.1Gbps回線数	663.5	Ⅸの2の①1Gbps回線数(H24年度稼働)
d.全回線数	24,595.5	Ⅸの2の③合計回線数(H24年度稼働)
e.1Gbps回線に係る固有の料金(円/回線・月)	4,270	a÷c÷12ヵ月
f.全回線に係る共通の料金(円/回線・月)	1,962	b÷d÷12ヵ月

B. 回線管理運営費

区分	接続料原価	備考
a.原価(百万円)	490	(1)の⑤の回線管理運営費
b.回線数	24,126.0	Ⅸの1の③合計回線数(H24年度稼働)
c.料金(円/回線・月)	1,693	a÷b÷12ヵ月

(3)品目別料金の算定

品目	1Gbps回線	1Gbps回線 以外	備考
a. 加入者回線 (円/回線・月)	4,305	4,305	網使用料算定根拠(加入者光ファイバ)のⅡの1の1-1のウのaの③(平成24年度)×Ⅹの保守換算係数の3の③のタイプ2のもの
b. 局内メディアコンバータ (円/回線・月)	6,232	1,962	1Gbps回線:(2)のAのe+(2)のAのf、1Gbps回線以外:(2)のAのf
c. 回線管理運営費 (円/回線・月)	1,693	1,693	(2)のBのc
d. 合計 (円/回線・月)	12,230	7,960	a + (b+c) × (1+Ⅹ.料金設定に使用した貸倒率)

Ⅲ. 投資等比率及び貯蔵品比率の算定

(1) 投資等比率の算定

(単位：百万円)

区分	首末平均残高
指定設備管理部門の電気通信事業固定資産	2,338,864 (A)
指定設備管理部門における投資等(収益の見込まれないもの) (※)	6,002 (B)
投資等比率 (B ÷ A)	0.0026 (C)

※ 投資等は、収益性が見込まれない出資金、保証金・負担金等である。

(2) 貯蔵品比率の算定

(単位：百万円)

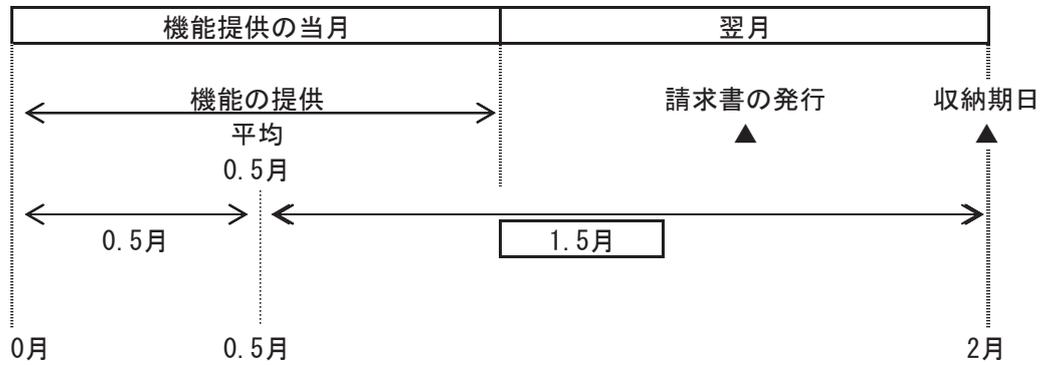
区分	首末平均残高
電気通信事業固定資産	2,763,264 (A)
貯蔵品 (※)	19,336 (B)
貯蔵品比率 (B ÷ A)	0.0070 (C)

※ 貯蔵品は、現用に供されるまでの間保管されている電気通信設備用品（新品）であり、金額は月末在庫額の年平均値である。

(注) なお繰延資産比率については、繰延資産が発生していないので無しとする。

IV. 接続料収納までの平均的な日数の算定

(1) 機能の提供と接続料の収納までの日程



(2) 機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数の算定

機能の提供から当該機能に係る接続料の収納までの平均的な日数

$$= \frac{1.5\text{ヵ月}}{12\text{ヵ月}} \times 365\text{日} = \boxed{45.625\text{日}}$$

(1)より

V. 資本構成比率の算定

(1) 資本の状況

(単位：百万円)

B/S (H22) 稼働ベース		レートベース		(資本構成)	
電気通信事業 固定資産	1,170,767 (0.341)	H22稼働 電気通信事業固定資産	2,763,264	有利子負債	1,170,767 (0.401)
2,763,264				退職給付引当金	228,197 (0.078)
				自己資本	1,519,617 (0.521)
				貯蔵品(月平均)	19,336
				投資等	7,091
				運転資本	128,890
流動資産等	1,519,617 (0.443)				
669,341					
計	3,432,606	計	2,918,581	計	2,918,581

①流動資産の理論値と実績の差
155,317-669,341=▲514,025

②流動資産の圧縮
▲514,025

③圧縮後の資本構成比

負債
↑
↓
資本

(2) 他人資本比率

$$\text{他人資本比率} = \left(\frac{1,170,767}{\text{負債}} + \frac{228,197}{\text{負債資本合計}} \right) \div \frac{2,918,581}{\text{負債資本合計}} = \boxed{0.479}$$

(3) 有利子負債が負債の合計に占める比率

$$\text{有利子負債が負債の合計に占める比率} = \frac{1,170,767}{\text{有利子負債}} \div \left(\frac{1,170,767}{\text{負債の合計}} + \frac{228,197}{\text{負債の合計}} \right) = \boxed{0.837}$$

(4) 有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合

$$\text{有利子負債以外の負債が負債の合計に占める割合} = 1 - \frac{0.837}{\text{有利子負債が負債の合計に占める比率}} = \boxed{0.163}$$

(5) 自己資本比率

$$\text{自己資本比率} = 1 - \frac{0.479}{\text{他人資本比率}} = \boxed{0.521}$$

VI. 他人資本利子率の算定

(1) 有利子負債に対する利子率

有利子負債の額に対する他人資本費用の平成22年度実績とした。

$$\text{有利子負債に対する利子率} = \boxed{1.40\%}$$

(単位：%)

年度	22
区分	
他人資本利子率	1.40

(注) 借入金の平均利子率である。

(2) 有利子負債以外の負債の利子相当率

国債利回りの過去5年平均とした。

$$\text{有利子負債以外の負債の利子相当率} = \boxed{1.49\%}$$

(単位：%)

年度	18	19	20	21	22	平均
区分						
他人資本利子率	1.79	1.63	1.48	1.37	1.17	1.49

(注) 国債(利付・10年物)の平均利回りである。

(3) 他人資本利子率

$$\text{他人資本利子率} = 1.4\% \times 0.837 + 1.49\% \times 0.163 = \boxed{1.41\%}$$

(有利子負債に対する利子率×有利子負債比率+国債利回り×有利子負債以外の負債の比率)

VII. 自己資本利益率の算定

1. CAPM的手法による自己資本利益率

(単位：%)

区分	年度			平均(注4)		
	20	21	22	2年平均		
①主要企業の自己資本利益率(注1)	1.21	3.04	3.91	—		
β値の適用	×	○	○	—		
②リスクフリーレート(注2)	1.48	1.37	1.17	—		
①-②	—	1.67	2.74	—		
選択される自己資本利益率	β = 0.6 (注3)		—	2.37	2.81	2.59

(注1) 平成20年度は「日経経営指標」より。

平成21年度以降はNEEDS(日本経済新聞デジタルメディアの総合経済データバンク)の財務データより。抽出条件については、「日経経営指標」と同様に、全国5証券取引所(東京(マザーズを含まない)、大阪、名古屋、札幌、福岡)に今年度の9月1日現在で上場しており、7期連続で決算データの取得が可能な単体決算開示企業(金融業および外国企業を除く)の全業種平均値(単独指標)とした。ただし、平成22年度は速報値である。

(注2) リスクフリーレートについては、指定設備全体の平均的な耐用年数に着目し、耐用年数が10年超であることから国債10年ものの利回りを使用した。

(注3) β値については、昨年度と同とした。

(注4) 算定期間については、3年間とした。ただし、平成20年度については主要企業の自己資本利益率がリスクフリーレートを下回っているため除外している。

2. 主要企業の過去5年間の自己資本利益率

(単位：%)

区分	年度					平均
	18	19	20	21	22	
主要企業の自己資本利益率	6.10	7.21	1.21	3.04	3.91	4.29

(注1) 平成20年度以前は「日経経営指標」より。

平成21年度以降はNEEDS(日本経済新聞デジタルメディアの総合経済データバンク)の財務データより。抽出条件については、「日経経営指標」と同様に、全国5証券取引所(東京(マザーズを含まない)、大阪、名古屋、札幌、福岡)に今年度の9月1日現在で上場しており、7期連続で決算データの取得が可能な単体決算開示企業(金融業および外国企業を除く)の全業種平均値(単独指標)とした。ただし、平成22年度は速報値である。

3. 料金算定に採用した自己資本利益率

上記1, 2を勘案し、低い方の1のCAPM的手法による自己資本利益率を採用する。

自己資本利益率 = 2.59%

VIII. 利益対応税率の算定

利益対応税としては、事業税、地方法人特別税、法人税、道府県民税、市町村民税を見込んだ。

$$\text{利益対応税率} = \boxed{58.76\%}$$

(算定方法)

1. 税引前利益に対する率の算定

①税引前利益を y 、税額を x_n とする。

②事業税実効税率

事業税額を x_1 、地方特別法人税を $x_2 (= x_1 \times 1.48)$ とする。

$$\begin{aligned} x_1 &= (y - (x_1 + x_2)) \times 0.029 \\ &= (y - (x_1 + x_1 \times 1.48)) \times 0.029 \quad \rightarrow \quad x_1 = \frac{0.029}{1+0.072} \times y = \underline{0.0271y} \end{aligned}$$

③地方法人特別税実効税率

地方特別法人税を x_2 とする。

$$\begin{aligned} x_2 &= x_1 \times 1.48 \\ &= 1.48 \times 0.0271y \\ &= \underline{0.0401y} \end{aligned}$$

④法人税実効税率

法人税額を x_3 とする。

$$\begin{aligned} x_3 &= \text{事業税及び地方法人特別税引後利益} \times 0.255 \\ &= (y - (0.0271y + 0.0401y)) \times 0.255 \\ &= \underline{0.2379y} \end{aligned}$$

⑤復興特別法人税

復興特別法人税額を x_4 とする。

$$\begin{aligned} x_4 &= \text{事業税及び地方法人特別税引後利益} \times 0.255 \times 0.1 \\ &= (y - (0.0271y + 0.0401y)) \times 0.0255 \\ &= \underline{0.0238y} \end{aligned}$$

⑥道府県民税実効税率

道府県民税額を x_5 とする。

$$\begin{aligned} x_5 &= \text{法人税額} \times 0.05 \\ &= 0.2379y \times 0.05 = \underline{0.0119y} \end{aligned}$$

⑦市町村民税実効税率

市町村民税額を x_6 とする。

$$\begin{aligned} x_6 &= \text{法人税額} \times 0.123 \\ &= 0.2379y \times 0.123 = \underline{0.0293y} \end{aligned}$$

⑧税引前利益に対する利益対応税率

利益対応税額を x とする。

$$\begin{aligned} x &= x_1 + x_2 + x_3 + x_4 + x_5 + x_6 \\ &= \underline{0.3701y} \end{aligned}$$

2. 税引後利益に対する率の算定

税引後利益を z 、税引前利益を y 、税額を x とする。

$$\text{利益対応税率} = \frac{x}{z} = \frac{0.3701y}{(1-0.3701)y} = \frac{0.3701y}{0.6299y} = 0.5876$$

税引前利益	y
利益対応税	$x = 0.3701y$
税引後利益	$z = (1-0.3701)y$

Ⅸ. 料金設定に用いた需要数

1. アクセス回線数

区分	H22年度末 (実績)	H23年度末	H24年度末	H24年度稼働	備考
①1Gbps回線数	139	345	517	431.0	
②1Gbps以外の回線数	7,642	18,981	28,409	23,695.0	
③合計	7,781	19,326	28,926	24,126.0	

2. デュアルアクセス回線をシングルアクセス回線換算したアクセス回線数

区分	H22年度末 (実績)	H23年度末	H24年度末	H24年度稼働	備考
①1Gbps回線数	214	531	796	663.5	
②1Gbps以外の回線数	7,702	19,171	28,693	23,932.0	
③合計	7,916	19,702	29,489	24,595.5	

X.料金設定に使用した貸倒率

(単位:百万円)

	H22	備考
①接続料の貸倒額	0	参考1.設備区分別の費用明細表より
②接続料	236,828	H22年度実績 (接続会計報告書 様式第1 第一種指定設備管理部門の受取網使用料、 接続装置使用料収入、網改造料収入の合計)
貸倒率	0.00000%	①÷②

(別紙1)

局内メディアコンバータの1Gbps回線固有コストの分計比率

区分	①1Gbps回線に係る固有設備	②左記以外の設備	備考
固定資産価額(百万円)	120	2,058	平成24年度予測値
比率	0.05510	0.94490	

(別添1) 局内メディアコンバータの設備管理運営費

(単位:百万円)

	H22年度 実績	H23年度	H24年度	算定方法
営業費	0	0	0	H22年度と同
施設保全費	37	68	99	前年度値×取得固定資産伸び率に効率化を加味
共通費・管理費	12	22	32	前年度値×取得固定資産伸び率に効率化を加味
試験研究費	12	21	16	前年度値×当年度取得固定資産伸び率に効率化を加味
通信設備使用料	0	0	0	前年度値×取得固定資産伸び率
租税公課	4	8	10	前年度値×正味固定資産伸び率
減価償却費	157	293	406	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
固定資産除却費	1	3	5	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
(再)除却損	1	2	3	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
合計	224	415	568	

(別添2) 局内メディアコンバータの固定資産

(単位:百万円)

		H22年度 実績	H23年度	H24年度	算定方法
機械設備	装置本体	665	1,263	1,889	前年度値 + 当年度取得固定資産 - 除却損
	取得固定資産				
	正味固定資産	525	914	1,228	前年度値 + 当年度取得固定資産 - 減価償却費(当年度取得分は半稼動) - 除却損
その他	取得固定資産	120	228	340	前年度値 × 装置本体の取得固定資産伸び率
	正味固定資産	23	43	64	前年度値 × 装置本体の取得固定資産伸び率
線路設備	ケーブル	0	0	0	—
	取得固定資産				
	正味固定資産	0	0	0	—
その他	取得固定資産	0	0	0	—
	正味固定資産	0	0	0	—
土木設備	取得固定資産	0	0	0	—
	正味固定資産	0	0	0	—
建物	取得固定資産	195	370	553	前年度値 × 機械設備の取得固定資産伸び率
	正味固定資産	57	108	162	前年度値 × 機械設備の取得固定資産伸び率
その他	取得固定資産	99	188	280	前年度値 × 機械設備及び線路設備の取得固定資産伸び率
	正味固定資産	37	70	105	前年度値 × 機械設備及び線路設備の取得固定資産伸び率
合計	取得固定資産	1,079	2,048	3,062	
	正味固定資産	641	1,135	1,559	

(別添3) 回線管理運営費の設備管理運営費

(単位:百万円)

	H22年度 実績	H23年度	H24年度	算定方法
営業費	359	414	453	下記以外のコストはH22実績と同
(再)SO稼働費	318	373	412	前年度値×純増回線数伸び率
施設保全費	0	0	0	前年度値×取得固定資産伸び率に効率化を加味
共通費・管理費	21	25	27	前年度値×営業費伸び率に効率化を加味
試験研究費	0	0	0	前年度値×当年度取得固定資産伸び率に効率化を加味
通信設備使用料	0	0	0	前年度値×取得固定資産伸び率
租税公課	1	1	1	前年度値×正味固定資産伸び率
減価償却費	4	4	4	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
固定資産除却費	0	0	0	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
(再)除却損	0	0	0	装置本体及びケーブルは個別に算定 その他は、前年度値×設備別正味固定資産伸び率
合計	386	444	486	

(別添4) 回線管理運営費の固定資産

(単位:百万円)

		H22年度 実績	H23年度	H24年度	算定方法
機械設備	装置本体	0	0	0	—
	取得固定資産				
	正味固定資産	0	0	0	—
その他	取得固定資産	0	0	0	—
	正味固定資産	0	0	0	—
線路設備	ケーブル	0	0	0	—
	取得固定資産				
	正味固定資産	0	0	0	—
その他	取得固定資産	0	0	0	—
	正味固定資産	0	0	0	—
土木設備	取得固定資産	0	0	0	—
	正味固定資産	0	0	0	—
建物	取得固定資産	82	82	82	前年度値×機械設備の取得固定資産伸び率
	正味固定資産	25	25	25	前年度値×機械設備の取得固定資産伸び率
その他	取得固定資産	79	79	79	前年度値×機械設備及び線路設備の取得固定資産伸び率
	正味固定資産	27	27	27	前年度値×機械設備及び線路設備の取得固定資産伸び率
合計	取得固定資産	161	161	161	
	正味固定資産	52	52	52	

設備区分別固定資産明細表
(平成22年度接続会計をもとに算定)

(単位:百万円)

Table with columns for asset categories (e.g., 土地, 建物, 構築物, 機械器具), acquisition methods (e.g., 取得, 譲渡, 貸与), and various valuation metrics. The table is organized into sections for different asset types and includes sub-totals for each.

(参考3)

設備区分別の費用明細表(特別第一種指定設備・端末系交換設備(データ)の内訳)

(参考1)設備区分別の費用明細表をもとに算定

(単位:百万円)

設備区分等 費用の項目	特別第一種指定設備		
	端末系交換設備(データ)	右記以外	局内メディアコンバータ
営業費	0	0	0
(再)貸倒損失	0	0	0
運用費	0	0	0
施設保全費	16,522	16,485	37
共通費	1,188	1,182	6
管理費	1,041	1,035	6
試験研究費	1,579	1,567	12
通信設備使用料	181	180	0
租税公課	764	759	4
減価償却費	15,434	15,277	157
固定資産除却費	244	243	1
(再)除却損	110	109	1
合計	36,953	36,729	224

(参考4)
設備区分別固定資産明細表(特別第一種指定設備・端末系交換設備(データ)の内訳)

(参考2)設備区分別固定資産明細表をもとに算定

(単位:百万円)

設備区分等	特別第一種指定設備		
	端末系交換設備 (データ)	右記以外	局内メディア コンバータ
資産の項目			
機械設備	取得価額	0	0
	減価償却累計額	0	0
	正味価額	0	0
	取得価額	519	519
	減価償却累計額	433	433
	正味価額	86	86
	取得価額	0	0
	減価償却累計額	0	0
	正味価額	0	0
	取得価額	0	0
	減価償却累計額	0	0
	正味価額	0	0
	取得価額	0	0
	減価償却累計額	0	0
	正味価額	0	0
	取得価額	0	0
	減価償却累計額	0	0
	正味価額	0	0
取得価額	156,846	156,147	699
減価償却累計額	125,491	125,324	167
正味価額	31,356	30,823	533
取得価額	0	0	0
減価償却累計額	0	0	0
正味価額	0	0	0
取得価額	21,319	21,233	86
減価償却累計額	17,588	17,518	71
正味価額	3,730	3,715	15
取得価額	0	0	0
減価償却累計額	0	0	0
正味価額	0	0	0
取得価額	99	99	0
減価償却累計額	93	93	0
正味価額	6	6	0
取得価額	0	0	0
減価償却累計額	0	0	0
正味価額	0	0	0
取得価額	0	0	0
減価償却累計額	0	0	0
正味価額	0	0	0
取得価額	0	0	0
減価償却累計額	0	0	0
正味価額	0	0	0
取得価額	0	0	0
減価償却累計額	0	0	0
正味価額	0	0	0
取得価額	0	0	0
減価償却累計額	0	0	0
正味価額	0	0	0
取得価額	0	0	0
減価償却累計額	0	0	0
正味価額	0	0	0
取得価額	43,685	43,490	195
減価償却累計額	30,795	30,658	138
正味価額	12,890	12,833	57
取得価額	3,607	3,591	16
減価償却累計額	3,016	3,002	13
正味価額	591	589	3
取得価額	314	314	1
減価償却累計額	281	280	1
正味価額	33	33	0
取得価額	118	117	0
減価償却累計額	100	99	0
正味価額	18	18	0
取得価額	4,059	4,045	14
減価償却累計額	3,175	3,165	11
正味価額	884	880	4
取得価額	75	75	0
減価償却累計額	47	46	0
正味価額	29	29	0
取得価額	5,145	5,124	22
減価償却累計額	0	0	0
正味価額	5,145	5,124	22
取得価額	505	503	2
減価償却累計額	0	0	0
正味価額	505	503	2
取得価額	37,433	37,389	44
減価償却累計額	33,270	33,233	37
正味価額	4,164	4,157	7
取得価額	273,725	272,646	1,079
減価償却累計額	214,288	213,851	437
正味価額	59,437	58,795	641

(参考5)

設備区分別の費用明細表(特別第一種指定設備・端末系伝送路(電気信号の伝達に係るもの)の内訳)

(参考1)設備区分別の費用明細表をもとに算定

(単位:百万円)

設備区分等 費用の項目	特別第一種指定設備				
	端末系伝送路 (電気信号の伝達に係るもの)	右記以外	回線管理運営	回線管理運営 (イーサネットフレーム伝送機能以外)	回線管理運営 (イーサネットフレーム伝送機能)
営業費	24,068	0	24,068	23,708	359
(再)貸倒損失	0	0	0	0	0
運用費	0	0	0	0	0
施設保全費	163,721	161,009	2,711	2,711	0
共通費	7,830	6,977	853	842	11
管理費	17,609	15,801	1,809	1,798	10
試験研究費	3,477	3,477	0	0	0
通信設備使用料	51	51	0	0	0
租税公課	26,897	26,776	121	120	1
減価償却費	75,691	69,860	5,831	5,827	4
固定資産除却費	14,178	14,015	163	163	0
(再)除却損	3,303	3,169	134	134	0
合計	333,522	297,966	35,556	35,170	386

(参考6)

設備区分別固定資産明細表(特別第一種指定設備・端末系伝送路(電気信号の伝達に係るもの)の内訳)

(参考2)設備区分別固定資産明細表をもとに算定

(単位:百万円)

設備区分等		特別第一種指定設備				
		端末系伝送路 (電気信号の伝達に係るもの)	右記以外	回線管理運営	回線管理運営 (イーサネットフレーム伝送機能以外)	回線管理運営 (イーサネットフレーム伝送機能)
資産の項目						
機械設備	公衆電話機械設備	取得価額	0	0	0	0
	減価償却累計額	0	0	0	0	0
	正味価額	0	0	0	0	0
	市内電話機械設備	取得価額	28,542	28,542	0	0
	減価償却累計額	23,772	23,772	0	0	
	正味価額	4,770	4,770	0	0	
	市外電話機械設備	取得価額	0	0	0	0
	減価償却累計額	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	
	電信機械設備	取得価額	0	0	0	0
	減価償却累計額	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	
	電報機械設備	取得価額	0	0	0	0
	減価償却累計額	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	
	DDX機械設備	取得価額	0	0	0	0
	減価償却累計額	0	0	0	0	
	正味価額	0	0	0	0	
	画像機械設備	取得価額	0	0	0	0
	減価償却累計額	0	0	0	0	
正味価額	0	0	0	0		
OCN機械設備	取得価額	0	0	0	0	
減価償却累計額	0	0	0	0		
正味価額	0	0	0	0		
伝送機械設備	取得価額	10,830	10,830	0	0	
減価償却累計額	9,967	9,967	0	0		
正味価額	863	863	0	0		
無線機械設備	取得価額	4,072	4,072	0	0	
減価償却累計額	3,649	3,649	0	0		
正味価額	423	423	0	0		
電力設備	取得価額	8,268	8,268	0	0	
減価償却累計額	6,820	6,820	0	0		
正味価額	1,448	1,448	0	0		
電話番号案内設備	取得価額	0	0	0	0	
減価償却累計額	0	0	0	0		
正味価額	0	0	0	0		
総合監視システム	取得価額	72	72	0	0	
減価償却累計額	67	67	0	0		
正味価額	4	4	0	0		
空中線設備	取得価額	159	159	0	0	
減価償却累計額	130	130	0	0		
正味価額	29	29	0	0		
通信衛星設備	取得価額	0	0	0	0	
減価償却累計額	0	0	0	0		
正味価額	0	0	0	0		
端末設備	取得価額	0	0	0	0	
減価償却累計額	0	0	0	0		
正味価額	0	0	0	0		
線路設備	市内線路設備	取得価額	2,608,025	2,608,025	0	0
	減価償却累計額	2,175,014	2,175,014	0	0	
正味価額	433,012	433,012	0	0		
市外線路設備	取得価額	0	0	0	0	
減価償却累計額	0	0	0	0		
正味価額	0	0	0	0		
土木設備	取得価額	1,554,946	1,554,946	0	0	
減価償却累計額	1,228,112	1,228,112	0	0		
正味価額	326,834	326,834	0	0		
海底線設備	取得価額	4,442	4,442	0	0	
減価償却累計額	4,204	4,204	0	0		
正味価額	238	238	0	0		
建物	取得価額	114,551	107,097	7,455	7,373	
減価償却累計額	80,654	75,430	5,224	5,167		
正味価額	33,898	31,667	2,231	2,207		
構築物	取得価額	9,477	8,885	592	586	
減価償却累計額	7,923	7,428	495	490		
正味価額	1,554	1,457	97	96		
機械及び装置	取得価額	3,089	2,830	259	256	
減価償却累計額	2,776	2,539	237	235		
正味価額	313	292	22	21		
車両及び船舶	取得価額	481	470	11	11	
減価償却累計額	405	396	9	9		
正味価額	76	74	2	2		
工具、器具及び備品	取得価額	24,303	16,073	8,230	8,208	
減価償却累計額	19,618	13,214	6,404	6,385		
正味価額	4,685	2,859	1,826	1,823		
リース資産	取得価額	609	533	76	76	
減価償却累計額	349	306	43	43		
正味価額	260	227	33	33		
土地	取得価額	16,882	15,505	1,376	1,360	
減価償却累計額	0	0	0	0		
正味価額	16,882	15,505	1,376	1,360		
建設仮勘定	取得価額	10,932	10,932	0	0	
減価償却累計額	0	0	0	0		
正味価額	10,932	10,932	0	0		
無形固定資産	取得価額	172,590	100,391	72,199	72,168	
減価償却累計額	135,407	78,253	57,154	57,130		
正味価額	37,183	22,138	15,045	15,038		
合計	取得価額	4,572,270	4,482,072	90,198	90,038	
減価償却累計額	3,698,868	3,629,301	69,567	69,458		
正味価額	873,402	852,771	20,632	20,580		

接続料と利用者料金との関係について

- 一般に、市場メカニズムが有効に機能している場合、小売料金はコストに適正利潤が乗せられたものになることから、接続料の妥当性を検証するため、平成11年から、接続料と利用者料金の関係に関する検証(以下「スタックテスト」という。)を行っている。
- 今回申請のあった、将来原価方式により算定された平成24年度の加入光ファイバに係る接続料に関しては、総務省が実施するスタックテストとして、①Bフレッツ及び②フレッツ光ネクストを行うこととする。
- 当該スタックテストの検証結果については、同時に申請のあった①実際費用方式に基づく平成24年度の接続料等の改定、②次世代ネットワークに係る平成24年度接続料の改定において記載しているところ、いずれのスタックテストにおいても、利用者料金が接続料を上回っており、営業費相当分も基準値を上回っていることから、接続料が不適正であるとは認められないとしているところである。